

の制限を緩和する必要が起つて來た。最近に於ける増資又は拂込徴收は可なり寛大に取扱はれてゐる。だが金融餘力の増大に伴ひ、必要以上に資金を借入れて、之を事業設備に注ぎ込むが如き事態を惹起すれば、當然統制は攪亂されて了ふから、増資を許可する代りに或る限度以上の借入金は出來ないことにしたのである。

(2) 限度超過借入金の許可申請

借入金の限度を指定された會社が、事業の經營上資金の必要を生じた場合、其の限度を超えて借入金を爲すには主務大臣の許可を受けなければならぬ(令第三三項)。主務大臣に提出すべき許可申請書は別掲第二十六號様式に依り、日本銀行の本店又は支店を経て之を提出することを要する(則第三九項)。

此の許可申請書には左記書類を添付するのである(條第三九項)。

- 一、定款並に最終の貸借對照表及び損益計算書
- 二、最近に於ける資産及び負債に關する試算表
- 三、資金の借入に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書
- (3) 限度超過借入金の使途

會社が指定された限度を超へて爲す借入金は、左記の使途の何れかに充てられるものであつて、

各使途は之を許可申請書に詳記する必要がある(第二十六號様式)。

- 一、事業設備の新設、擴張等の資金に充てられる場合  
事業計畫の概要、所要資金の總額並に資金の調達方法、主要生産品名及び豫定生産高等の概要を示さねばならぬ。
- 二、借入金の返済に充てる場合  
返済先及び其の金額の記載を必要とする。
- 三、運轉資金に充てる場合  
單に其の旨を表示すればよい。
- 四、有價證券を取得する資金に充てる場合  
有價證券の銘柄、數量、取得價格等を記載せねばならぬ。
- (4) 借入先  
右の借入先は、金融機關の場合と然らざる場合とがある。金融機關は銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫等とし、其の他の金融機關より借入るる場合は、會社よりの借入金として取扱はれる(第二十六號様式)。借入先が金融機關に非ざる場合は、許可申請書には借入先に

關する事項として左記事項の記載を要するも、金融機關よりの借入については之等の事項の記載を要しない(記載心得)。

一、借入先に關する事項

イ、住所

ロ、資本金

ハ、最近の事業年度に於ける利益金及び配當

ニ、申請書との關係

第十節 餘裕資金運用に關する經理命令

會社の經理を適正ならしむる爲め、主務大臣が必要ありと認めたる場合は、餘裕資金を持つ會社に對し其の運用に關する命令を發することが出来る(令第三)。本令に謂ふ餘裕資金とは、會社經理の上から見て經常的な性質を持つたもの、こと、之が使用を自由に放任するときは、特に濫用の弊に陥り易いから、政府は之に對し運用命令を發する權限を與へられた。留保資金の運用については第六條にも其の規定があるが、之は積立金の運用について必要な命令を爲すのであるから、經常的な

餘裕資金の運用と混同してはならぬ。餘裕資金の運用を統制せんとするの趣旨は、餘裕資金の濫費を防いで、其の運用を指導するにあるが(註一〇三)、運用方法としては福利施設、國債投資等が挙げられてゐる。

註一〇三 迫水企畫課長は其の講演中で「第三十四條は餘裕資金の運用の問題であります。會社が金が餘つて仕様がないうちの場合、定期預金にして置くのも仕方がないから、土地でも買つて置かうといふやうなものを抑へる趣旨なのであります。此の項では餘裕金といふものは恐らく餘り無いのだと思ひますから、従ひまして此の規定が實際上適用がある場合は稀であると存じて居ります」(「會社經理統制令」解説「四二一三頁」と述べてゐる。)

## 第六章 經理検査

### 第一節 諸報告の徴取

#### (一) 經理検査の方法

本令に依り主務大臣が會社の資産負債及び損益の内容、利益金の處分其他經理に關し、検査を行ふには國家總動員法第三十一條の規定に基き、左の如き二つの方法が選ばれる<sup>(令第三、五條)</sup>。

#### 一、報告の徴取

#### 二、臨検検査

之等の經理検査の主眼とする所は舊勅令も同様であるが、本令は舊勅令に比して遙かに詳細なる規定を設けた。以下、之等の諸規定について説明を試みやう。

#### (二) 提出書類

#### (1) 會社概況報告書

(イ) 資本金二十萬圓以上の會社、又は資本金二十萬圓未滿の相互會社は、本令施行後十五日以

内に別掲第二十七號様式に依る會社概況報告書(甲號)を主務大臣に提出せねばならぬ(附第四〇條第一項)。こゝで本令施行後十五日とあるも、本令施行後設立されたる會社、又は本令施行後資本増加、若くは合併に因り資本金二十萬圓以上となりたる會社にありては、設立、合併又は資本増加後三十日以内に之を提出すべきものとする(附第四〇條第二項)。報告書の記載事項を示せば左の如くである。

一、會社の本店の所在場所

相互會社にありては主たる事務所の所在場所を記載すること

二、商號

相互會社にありては其の名稱を記載すること

三、資本金

合名會社、合資會社にありては出資總額、株式會社にありては株金總額、株式合資會社にありては出資總額及び株金總額の合計額、相互會社にありては基金總額を記載すること

四、代表者氏名

會社に於ける役名をも記載すること

五、會社の營む主たる事業

イ、會社が現實に經營する事業にして其の主たるものを主たるものの順序に記載すること

ロ、物品販賣を主たる事業とするものにおいて主たる取扱商品名を明ならしむること

六、工場又は事業場につき陸軍又は海軍の管理又は監督を受けるの有無

陸軍の管理又は監督を受けるものときは「陸」と記載し、海軍の管理又は監督を受けるものときは「海」と記載し、陸軍海軍雙方の管理を受けるものあるときは「陸、海」と記載し、何れの管理も無きときは「無シ」と記載すること(註10頁)。

七、役員其の他従業者數

最近の現在に依り記載すること

八、囑託者等

勅令第九條第二號に該當する者を記載すること

九、最近三年間に於ける資本異動

公稱資本金の増加又は減少、其の年月、金額及び其の事由を記載すること

一〇、主たる株主二十名

イ、報告の時の現在に依り記載すること

- ロ、最大の株主、出資者又は基金醸出者より順次二十名につき記載すること
- ハ、氏名は合名會社、合資會社及び有限會社にありては社員名を、株式合資會社にありては株主及び社員の氏名を、相互會社にありては基金醸出者の氏名を記載すること
- ニ、株式數は合名會社及び合資會社にありては出資金を、株式合資會社にありては出資金又は株式拂込金額を、有限會社にありては出資の口數を、相互會社にありては醸出したる基金額を記載すること

註一〇四 本文に掲ぐる記載事項中(一)乃至(六)は、第一號乃至第二十三號、第二十七號乃至第三十號の各様式に共通せるものであつて、會社經理統制令關係の提出書類に於ける一つの特徴をなしてゐる。

ロ、本令施行の際、資本金十五萬圓以上二十萬圓未滿の會社(相互會社を除く)は、本令施行後三十日以内に、別掲第二十八號様式に依る會社概況報告書(乙號)に最終の貸借對照表を添へ、之を主務大臣に提出せねばならぬ(別掲四)。報告書の記載事項は、甲號報告書と大體同様であるが、こゝでは役員其他従業者數の外に、其の支拂給與の各種別に依り其の月額又は年額を記載することになつてゐる。

(2) 旅費規程報告書

(イ) 資本金二十萬圓以上の會社、又は資本金二十萬圓未滿の相互會社は、本令施行後三十日以内に別掲第二十九號様式に依り、旅費規程を主務大臣に報告せねばならぬ(別掲三)。報告書の記載事項のうち直接旅費に關係ある事項は左の如くである。

一、資格

役員、社員其他資格又は階級に依り、支給すべき旅費に差等あるときは其の區別に依り記載すること

二、地方別に手當、宿泊料を定むる場合の明細

關東州、滿洲國、支那其他外國旅費に關し定あるときは之を別紙に記載すること

其の記載が本様式に依り難きときは別紙に記載するも妨げない。

(ロ) 本令施行後設立された會社、又は本令施行後資本増加若くは合併により資本金二十萬圓以上の會社となりたる會社にありては、設立、合併又は資本増加後三十日以内に報告書の提出を要する(別掲二)。

(ハ) 會社が旅費規定を變更したるときは、遲滞なく其の旨を主務大臣に報告せねばならぬ。但し變更したる部分が、旅費規定の大部分に互るときは、變更後の旅費規程を別掲第二十九號様式に

依り、改めて主務大臣に之を報告する必要がある(則第四三)。

此の規定は決して旅費規程の制定を強制するものではないが、今日の實情を見ると役員其他社員の出張旅費について細目を規定するのが普通であり、當局は之等の旅費規程を検査して經理の堅實性を保持せしめんが爲め、本報告書を提出せしむるのである。

(3) 會社經理狀況報告書

本令給與規定の適用を受くる會社、即ち(一)資本金二十萬圓以上の會社、又は(二)資本金二十萬圓以上の會社以外の會社であつて、役員及び社員の合計數常時三十人以上の會社は、毎事業年度の決算確定後三十日以内に、第三十號様式に依り會社經理狀況報告書を主務大臣に提出しなければならぬ(則第四五)。(條第一項) 此の決算確定後三十日以内とは事業年度終了後の意味ではなく、株主總會又は社員總會終了後と云ふ意味である。本報告書には會社の一般的事項の外に、左の如き事項が記載されるのである。

一、主たる株主十名の氏名、其の株式數

第二十七號様式に依る會社經理概況報告書は主たる株主二十名の氏名及び株式數の記載を要するも、本報告書に於ては第二十七號様式に準じ主たる株主十名を記載すれば足りる。

二、當期間に於ける營業の概況並に經理上特に意を用ひたる事項

本報告書には左に掲ぐる書類を添付せねばならぬ(則第四三)。(條第二項) 昭和十六年九月の改正前までは、此の外に種々の添付書類を要したが、資料として一應のものは已に整つたので、今後は必要を生じた場合に、則第四十四條第二項に依り其の報告を徴し、一般的には之を徴しないことにした。

(イ) 自己資本計算書

本報告書は、各事業年度に於ける左記科目の期首現在額、期末現在額及び日割平均額を記載するのである。

一、拂込資本金

二、法定積立金

三、繰越金、額面超過金中積立金、合併差益金中積立金、減資差益金中積立金、

積立金の科目は會社の勘定科目に依り記載すること

四、稅務署長の證明を受けたる金額

施行規則第一條第一項、但書の規定に依り、固定資産償却累計金額の中、稅務署長の證明を受けて自己資本に加算したる金額を記載すること



二、役員、社員其の他従業員數

當該事業年度中の日割平均人員を記載すること

三、社員給與

役員にして社員を兼務し社員としての給料を受け居る者に付ては、給與總額及び内譯欄に夫々其の金額を記載すること

四、不要許可額

令第十二條第一號の最高報酬額を記載すること

五、法定賞與額

則第十三條第二項各號の一に掲ぐる場合に該當するときは其の金額を記載すること

七、同上算出の基礎

右の計算の手續を記載すること

八、報酬計可額

當該事業年度の役員報酬の支給に付許可を受けたるときは其の許可額を記載すること

九、賞與許可額

當該事業年度の役員賞與の支給に付許可を受けたるときは其の許可額を記載すること

十、純益金計算

會社の決算上の利益金に第七條第二項又は第三項に掲ぐる項目を加減して純益金の計算を示すこと

十一、賞與期間

イ、當該事業年度中に支給したる賞與期間を記載すること

ロ、賞與期間二以上あるときは之を區分して記載すること

十二、賞與金

イ、當該事業年度中に支給したる賞與を記載すること

ロ、支給回数二回以上あるときは各支給毎に區分して記載すること

十三、令第二十一條の限度超過額

第二十四條第一項第二號の規定に依り許可を受けて支給したる金額、又は令第二十一條第二項但書の規定に依り許可を受けて支給したる金額は夫々區分して記載すること

十四、昇給



イ、昇給月日

當該事業年度中の昇給月日を記載すること

ロ、昇給額

基本給料月額を記載すること、但し許可を受けて昇給したる場合は許可を受けたる部分を區分して記載すること。

ハ、基本給料積算額

各昇給者の當該昇給直前の基本給料額に各昇給者の直前の昇給日（初めて昇給したる者に付ては採用の日）後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計給を記載すること

ニ、令第十九條第二項各號の昇給に付ては記載せざることを

(ハ) 特殊支出調書

本調書も昭和十六年九月の改正に際し、始めて定められたもので（別表第三號）、特殊支出と稱するものは、(一)機密費等（交際費、接待費、廣告宣傳費其の他之等と同様の性質を有する支出を含む）、(二)寄附金等（之と同様の性質を有する支出を含む）、(三)福利施設費其の他之と同様の性質を有する支出、(四)研究費其の他之と

同一の性質を有する支出の四種類であつて、新第三十三號様式に依り之を提出する。此の調書は令第二十九條の規定に依る福利施設費及び研究費の支出に關する報告、並に則第四十三條第一項第七號の規定に依る經費支出明細書が整理されたから、之等の報告書に代はるべきものとして提出せしむることになつた。其の記載事項について注意を要する點を次に述べやう。

一、基準月額

令第二十九條第一項乃至第四項の規定に依り報告し、承認を受け、増額し又は減額したる基準月額を記載すること

二、基準月額に當該事業年度の月數を乗じて得べき金額

月數は曆に従ひ計算し、一月未滿の端數を生じたるときは之を一月に切上ぐることを

三、備考

當該事業年度の支出に付令第二十九條第五項の規定に依り許可を受けたるときは其の旨記載すること

四、其の他

資産中假勘定に計上したるもの其の他資産に計上したるものを記載すること

五、寄附金支出豫定報告額

令第二十九條ノ二第一項の規定に依り報告したる當該事業年度の豫定額を記載すること

六、備考

當該事業年度の支出に付令第二十九條ノ二第二項の規定に依り許可を受けたるときは其の旨記載すること

舊第三十七號様式に依る経費支出明細書は、(一)諸給與、(二)令舊第二十九條關係の支出、(三)旅費、(四)償却費、(五)其の他の経費(通信費、修繕費、支拂利息及び割引料等を含む)等につき、製造原價に算入したる経費、其の他の経費、利益金處分に依る経費、其の他、合計等に分類して其の金額を記載せしめた。

(チ) 財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益金處分に関する書類

損益計算書は、總勘定元帳に依る科目其の儘に作成することを要し、總益金及び總損金を損益計算發生の原因に依り區分記載することは廢止せられた。

(三) 書類の提出手續

(1) 提出通數

本令に依り提出すべき申請書、報告書又は届書に関する施行規則第四十五條の規定は、昭和十八年十一月一日閣令第二十七號を以て改正された。之に依れば令第三十六條、第三十八條及び第三十九條を除くの外は、左の各號に定むる所に依り之を提出することを要する(改正規定)。

一、特別の法令又は統制會社令に依り設立せられた會社(令第二項)、又は地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又は造船事業法の適用を受くる事業のみを営む會社(令第三項)は各一通

二、其の営む事業の一部が、地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又は造船事業法の適用を受くる事業に該當する會社は、其の主務大臣の數に相當する通數

三、銀行、信託會社、保險會社、無盡會社及び有價證券引受業法に依る證券引受會社は各一通

四、以上に掲ぐる會社以外の會社にして資本金五百萬圓以上のもの、又は主務大臣の指定したるものは二通

五、以上に掲ぐる會社以外の會社は三通

(2) 提出先

以上の書類は、(一)直接主務大臣に提出するもの、(二)他の機關を經由して提出するものの二つの場合がある。此の提出先も昭和十八年十一月一日閣令第二十七號に依つて、其の通數と同時に左

の如く改正された(四第四五條)。

一、主務大臣に直接提出する場合

(イ) 特別の法令又は統制會社令に依り設立せられた會社(四第四一)は主務大臣に直接提出する。

(ロ) 地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又は造船事業法の適用を受くる事業を營む會社(四第三四)は、直接其の主務大臣に提出する。

(ハ) 地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又は造船事業法の適用を受くる事業を其の事業の一部として營む會社(四第四二)は、其の主務大臣連名にて(ロ)の場合の主務大臣(若し(ロ)の主務大臣二以上ある時は會社の營む事業の中主たるものに関する主務大臣)に直接提出する。

(ニ) 銀行、信託會社、保險會社、無盡會社及び有價證券引受業法の證券引受會社は、主務大臣に直接提出する。

(ホ) 以上に掲ぐる會社以外の會社にして資本金五百萬圓以上のもの、又は主務大臣の指定したるものは主務大臣に直接提出する。主務大臣二以上ある時は連名宛とし、會社の營む事業の中主たるものに関する主務大臣に直接提出しなければならぬ。

二、他の機關を經由して主務大臣に提出する場合

(イ) 以上に掲ぐる會社以外の會社は、主務大臣二ある時は連名宛とし、會社の本店又は主たる營業所の所在地を所轄する財務局出張所を經て提出する。

(ロ) 施行規則第三十六條、第三十八條及び第三十九條の場合は日本銀行の本店又は支店を經て提出する(八第三六條、第三九條)。

從來、大藏大臣のみが其の主務大臣たる會社の報告書及び申請書は、所轄財務局出張所を經由して提出せしめて、可なり煩雜な手續を要したのであるが(四第四五)、昭和十六年九月以降、財務局長に事務を委任せられ居るものを除く其のものは、直接之を大藏大臣宛に提出せしめることに改められた(四第四五條一項)。

右は經由官廳を成るべく省略し、申請手續の簡易化を圖らんとする趣旨に基くものである。

(四) 提出書類の指示及び提出命令

主務大臣は必要ありと認むるときは、特に會社を指定して本令に依り提出すべき許可、指定若くは承認の申請書、報告書又は届書及び之に添附すべき書類に關し、特に別段の指示を爲すことがあり(四第三四)、又、會社を指定して本令に定むるものの外、必要と認むる書類の提出を命ずることも出来る(四第三四)。

報告及び届書提出期限表

提出書類	規定	様式	提出期限	提出義務者
賞與期間届書	則第二十三條第一項	第十一條	(一) 本令の施行後三十日以後 (二) 新に本令の適用を受けるに至りたる會社は其の時より三十日以内	(一) 資本金二十萬圓以上の會社 (二) 前號に規定するものを除くの外役員及び社員合計數常時三十人以上の會社
賞與期間變更届書	則第二十八條	第十一號	變更せんとする都度	
役員雜給與準則報告書	令第二十四條第一項、則第二十八條 (國家總動員法第三十一條)	第十六號	本令施行後三十日以内	
役員雜給與準則承認申請書	令第二十四條第二項、則第二十九條	第十六號	新に本令の適用を受くるに至りたる會社は其の都度	
社員手當準則報告書	令第二十四條第一項、則第二十八條 (國家總動員法第三十一條)	第十七條	本令施行後三十日以内	
社員手當準則承認申請書	令第二十四條第二項、則第二十五條	第十七號	新に本令の適用を受くるに至りたる會社は其の都度	
社員退職金準則報告書	令第二十四條第一項、則第二十八條 (國家總動員法第三十一條)	第十八號	本令施行後三十日以後	
社員退職金準則承認申請書	令第二十四條第二項、則第二十九條	第十八號	新に本令の適用を受くるに至りたる會社は其の都度	

機密費等基準月額報告書	令第二十九條第一項、則第三十一條第一項 (國家總動員法第三十一條)	第十九條	昭和十六年九月十六日迄	
機密費等基準月額承認申請書	令第二十九條第二項、則第三十二條 (國家總動員法第三十一條)		昭和十六年九月十七日以後に設立せられ、又は資本金百萬圓以上となりたる會社より其の事實ありたる日の後三十日以内	資本金百萬圓以上の會社(特別の法令に依り設定せられたる會社を除く)
寄附金等豫定額報告書	令第二十九條ノ二、則第三十四條ノ二 (國家總動員法第三十一條)	第二十二號	毎事業年度開始三十日前、設立又は合併に因りては最後の事業年度に在りては其の事業年度開始後三十日以内	
福利施設費豫定變更報告書、同豫定超過支出報告書、研究費豫定變更報告書、同豫定超過支出報告書は廢止となる。(昭和十六年九月)				
會社概況報告書	則第四十條	第二十七條	(一) 本令施行後十五日以内 (二) 新に本令の適用を受くるに至りたる會社は其の時より三十日以内	資本金二十萬圓以上二十萬圓未満の相互會社
	則第四十一條	第二十八號	本令施行後三十日以内	本令施行の際資本金十五萬圓以上二十萬圓未満の會社(相互會社を除く)

旅費規程報告書	則第四十二條第一項、第二項	第二十九號	(一) 本令施行後三十日以内 (二) 新たに本令の適用を受けるに至りたる會社は其の時より三十日以内	(一) 資金二十萬圓以上の會社 (二) 前號に規定するものを除くの外役員及び社員の合計當時三十人以上の會社
旅費規程變更報告書	則第四十二條第三項	第二十九號	變更の都度	
會社經理狀況報告書	則第四十三條第一項	第三十號	決算確定後三十日以内	
自己資本計算書	則第四十三條第二項第一號	第三十一號	決算確定後三十日以内	
利益配當金並ニ給與調書	則第四十三條第二項第二號	第三十二號	決算確定後三十日以後	
給與狀況調書(廢止となる)	則第四十三條第二項第三號		決算確定後三十日以内	
資産償却計算書(廢止となる)	則第四十三條第二項第四號		決算確定後三十日以内	
支出の豫算実績對照表(廢止となる)	則第四十三條第二項第五號		決算確定後三十日以内	

旅費支出明細書(廢止となる)	則第四十三條第二項第六號		決算確定後三十日以内
經費支出明細書(廢止となる)	則第四十三條第二項第七號		決算確定後三十日以内
特殊支出調書	則第四十三條第二項第四號		決算確定後三十日以内

(五) 書類の統制會經由

昭和十七年二月十七日「國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職務ヲ行ハシムルコトニ關スル法律」(昭和十七年法律第五號)が公布され、法令の定むる行政官廳ノ職務は、別に命令に依つて定むる所に依り、之を國家總動員法第十八條の規定に依る法人其他の法人をして行はしむることが出来るやうになつた。此の法律の施行期日は昭和十八年一月二十日勅令第二十五號を以て同年二月一日と定められ、之と同時に行政官廳職權委讓令を公布して、昭和十七年十月十四日統制會に關する閣議申合の趣旨に則り、差當つては第一次指定に係る統制會(註二〇四ノ三)をして一定の職權を行はしむることとした。之が爲に從來は直接主務大臣へ提出した書類の或るものは、當該統制會を經由

して提出することに改められた。

註一〇四ノ二 行政官廳職權委譲令に依りて、行政官廳の職權を委譲された統制會社は左の如くである。

(一) 鐵鋼統制會、(二) 石炭統制會、(三) 鐵山統制會、(四) セメント統制會、(五) 車輛統制會、(六) 自動車統制會、(七) 精密機械統制會、(八) 電氣機械統制會、(九) 産業機械統制會、(一〇) 金屬統制會、(一一) 貿易統制會(昭和十八年六月二十九日勅令第五四五號に依り創設)。

會社經理統制令に基き、行政官廳に提出すべき書類については、其の會社が前記統制會の會員たる團體を組織する者なる時は當該統制會を經由せねばならぬ(第三項)。唯だ(一) 本令施行規則第三十六條、第三十八條又は第三十九條の規定に依り日本銀行を經由して提出すべきもの、(二) 同則第四十五條の規定に依り、財務局出張所を經由して提出すべきものは従前通りの取扱とし、此の規定から除外されてゐる(同項)。書類を提出すべき會社が、二以上の統制會の會員又は會員たる團體を組織する者なる時は、其の主たる關係ある統制會を經由して提出すべきものとし、此の場合に於ては關係ある他の統制會の名稱を當該書類に附記することになつてゐる(第二項)。

#### (六) 提出書類の簡素化

許可認可等臨時措置法(昭和十八年法律第七六號)に依れば、(一) 許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等を努めて省略し、且つ(二) 許可、認可、免許、承認、検査、協議等を届出、報告等をして之に代ふることにより行政事務の簡素化を図ることとなつた(第一項)。

### 第二節 臨 檢 査

主務大臣は、會社の資産負債及び損益の内容、利益金の處分其他經理に關し、國家總動員第三十一條の規定に依り報告を徴するの外、當該官吏をして必要なる場所に臨檢して、業務の狀況若くは帳簿其の他の物件を検査せしめることが出来る(令第三三五條第一項)。此の場合に於て、臨檢を行ふ官吏は其の身分を示す證票を携帯する(令第三三五條第二項)。

### 第三節 財務諸表の法定

會社は閣令の定むる所に依り、財産目録、貸借對照表、損益計算書及び原價計算に關する書類を作成せねばならぬ(令第三三三條第一項)。財産目録に記載すべき財産は、閣令の定むる所に依り之を評價し(同項)、又、會社は右の各書類の調成に必要な帳簿を備へ、整然且つ明瞭に之が記帳をなすことを命ぜられてゐる(同項)。併し此の勅令第三十六條の規定は準備の都合上施行を延期され、之に必要な閣令も原價計算規則の外には未だ公布の運びに至つてゐない。之等の規定を施行するには先づ財務諸表及び評價について準則を制定せねばならぬ必要がある。

財務諸表については、獨り會社經理統制令のみでなく、商法中改正法律施行法に於ても、其の記載方法其の他の様式は命令を以て之を定むる旨を規定してゐる(九條)。併し乍ら昭和五年臨時産業合理局に設けられた財務管理委員會は、既に原價計算準則と共に財務諸表準則を發表したが、更らに昭和十五年五月には、前年十月に於ける軍需品工場検査令制定が契機となつて、他の一聯の經理統制準則と共に陸軍々需品工場事業場財務諸表準則(編註)が制定され、事業主の提出すべき貸借對照表と損益計算書の作成基準を規定した。而して軍需關係以外の工場會社についても、經理計算の統一化を圖る必要上、昭和十五年企業院に財務諸表統一協議會が出現し、商工省の原價計算專門委員會も之に吸収して、軍關係及び民間關係の全事業に通ずる統一計算制度を樹立することとなり、昭和十六年十二月十五日製造工業財務諸表準則要綱案が發表された。此の要綱案は會社經理統制令に依る閣令として法制化し、製造工業を營む者につき實施せしむるである。之に續いて鑛業、商業其の他の業種に適切なる業種別準則も策定される。此の要綱草案は、製造工業貸借對照表準則草案、製造工業財産目錄準則草案、製造工業損益計算書準則草案の三つに分れてゐる。全體を通じて注目すべき點を示せば左の如くである。

(1) 形式の簡明化

企業院立案の財務諸表準則要綱案について、先づ注目される點は其の形式の簡明化と云ふことである。諸準則は公告式に依り株主總會に提出するものとして作成されてゐるから、意を専ら形式の簡明化に用ひたのは當然であるが、同時に一般投資先並に債權者等が企業につき知らんと欲する所も充たし得るやうに考慮された。

(2) 形式の統一

貸借對照表及び財産目錄に於ける科目の分類は(註一〇五)、相互の關聯を統一し且つ科目を細胞的に構成し、大中小の三段階とし、大科目、中科目との分類の變更は認めず、たゞ小科目について業種業態に依り之が變更を認めることとした。損益計算書の科目は最小限の要求であるから、更らに之を細分することは妨げない。

註一〇五 製造工業原價計算要綱に於ける勘定組織は、原價計算に關する科目が一般會社との關聯に於て有機的一體を爲す如く規定し、其の分類の規準を明かにした。従つて此の場合に於ける科目の分類は、製造工業貸借對照表準則及び製造工業損益計算書準則との關聯をも考慮した上で定められたものである。

(3) 企業成績の闡明

損益計算書については、賣上損益の計算を爲し得る如くに企業本來の成績を明瞭ならしむること

に重點を置き、製造上の損益をも明瞭ならしむるやうに規定してある。財産目録の各財産に附すべき價額の評價については、別に財産評價準則に於て規定する。

(一) 製造工業貸借対照表準則草案

軍需品工場事業場財務諸表準則に依れば、其の定むる所の貸借対照表は商法第二十六條の規定に依り決算に際して作成すべき貸借対照表と同一なることを要しない(第一節)。同準則附屬様式第一號に示した貸借対照表雛形は、軍需品會社に一般的に適用さるべきものであるが、各種の業態に適用する便宜を考慮して、唯だ原則的に定めたるに過ぎないから、之を實際に適用するに當りては、業種の特異性を考慮して關係官廳の認可を受けて適宜に変更を加へることを認めてゐる(第二節)。尙ほ貸借対照表の作成を三ヶ月毎に命じてゐるのも、此の貸借対照表の有する特異性を示したものと云へるであらう。然るに製造工業貸借対照表準則に依る貸借対照表は、製造工業(修繕、工事等の作業を爲す事業を含む)を営む株式會社が、決算に際して作成すべき貸借対照表の基準方式となるものであり、株式會社以外の者が作成すべき貸借対照表についても、本準則に別段の定ある場合を除くの外は、總て本準則に依るべきものとする(第三節)。貸借対照表は横書とし、左右二部に分ち、左側を借方(又は資産の部)、右側を貸方(又は負債の部)と爲し、夫々摘要欄及び金額欄を設けて、科目及び價額を記載

する。之を公告する場合には特に縦書とし、上段、下段又は前部、後部に分ち上段又は前部を借方、下段又は後部を貸方と爲すことが認められてゐる。

(二) 製造工業損益計算書準則草案

軍需品工場事業場財務諸表準則は、損益計算書についても、其の特異性を認め、商法第九十條の規定に依り決算に際して作成すべき損益計算書と同一たることを要しないとてゐる(第一節)。而して此の場合に於ける損益計算書は、原則として各營業年度母に作成せしめる。然るに製造工業損益計算書準則草案に依れば、之れまた製造工業を営む株式會社が決算に際し、作成すべき損益計算書の基準方式となるもので、株式會社以外の者が作成すべき損益計算書についても、之を準用するものとする(第二節)。此の損益計算書は横書とし、左右二部に分ちて左側を損失の部、右側を利益の部と爲し、夫々摘要欄及び金額欄を設けて科目及び價額を記載するのである(第三節)。

(三) 製造工業財産目録準則草案

特に從來の形式に変更を加へたと言ふべき程でなく、貸借対照表の資産又は負債の價額は財産目録に記載せし價格と同一たることを要求されるが、之は極めて當然のことである。財管準則では但書を附し、必要ある場合には之と異りたる價額を參考として説明を加ふることとした。



第四節 原價計算書類

(一) 原價計算の目的

原價計算は經營能率の増進其他諸種の目的を有するが、各法令に於て原價計算を爲さしむる直接の目的は必ずしも同一ではない。即ち(一)價格等統制令に於ては適正價格の決定の爲めであり、(二)會社經理統制令に於ては經理の適正を期せしむる爲めであり、更に(三)軍需品工場事業場検査令に於ては軍需品の調辨價格決定の爲めである。故に之等の異なる法令を形式的に單一の法令に統一しても、決して其の實質までが單一化されたとは云へない。

元來、原價計算なるものは、自由主義經濟時代に於て製品原價の合理的引下げに依る販路擴張と云ふ賣價政策に出發した爲めに、動もすれば原價計算制度を以て價格決定の手段とのみ考へられ勝ちであつた。従つて我が國の統一原價計算制度も、各業種に於ける生産品の適正價格を算定すると共に、企業經營の能率増進を圖ることを其の主たる目的とした。然るに大東亞戰爭下に於ける原價計算制度は從來の考へ方を改め、其の主たる目的は「生産及び經營ノ實態ヲ計數的ニ把握シ、以テ生産ノ基準並ニ能率増進ノ基礎ヲラシムルト共ニ、併セテ適正ナル價格決定ニ資スルニ在ルコト」

が明確にされた。此の新方針は云ふまでもなく、軍需會社法に依る生産命令等の圓滑なる運用を確保すべき、綜合技術の一環として原價計算を活用せんとする趣旨に基いてゐる。

昭和十八年十月三十日企畫院に於て開催された第二回財務諸準則統一協議會の決定せる「原價計算制度ノ刷新簡素化ニ關スル件」に依りて、大東亞戰爭下の原價計算制度の新しい目的が明確にされた。

從來の原價計算は物量計算と價格計算とを併せ行ひ得ることを原則とし、一つの綜合的計算體系を形成してゐた。然るに所謂原單位計算が重視されつゝある最近の實情に鑑み、一層能率増進に役立つ立しめる爲に、物量計算に重點を置く方針に修正された。其の結果として原價計算と原單位計算との一體的運用が行はれる。

原單位計算とは、一定の資材、勞力、技術及び動力を以て、設備との相關關係に於て生産効率度の基準を定めんとする方法である。之に依りて資材の面からする生産能率の度合を明かにすることが出来る。從來手を染めなかつた生産増強促進への科學的方策である。

(二) 原價計算の簡素化

大東亞戰爭下に於ける原價計算は、其の目的に照らして之を重點に指向せねばならぬ。即ち原價計算を命ずる工場事業場の選定に當りては、戦力増強に直接關係あるものみに限ることとし、業種及び工場事業場の實情を充分斟酌して、其の運用に弾力性を賦與する必要がある。併し乍ら之と

相俟つて計算の簡素化と迅速化とを圖り、之に依り其の實施をより效果的ならしむる爲に、(一)計算部門方法の改善、(二)計算關係事務の刷新が要請されるのである。

從來の原價計算制度は、適正物價算定の爲に全産業に之を實施する方針に基き、其の根本規定たる原價計算準則に依り製造工業原價計算要綱(昭和十七年四月一日閣定)及び鑛業原價計算要綱(昭和十八年四月九日閣定)を制定し、更に之等の要綱に基いて實施上の準則を制定することとなり、已に六十餘種の製造工業及び鑛山業に付て準則が制定された。然るに大東亞戰爭下に於ける原價計算制度の目的を明確化するに當り、原價計算をも簡素化し、業種別原價計算準則に準據する計算方式を廢止して、前記兩要綱に準據せしむると云ふ二本建となつた。即ち昭和十八年十一月十五日の改正規定に依れば、主務大臣が原價計算を爲すべき事業の範圍及び原價計算を開始すべき期日を指定したる時は、當該事業主は前記兩要綱に基き原價計算を行ふのである(原價計算規則 第三條第一項)。併し主務大臣の許可を受けたる時は原價計算の開始期日を延期することが出來(同規則 第四條)、又、必要ある場合は從來の如く別に業種別準則を定めて、之に據らしむることを得るものとしたが(第二條)、業種別準則に據らしむる場合には官報を以て之を告示することを廢し、單に關係事業に通知するに過ぎない。從來、事業主が原價計算を爲さんとする時、其の實施手續を制定して之を主務大臣に届出でしめた手續も省略され、原價計算開始の期日まで之を

工場事業場に備付けて置けば好い(第一條)。

(三) 原價計算に關する帳簿書類

原價を計算するに際しては一定の帳簿書類を設けて之を記録計算することを要する(製造工業要綱 第四條 第三條)。之等の帳簿書類については、製造及び鑛山要綱に列舉せるもの大同小異であり、又、製造工業要綱の規定は陸軍要綱及び海軍準則に規定する所と略ぼ同様である。製造工業場原價計算に關する帳簿書類としては左の如きものがある(製造工業要綱 第四條)。

(一)製造命令に關する書類、(二)材料及び材料費に關する帳簿書類、(三)勞務費に關する帳簿書類、(四)經費に關する帳簿書類、(五)部門費の計算に關する帳簿書類、(六)製造原價の集計に關する帳簿書類、(七)製品、仕損品、副産物、作業屑等に關する帳簿書類、(八)一般管理及び販賣費に關する帳簿書類、(九)總原價に關する帳簿書類、(一〇)賣上に關する帳簿書類

併し乍ら之等の規定は、唯だ原則的規定であるから、帳簿書類の分類、記録内容等については、業種、經營規模其の他の實情に應じて、各準則に依り適正に定めることが出來た。其の後、原價計算の簡素化に伴ひ、業種別準則は廢止せられたから大體は要綱の定むる所に従ひ、之に適宜變更を加へることになつたのである。

主務大臣は必要ありと認むるときは、會社に對し勘定科目及び帳簿組織を指定し、之に依るべきことを命ずることが出来る(令第三三三號)。各會社の千差萬別となれる亂雜極まる勘定科目は之に依つて業種別に統一されるのである。併し此の規定も尙ほ十分研究を要する爲め、其の施行が延期されてゐるから、内容について語る譯に行かない。

### 第五節 決算の監査

主務大臣が必要ありと認めたる場合は、特に會社を指定して決算に關し、當該官吏の監査を受くべきことを命令し得るのである(令第三三八號)。之はいふまでもなく強制監査の規定である。決算の監査を受けたる會社は、當該官吏の監査を受けたることの證明を受けたる後でなければ、任意に利益金を處分することは出来ない(令第三三八號)。故に監査済の證明を得る爲めには、株主總會等の開催を延期しなければならぬ場合も起り得るし、又、株主總會の終了後に監査の行はるる場合には、監査の終了するまで利益金の處分を中止しなければならぬであらう。

勅令第三十五條の検査は、之を行ふに當つて豫告を必要としないが、決算の監査は豫告に基いて行はれる相違がある。

## 第七章 自働的許可制度其の他

### 第一節 許可又は承認事務の簡捷化

#### (一) 政府機構の刷新整備

國際情勢の緊迫化に伴ひ、之に即應して國內態勢の整備強化を圖らんが爲めに、官界新體制確立に關する官民懇談會が開催され、行政事務の簡易化、許可認可に關する期限設定其の他に付具體的對策を決定して、之が實現を要望したのが導火線となり、昭和十六年七月二十五日の定例閣議に於て、官廳事務組織の再編成に關し、其の要領及び實施方策(註一〇五ノ二)を正式決定され、其の實現に努力する申合を行つた。而して其の實施方策の一つとして、速に認可許可事項並に各官廳間の協議事項の整理を行ふ等事務處理手續各般に互り、其の簡捷化を斷行することを採り上げてゐる。此の問題は久しく民間からも要望され、官民懇談會に於て決定された許可認可に關する期限設定の方策の如きも、實は其の要望の現はれと謂ふべきである。

註一〇五ノ二 昭和十六年七月二十五日の定例閣議に於て決定された行政機構刷新に關する申合は、其の後着々と實行された方

策の動向を豫め示唆せるものであつて、所謂官界新體制に關する政府當局の決意を窺ひ知ることが出来る。左に申合の全文を掲げて參考に供しやう。

現下ノ時局ニ鑑ミ、速カニ國內諸般ノ態勢ヲ刷新強化センガ爲メニハ、先ヅ國政處理ニ關スル政府機構ヲ刷新整備シ、國政ノ運用ニ高度ノ一體性、敏速性並ニ彈力性ヲ發揮セシムルコト緊要ナリ。仍テ左ノ措置ヲ講ズ。

第一要領

- 一、官廳事務處理ノ強化再編成ヲ圖ルト共ニ之ニ伴ヒ必要ナル行政機構ノ改革ヲ斷行スルコト
- 二、不急事務ノ停止若ハ縮小、事務處理手續ノ單純簡易化、其ノ他部内事務各般ニ互リ、其ノ能率化、敏速化ヲ徹底的ニ斷行スルコト
- 三、挺身垂範ノ官吏精神ヲ振作シ、協力精神、紀律ノ振肅、能率ノ増強ニ努ムルコト

第二實施方策

- 一、高度ノ重點主義及ビ効率主義ニ則リ官廳事務ヲ再編成スル爲メ、不急不要事務ノ徹底的整理又ハ縮小ヲ斷行スルコト
- 二、速カニ認可、許可事項ノ整理ヲ行フ等事務處理手續各般ニ互リ其ノ簡捷化ヲ斷行スルコト
- 三、各廳及ビ各局部課ニ分屬シ、事務ノ敏活、統一ヲ缺クモノハ此ノ際之ガ整理ヲ行フト共ニ、必要ニ應ジ事務ノ移管統合ヲ斷行スルコト
- 四、官廳事務ノ停止、縮小又ハ簡易化ニ伴ヒ極力局部課ノ廢合整理ヲ斷行スルコト
- 五、特別ノ必要ニ依リ特ニ増員ヲ必要トスル時ハ、以上各項ノ措置ニ依リ生ジタル餘剩人員ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 六、其ノ他内閣並ニ各省ニ於テ速カニ適宜措置ヲ講ズルコト

(二) 行政事務處理簡捷令の制定

官界新體制の一環たる許可認可等行政事務處理の簡捷化は、行政の機能を刷新し、官廳事務に敏速性を與へ、以て國家國民の活動を最高度に發揮せしめんとするものに外ならない。政府は七月二十五日の申合に基き、十一月十一日の定例閣議に於て其の要綱を決定し、十一月十四日勅令第九百六十七號を以て許可認可等行政事務處理簡捷令を公布し、昭和十七年一月一日より之を實施した。本令は行政廳に於て、許可、認可等の申請ありたる時は、遲滞なく之を處理せしむることを眼目とするものであつて(一)、其の規定の骨子を擧ぐれば――

- 一、國家總動員は及び閣令を以て指定(註一〇五ノ三)する法令に基く許可、免許、又は承認を要する事項の處理期限を設定し、之を原則として申請書處理後三十日とする(註二)。
- 二、一定の措置(申請者に對し文書に依る指令、照會又は通知を發すること)なくして、處理期限を経過したるときは許可、認可、免許又は承認ありたるものと看做す(註三)。
- 三、許可、認可、免許又は承認の處分前、關係官廳間の協議を要する場合には、原則として協議を爲したる後、十日以内(註一〇五ノ四)に協議の相手方より文書に依る回答なき時は、協調整ひたるものとして措置することが出来る(註三)。
- 四、許可、認可、免許又は承認の申請者は、行政廳に於て申請書又は照會に對する回答書を受取

りたることの證明及び許可、認可、免許又は承認ありたるものと看做されたる場合に於ては許可、認可、免許又は承認に關する證明(註一〇五ノ五)を受け得ることが出来る(註五)。

註一〇五ノ三 昭和十六年十二月二十九日閣令第三十三號を以て指定されたる法令は左の如くである。

- 一、昭和十二年法律第九十二號(同年勅令第五百十六號及び同年勅令第七百二十七號を含む)中第二條ノ二第一項以外の規定
- 昭和十二年法律第九十二號は「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」、同年勅令第五百十六號は「南洋群島ニ於ケル輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」、同勅令第七百二十七號は「關東州ニ於ケル輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」である。

註一〇五ノ四 關係行政機關の協議を要する場合の特例としては、前記閣令に依り左の如く定められてゐる。

- 一、内閣總理大臣又は各省大臣と朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使又は樺太廳長官との間の協議にありては十五日間

二、内閣總理大臣又は各省大臣と南洋廳長官との間の協議にありては二十五日

註一〇五ノ五 簡捷令第五條の證明に關しては、昭和十七年五月一日商工省令第四十一號が其の規定を設けてゐる。

(三) 本令に依る許可又は承認

斯くの如く行政廳が一定の期間内に、許可、認可、免許又は承認の決定を爲し、文書が其の申請者に通達せざるときは、許可、認可、免許又は承認ありたるものと看做す措置は、一般に自働的許可制度と呼ばれてゐる。此の制度は既に賃金統制令施行規則(昭和十五年厚生省令第四十六號)第四十一條に於て採用され

てゐるが、勅令に於て而かも一般的に採用されたのは、昭和十六年九月十七日の經理統制令改正に際し、第三十八條ノ二に於て――

第三十八條ノ二 本令ニ依ル許可又は承認ニシテ閣令ヲ以テ定ムルモノニ付申請書提出アリタル場合ニ於テ閣令ヲ以テ定ムル期間内ニ其ノ申請ニ關シ會社ニ對シ指令、照會又ハ通知シ文書ヲ發セザルトキハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ當該申請ニ付許可又は承認アリタルモノト看做ス

と規定し、之が適用としては、先づ社員の特殊手當の中、閣令を以て定むる家族手當、應召手當、入營手當、傷疾手當、休職手當の準則の制定若く變更の承認(令第三四項)又は許可(令第三三項)について行ふこととし、之等の申請に付ては、十日以内に申請者たる會社に對し文書に依る許可又は不許可の指令、照會、通知を發せざる場合には、其の期間満了の日に其の申請事項に付て許可又は承認ありたるものと看做すこととした(則第四四、三條ノ二)。

本令に於て此の制度が採用せられたる時は、未だ簡捷令の制定がなく、本令單獨の規定として之を設けたのであるが、併し一般的に許可等事務の簡捷化を圖らんとする方針は、既に七月二十五日の閣議に於て決定してゐたから、本令の右規定も斯かる機運に促され、逸早く之を實行したものに外ならない。

然るに十一月十四日に至り、愈よ簡捷令の制定を見るに至つたので、本令の右規定は簡捷令に基くものとし、十二月二十九日閣令第三十號を以て現行規定の如く之に改正を加へた。此の規定に依り處理せらるべき事項及び期限は從來通りであるが、之等の許可又は承認に付ては、許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項前段の規定に依り處理せらるゝものとした。

斯くして本令に依る許可等行政事務處理の簡捷化は、其の法的根據が確立し、一つの制度として整備されることになつた。此の規定に依れば十日の期間を設定し(註一〇六)、其の期間中に許可又は不許可の指令、照會、通知を發せざる場合は、自働的に許可されたものと看做すのであるから、其の事案に付充分審査する必要ありて、一旦照會又は通知を發したる場合には、之に依り自働的許可制度は適用されなくなる譯で、申請者は許可又は承認の指令を待たなければならぬ。照會に關する回答を受領し、又は通知を發したる後、一定期間を経過すれば、更らに亦自働的に許可になると云ふ建前ではないから、此の點は申請者に於ても注意を要する。

註一〇五ノ六 申請書を財務局出張所に提出すべきものにあつては、財務局出張所長が其の申請書を受理して後、其他の申請書に付ては、各々窓口より主務大臣が受理した後、十日經過すればよいのである。受理とは申請書を郵便で提出した場合には通常其の郵便が到達すべき日、直接持参した場合には其の持参した日に行はれたものと見て差支ない。

尙ほ文書に依る照會、通知等を發したか否かは會社には判らないけれども、照會、通知等が發せられたならば、何日で到達するかを考へ、其の期間を待つて結局何等の文書にも接しなかつたならば、確實に許可されたものと看做してよいであらう。郵送に要する日數は大體判つてゐるから、其の日數を法定期間に加へれば、自働的に許可になるのが何日であるかを判斷することが出来る。

(三) 許可認可等臨時措置法の制定

行政事務處理簡捷令は、行政措置のみで解決し得る許認可手續に改善を加へて、其の簡素化を圖つたものであるが、尙ほ各種法律に依つて制定された許認可手續をも簡素化する爲に、昭和十八年三月十七日許可認可等の臨時措置法(昭和十八年法律第七十六號)を公布、即日施行することとなつた。本法に依れば大東亞戰爭に際し行政簡素化の爲必要ある時は、勅令の定むる所に依り法律に依り許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等を要する事項につき左の如き特別の措置を爲すことが出来るのである(項二)。

- 一、許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等を要せざることとする
- 二、許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議等を要せず届出、報告等を以て足るものとする

三、許可、認可、免許、特許、承認、検査等の申請あり、又は協議ありたるとき、一定期間の經

過したることに依り、許可、認可、免許、特許、承認、検査等あり、又は協議調ひたるものと看做すこと

四、甲法令にある許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ありたるとき、乙法律に依る許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ありたるものと看做すこと

五、許可、認可、免許、特許、承認、検査等を受くる甲の行政廳又は官吏の職權を乙の行政廳又は官吏をして行はしむること（此の點については戰時行政職權特例（昭和十八年法律第一三三號）に依つて更に強化せられてゐる）

六、前各號に掲ぐるものの外手續又は處理を簡素化する爲に必要な措置

本法の實施に關し必要な事項は、夫々の場合に付て具體的に別に勅令を以て定むることになつてゐる（第三）。

斯くして許可認可等臨時措置法の制定に依り、行政簡素化を圖る一方、「國家總動員法第十八條ノ二ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律」（昭和十七年法律第一五號）に依り、昭和十八年一月二十日には行政官廳職權委讓令（昭和十八年勅令第三六號）が公布即日施行せられ、會社經理統制令に基き行政官廳に提出すべき書類は、統制會を經由提出せしむることとなり、又 其の他の職權も統制

會に委讓せられるに至つた。

## 第二節 制限の解除又は義務の免除

### （一）緩和を目的とする例外規定

本令には幾多の例外規定を設けてゐる。第十四條但書第一號及び第二號、第十九條第二項、第二十一條第一項但書、第二十八條、第二十九條第六項、第二十九條第三項、第三十一條但書等は即ち是れである。之等の例外規定は、禁止又は制限に關する一般的原则を以て律することが不適當であると認めらるる場合であつて、適用除外に付き特に主務大臣の許可を受くるか、其の人又は會社が特別の地位若くは身分を有する爲め、本來ならば當然適用を受くべき規定が、斯かる特殊の事情を考慮して殊更ら適用されないのである。而して之等の例外規程は、特定の場合について其の例外を認めるに過ぎないから、如何なる場合に於ても、其の許可を申請して許可が得られるものと考へてはならぬ。

然るに昭和十六年九月の改正に際して新たに設けられた令第三十八條ノ三は、必要と認むるときは如何なる場合にも適用することの出来る包括的な例外規定である。此の規定に依れば、主務大臣

は必要と認むるときは、會社、事項及び期間を定めて、本令に基く制限を解除し、又は本令に基く義務を免除することが出来るのであつて、其の解除又は免除の行はれる場合は、主務大臣の認定に依りて決定する。此の場合に於ける解除又は免除の措置は、具體的に一つの會社が選ばれて、或る事項につき或る期間を限り特別の取扱ひを受ける。之に類似する緩和的な例外規定は他の法令にも屢々見る所で、例へば其の一つに外國爲替管理法施行規則第百條の規定である。之は大藏大臣が必要あるとき、事項及び人を指定して特別に報告を徴し、又は特別に報告を免除し、若くは報告の期間を延長することが出来ると云ふのである。唯だ本令の場合は其の事項を限定することなく、而かも主として緩和措置を講ずる點が異つてゐる。

(二) 適用事例

然らば令第三十八條ノ四の規定は、如何なる場合に適用されるかと云ふに、其の事例一二を擧げて見ると、極めて特殊なる給與制度を持つ會社に對して、本令の給與規定を遵守せしむることは無理であるから、斯かる會社は、此の規定に依り特別の取扱ひを規けることが出来る。又、非常事態の發生した場合には、此の規定を活用して直ちに必要な措置を講ずることも可能である。

第八章 罰 則

第一節 國家總動員法第三十四條

本令第一條に定むる所に依れば、國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合を含む)第十一條の規定に依る會社の利益金の處分、償却其の他經理に關する命令については、本令に定むる所に依るのである。従つて本令の規定に違反するときは、夫は直ちに國家總動員法第十一條に對する違反行爲となり、同法に定むる罰則の適用を受けなければならぬ。則ち國家總動員法第三十四條に依る二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金は、同法第十一條の制限若くは禁止又は命令に違反したる者にも適用されるのであるから、右第十一條の規定に基いて制定された本令に對する違反行爲は、當然國家總動員法第三十四條に依る處罰を免れることは出来ない。此の罰則は二年以下の懲役か、然らずんば三千圓以下の罰金に處せられるのであるが、併し其の情狀に依つては懲役と罰金を併科されることもあり得る。又、斯くの如き脱法行爲を教唆した者は、刑法第六十一條に依り正犯に準じて處罰されるものと解される。



本令に依る所罰は、會社の代表者その他の行爲者（罰金刑については會社自體も）等會社側だけに對して行はれ、給與の場合でも支給を受けた職員に關するものではない。

第二節 國家總動員法第三十八條

本令のうち會社の利益金の處分、償却その他經理に關する命令については、國家總動員法第十一條の規定を其の法的根據となすも、第三十四條に於ける準則の報告、第二十九條に於ける支出豫定額の報告、第三十五條に於ける會社の資産負債及び損益の内容、利益金の處分其の他經理に關する報告等は、國家總動員法第三十一條の規定に依りて命ぜられるのであるから、其の報告を怠り、又は虚偽の報告を爲したる者は、同法第三十八條に規定する千圓以下の罰金刑に處せられなければならぬ。此の場合に於ても教唆者は、刑法第六十一條に依り正犯に準じて處罰される。

第三節 國家總動員法第四十二條

本令第三十五條の報告徴取又は臨檢々查に關する規定も、國家總動員法第三十一條に依り設けられた規定であるが、國家總動員法の此の場合に於ける罰則は、其の報告を怠り又は虚偽の報告を爲

本令に對する違反行爲の所罰

違反行爲	罰則	科刑
本令第二十四條、第二十九條及び第三十五條を除く其の他の規定に違反したるとき	國家總動員法第三十四條第一號	二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金
本令第二十四條に於ける準則の報告を怠り又は虚偽の報告を爲したるとき	國家總動員法第三十八條第三號	千圓以下の罰金
本令第三十五條に於ける資産負債及び損益の内容、利益金の處分其の他經理に關する報告を怠り又は虚偽の報告を爲したるとき		
本令第三十五條に於ける當該官吏の検査を拒み妨げ又は忌避したるとき	國家總動員法第四十二條	六月以下の懲役或は五百圓以下の罰金

したる場合と、當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる場合とに分ち、前者については千圓以下の罰金に處すること前述の如くであり、而して後者については六ヶ月以上の懲役或は五百圓以下の罰金に處することとし、體刑と罰金刑の兩建を以て臨んでゐるが、情狀の如何に依つては兩者を併科されることがある。教唆者に對しても正犯に準じて處罰を加へることは他の場合と異らない。

#### 第四節 舊勅令に依る罰則の適用

舊法たる會社利益配當及資金融通令並に昭和十四年勅令第九十四號「稅務署長ヲシテ會社利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムル件」は廢止せられた(令第四七條第一項)。けれども昭和十五年十月二十日日本令實施の時までに爲したる行爲に對する罰則の適用は、尙ほ依然として之を存續するのである(令第四七條第二項)。而して會社利益配當及資金融通令もまた國家總動員法第十一條の規定に基いて發動せられ、報告徴取又は臨檢検査は同法第三十一條の規定に依り行ふことになつてゐたから、同令に依る違反行爲を處罰するには矢張り國家總動員法第三十四條、第三十八條及び第四十二條の罰則が適用される。

## 第九章 審議及び執行機關

### 第一節 會社經理審査委員會

#### (一) 機構

會社經理審査委員會官制は、昭和十五年十月十九日勅令第六百八十二號を以て公布、即日施された。之に依れば會社經理審査委員會は大藏大臣の監督に屬し、會社經理統制令第三十九條の規定に依り、其の權限に屬せしめられたる事項を調査審議する機關であつて(第二節)、會長一人及び委員十四人以内を以て組織され、特別の事項を調査審議する爲め必要あるときは臨時委員を置く(同條)。會長は大藏次官を以て之に充て(三條)、委員及び臨時委員は大藏大臣の奏請に依り、關係官廳高等官及び學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ずる(同條)。委員會には幹事及び書記を置く(同第六條)。舊勅令に基いて設置されてゐた利益配當審査委員會及び職員給與措置調査委員會は、本令の公布實施に伴ひ之を廢止した。

#### (二) 權限

會社の利益配當、給與其の他の許可若くは承認に關する處分、又は指定、命令若くは制限について、特に事案の重大なるものは會社經理審査委員會に之を附議する(令第三十九條三)。其の權限に屬せしめられたる事項は左の如くである。

- (1) 利益配當及び積立金に關する事項(令第三條乃至第六條關係)
- (2) 役員報酬、給與、臨時の給與に關する事項(令第十二條乃至第十五條關係)
- (3) 轉職者又は特別經歷者等の初任給に關する事項(令第十九條關係)
- (4) 社員の昇給に關する事項(令第十九條關係)
- (5) 社員の賞與及び手当の限度に關する事項(令第二十一條關係)
- (6) 社員の臨時の給與に關する事項(令第二十三條關係)
- (7) 役員雜給與、社員手當及び退職金の準則に關する事項(令第二十四條乃至第二十六條關係)
- (8) 給與の金額及び給與方法の命令に關する事項(令第二十六條關係)
- (9) 機密費等基準月額の報告に關する事項(令第二十九條關係)
- (10) 寄附金等豫定額の報告に關する事項(令第二十九條ノ二關係)
- (11) 特殊支出の金額又は經理の方法に付必要なる命令に關する事項(令第二十九條ノ三關係)

- (12) 經費支出の命令に關する事項(令第三十條關係)
- (13) 固定資産の償却に關する事項(令第三十一條關係)
- (14) 資産の償却に關する事項(令第三十二條關係)
- (15) 餘裕資金運用の制限に關する事項(令第三十四條關係)
- (16) 勘定科目及び帳簿組織の指定に關する事項(令第三十七條關係)
- (17) 會社決算の監査に關する事項(令第三十八條關係)
- (18) 制限の解除又は義務の免除に關する事項(令第三十八條ノ三關係)

## 第二節 臨時資金審査委員會

勅令第三十三條の資金運用に關する規定は、臨時資金調整法の補完規定として設けられたものであるから、此の規定に依る許可に關する處分又は指定にして特に事案の重大なるものは、臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議に附することになつた(令第四〇條)。

然るに昭和十六年九月の令改正に伴ひ、第三十八條ノ三の規定に依る解除にして、第三十三條の規定に依る制限に關するものも臨時資金審査委員會の議を経ることを要するのである。

### 第三節 主務大臣

#### (一) 所管の明示

本令に規定する事項は、軍需大臣、大藏大臣、農商大臣、運輸通信大臣等の所管に亘り、從つて其の規定に主務大臣とあるもの、所管大臣は規定事項に依つて異なる。本令各條の主務大臣に付いては、令第四十一條に其の規定を設けてゐるが、昭和十八年十一月一日の官制大改革に伴ひ、「軍需省ノ設置等ニ伴フ工業試験所官制外八十七勅令中改正ノ件」(昭和十八年十一月二十五日)第三十六條に依り左の如く改正された(令四一條)。

(1) 特別の法令又は統制會社令に依り設立せられたる會社に在りては當該會社を監督する所管大臣、但し當該會社が第二號の會社に該當する場合に在りては、(一)令第三條の超過配當に關する許可、(二)令第四條又は令第五條の規定に依る配當率指定にして増配に係るものに付ては大藏大臣

(2) 鑛産物、工業品(鐵道車輛、鐵道信號保全裝置、船舶、船舶用品、機織工業品及び主として國民生活の用に供する其の他の工業品を除く)又は電力生産又は配給を目的とする事業のみを營む會社に在りては軍需大臣、

但し令第三條の規定に依る許可及び令第四條又は第五條の規定に依る指定にして増配に係るものに付ては大藏大臣

(3) 地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又は造船事業法の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては運輸通信大臣、但し造船事業法施行令第二十九條の規定の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては運輸通信大臣及び軍需大臣

(4) 會社の營む事業の一部が(2)又は(3)に掲ぐる事業に該當する會社に在りては當該所管大臣及び大藏大臣

(5) 前各號に掲ぐる會社以外の會社に在りては大藏大臣

(6) 令第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定に付ては、前各號の規定に拘らず大藏大臣及び軍需大臣

之に依れば經理統制に關する事項中軍需關係の會社に付ては、増配に關するものを除くの外は、總て軍需大臣の專管又は共管事項となり、大藏大臣の專管は經理統制の中増配に關するもののみである。軍需關係以外の事項に付ては大藏大臣の所管に變更はない。又、舊規定では大藏大臣は所定の重要事項に付き其の關係大臣に協議し(令第四一、二條)、大藏大臣以外の主務大臣は所定の重要事項に付き

大藏大臣及び關係大臣に協議(同條第三項)することになつてゐたが、戰時産業行政の一元化が實施された結果、戰時産業行政の總ては原則として軍需大臣に集中し、最早や各大臣が協議を行ふ必要なに至りたる爲め、許可認可等臨時措置法第一項の定むる所に依り、斯かる協議制度は廢止されることとなつたのである。

(二) 軍需省の事務機構

大東亞戰爭下にあつて、軍需生産の急速増産を圖る爲め、昭和十八年十一月一日軍需省を設置して、企畫院及び商工省の一部が之に統合廢止され、又、他省の關係事項も軍需に移管されたものが少くない。軍需省官制(昭和十八年十一月一日勅令第八二四號)に依れば、所管物資又は電力の生産又は配給を目的とする企業(他の目的の企業を兼營する場合に於ては當該部分に限る)に於ける勤勞管理、資金調整(資金の調達に関するものを除く)及び經理統制(増配に関するものを除く)に關する事項は悉く軍需大臣の所管に屬することとなつた。而して軍需省中の總動員局に於ては、所管企業に於ける資金調整及び經理統制に關する事項を掌る。之を軍需省分課規程に徴すれば、總動員局の監理部財務課に於ける管掌事務として、左の如きものを擧げることが出来る。

(1) 資金調整及び經理統制に關する事項

- (2) 所管物資の價格一般に關する事項
- (3) 原價計算に關する事項
- (4) 企業整備資金措置法の施行に關する事項

此の外に監理部統制課に於ては、民間工場の利用及び設備經營の指導の軍需上必要な統制の綜合調整に關する事項を掌り、又、同部監理課に於ては軍需會社法の施行の總括に關する事項を掌るのである。

尙ほ軍需部内臨時職員等の設置制(昭和十八年十一月一日勅令第八二五號)に依れば、軍需大臣は其の所管企業の工場事業場に關する事務、所管企業に於ける資金調整及び經理統制に關する事務等を分掌せしむる爲、必要と認むる地に軍需省の事務所及び其の出張所を置くことが出来る。又、軍需省に於ては、臨時資金調整法及び會社經理統制令の施行に關する事務に従事せしむる爲、軍需官、技師、軍需官補及び技手等の職員を置き、企業整備資金措置法施行に關する事務に従事せしむる爲には、別に軍需官及び軍需官補を置く。之等の職員は何れも總動員局に屬せしめる。

(三) 大藏省の事務機構

大藏省に於ては、從來理財局の所管事項として、國內資金の運用調整其他國內資金の統制に關

する事項を掌り、同局金融課が會社經理統制令に基く検査、會社經理の調査及び統制等に關する事務、又、資金調整課が會社經理統制令第三十三條及び第三十四條の規定に依る資金統制、經理統制課が會社經理統制令に依る經理統制に關する事務を管掌した。然るに官制大改革の結果、理財局の所管事項の中、資金調整及び會社經理統制については軍需省の所管に關するものを除き、金融課に於ては臨時資金調整法及び會社經理統制令に基く検査に關する事項を掌り、資金調整課に於ては會社經理統制令第三十三條及び第三十四條の規定に依る資金統制に關する事項、又、經理統制課に於ては會社經理統制令に依る經理統制に關する事項を掌るのであるが、其の事務の範圍は何れも縮小された。大藏部内臨時職員設置制の改正に伴ひ、臨時資金調整法及び會社經理統制令の施行に關する事務(他の主管に屬するものを除く)に従事せしむる爲、書記官、事務官、監督官、技師、屬、監督官補、技手等を置き、之を理財局に屬せしめてゐる。

尙ほ金融機關に關する會社經理統制令の施行に付ては、銀行保險局の特別銀行課、普通銀行課、庶民金融課、保險課に於て夫々之を分擔し、總務課に於て會社經理統制令の施行に關する事務の連絡調整に關する事項を掌るのである。

#### (四) 農商省の事務機構

農林省に商工省の一部を併合して設立された農商省では、總務局企業課が會社經理統制令、臨時資金調整法及び企業整備資金措置法の施行に關する綜合事務を掌つてゐる。尙ほ總務局整備課に於ては、企業の整備に關する諸般の調査、企業の整備に關する綜合事務、企業許可令及び企業整備令の施行に關する綜合事務其の他を掌る。

以上述べたる所は、昭和十八年十一月に行はれた官制大改革の結果に付てゐる。此の官制大改革は、大東亞戰爭下に於て、敏速且つ圓滑に戦力増強の目的を達成する爲、産業行政の簡素化を圖つたものであつて、洵に劃期的な一大改革と云ふことが出来る。従つて經理統制の機構の如きも、軍需省中心に再編成せられ、軍需會社法に依る軍需會社に關する經理統制も又、主として軍需省に依りて行はれる。産業行政が軍需重點主義に移行せる今日、經理統制の機構が軍需産業本位に改まるのは何等怪しむに足らない。企業整備に伴ふ經理に付ても同様である。けれども軍需省所管の經理統制は必ずしも經理統制の全部ではなく、軍需省の所管に屬せざるものは、依然として大藏省の所管に屬してゐる。

#### (五) 代行官

會社利益配當及び資金融通令を施行するに當つても、昭和十四年勅令第四百九十四條を以て「税

務署長ヲシテ會社利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件」を制定し、稅務署長が其の事務の一部を取扱つたが、本令に於ては特に斯かる代行事務に關する規定を設け、大藏大臣を主務大臣とする會社に關する本令施行事務の一部は、之を稅務監督局長又は稅務署長をして取扱はしめ得ることとした<sup>(令第四三)</sup>。又、大藏大臣は稅務監督局長若しくは稅務署長をして本令第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ、又は稅務監督局長、稅務署長若しくは其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしめることが出来る<sup>(令第四三)</sup>。

右につき昭和十五年十二月二十八日稅務監督局分課規程を改正し、會社監査部を新設して會社經理統制令の施行に關する事務を掌らしむることとなり、又、同時に稅務署分課規程も改正されて、本令施行に關する事務を掌り得ることとした。之が爲め勅令第八百九十六號を以て大藏省内臨時職員設置制が改正され、稅務監督局及び稅務署にも會社監査官を設置した。

然るに昭和十六年七月十六日勅令第七百六十號を以て大藏省財務局官制が制定され、從來の稅務監督局が財務局と變はり、同局に於てはその官制の定むる所に依り、會社經理統制令の施行に關する事務をも掌る。而して財務局分課規程に依れば、財務局には經理統制部を置き、同部に於て會社經理統制令に關する事務を掌るのである<sup>(註一〇六)</sup>。其の後同年十二月一日に至りて、再び財務局分課

規定の改正が行はれ、經理統制部を第一課、第二課の二課に分ち、左の如く其の事務を擔當する事となつた。

(一) 經理統制部第一課

- イ、會社經理統制令に依る利益配當に關すること
- ロ、會社經理統制令に依る役員及び社員給與に關すること
- ハ、會社經理統制令に依る經費及び償却に關すること

(二) 經理統制部第二課

會社經理統制令に依る經理検査に關する事務を掌る。

尙ほ財務局出張所に於ても、會社經理統制令の施行に關する事務を分掌する。

註一〇六 財務局官制は昭和十六年七月十五日勅令第七百六十號を以て公布即日施行された。財務局が會社經理統制令の施行に關する事務を擔當することは、同官制第一條第四號に規定されてゐる。

斯くして現行令に於ては、大藏大臣は第四十一條第一號乃至第四號に掲ぐる會社以外の會社に關する本令施行に關する事務の一部を、財務局長又は財務局出張所長をして取扱はしめ<sup>(第四十二)</sup>、又、財務局長若しくは財務局出張所長をして、第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ、又は財務局長、財務局出張所長若しくは其の代理官をして、同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることが出来るのである<sup>(同項)</sup>。故に本令<sup>(第三十六條、第三十八條、第三十九條を除く)</sup>に依り會社の提出すべき書類も、第四十五條に於て特に定

むる場合の外は總て會社の本店又は主たる營業所の所在地を所轄する財務局出張所を経て提出する(令第四五條第一項)。

尙ほ商工省に於ても、昭和十七年六月十三日の閣議に於て企業局を創設することに決し、同局の資金課が會社經理統制令の施行に關する事務を擔當することになつた(昭和十七年六月十六日(日省令第五七六號)第一項)。

然るに軍需省の設置に伴ひ、所管企業に關する經理統制令の施行權は軍需大臣に移管された爲、昭和十八年十一月一日「財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ軍需大臣ノ所管ニ屬スル會社ノ經理統制令ニ關スル事務ノ一部ヲ取扱ハシムル等ノ件」(昭和十八年勅令(第八二七號))を公布、即日施行された。本令に於て規定する所は次の如くである。

(一)軍需大臣は當分の内、其の所管に屬する會社に關する會社經理統制令の施行に關する事務の一部を財務局長又は財務局出張所長をして取扱はしむることが出来る。

(二)軍需大臣は當分の内、財務局長若しくは財務局出張所長をして、軍需大臣の所管に關する會社に關し、會社經理統制令第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ、又は財務局長、財務局出張所長若しくは其の代理官をして、同條の規定に依る臨時検査を爲さしむることが出来る。

(三)財務局長及び財務局出張所長は前二項の事務については、軍需大臣の指揮監督を受けるのである。

#### 第四節 日本銀行

令第三十三條關係の許可申請書は、同條が臨時資金調整法の補完規定である爲め、臨時資金調整法の場合と同様に、日本銀行本店又は支店を経て主務大臣に提出するのである(第三六條第一項)。従つて之に對する許可不許可の指令も、申請書提出先の日本銀行を経て發せられる。要するに會社經理統制令に於ける第三十三條の規定に關係ある部分について、之を臨時資金調整法に於ける場合と同一に見ることが出来る。其の事務は資金調整局に於て擔當する。



## 第十章 外地の本令施行

### 第一節 施行上の原則

朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島に於ては、本令は昭和十五年十一月五日から施行された(令第四六)。本令に主務大臣とあるは、朝鮮にありては朝鮮總督、臺灣にありては臺灣總督、樺太にありては樺太廳長官、南洋群島にありては南洋廳長官とする(令第四四)。併し左の場合にありては、内地の會社と同様に其の所管大臣を以て主務大臣とし、必ずしも右の原則に依らない(令第四四條)。

- 一、日本勸業銀行(臺灣に支店あり)
- 二、北海道拓殖銀行(樺太に支店あり)
- 三、朝鮮銀行(朝鮮に本店あり)
- 四、臺灣銀行(臺灣に本店あり)
- 五、臺灣及び樺太に營業所を有し、銀行法又は貯蓄銀行法の適用を受くる銀行
- 六、南洋拓殖株式會社(南洋パラオに本社あり)

又、本令中「閣令」とあるは、朝鮮又は臺灣にありては總督府令、樺太又は南洋群島にありては廳令とする(令第四四條第二項)。之等の廳令又は府令を以て、各外地に於ける會社經理統制令施行規則が制定されてゐる。

本令第三十九條の會社經理委員會に關する規定、第四十條の臨時資金審査委員會に關する規定は、之等の外地に於ては之を適用しない(令第四四條第三項)。又、本令の施行に關する事務の一部は、朝鮮總督は朝鮮總督府稅務監督局長若しくは朝鮮總督府稅務署長をして、臺灣總督は臺灣總督府州知事若しくは臺灣總督府廳長をして夫々之を取扱はしむることが出来るの外(令第四五條第三項)、本令第三十五條の規定に依る報告を徴せしめ、又は臨檢検査を爲さしむることも出来る(令第四五條第四項)。而して臨檢検査については、各其の代理官をして之に當らしむることをも認めてゐる。尙ほ、臺灣總督府廳知事は、臺灣總督より委任せられたる事務を稅務出張所をして分掌せしむることが出来る(令第四五條第五項)。

之等の外地にありては、會社利益配當及資金融通令並に會社職員給與臨時措置令は昭和十五年十一月五日まで效力を有し、同日以前に爲したる行爲に關する罰則の適用については、同日以後と雖も其の效力を失はないこととした(令第四七條第二項)。昭和十四年勅令第三百五十八號「朝鮮總督府ノ稅務署長ヲシテ會社利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件」及び同年勅令第五百九十三

號「臺灣總督府ノ州知事又ハ廳長ヲシテ會社利益配當及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件」は、昭和十五年十一月四日勅令第七百三十一號を以て廢止された。

## 第二節 各地の施行規則

### (一) 朝鮮

朝鮮に於ては昭和十五年十一月四日朝鮮總督府令第二百二十九號を以て會社經理統制令施行規則を公布し、翌五日より施行された。

#### (1) 朝鮮總督

本令中主務大臣とあるは、朝鮮にありては朝鮮總督とする。但し朝鮮銀行及び朝鮮に營業所を有し銀行法又は貯蓄銀行法の適用を受くる銀行は此の限りでない。

#### (2) 轉職後朝鮮在勤手當を受くる者

本規則中、内地の施行規則と異なる點は、社員の初任基本給料の限度に關する特別規定であつて、外地在勤手當の有無に依る轉職者初任給の限度につき左の如き規定を設けてゐる。

内地以外の地域に在勤する者にして、轉職後朝鮮に在勤するに因り支給する本令第二十條第一號

の在勤手當（朝鮮在勤手當）を受くる者については、前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與、及び内地以外の地域に在勤するに因り支給する本令第二十條第一號の在勤手當（外地在勤手當）の金額の百分の百十に相當する金額より、轉職後支給を受くる朝鮮在勤手當の金額を控除したる金額が、別表（内地と共通である）に掲ぐる金額を越ゆるときは、其の金額を以て本令第十八條の限度とする（第一五條）。但し特別の經歷若くは技能又は特別の學歷を有する者につき、其の初任基本給料の準則に關し朝鮮總督の承認を受けたる場合は此の限りでない。

(3) 轉職後朝鮮在勤手當を受けざる者

前職に於て外地在勤手當を受け居りたる者にして、轉職後朝鮮在勤手當を受けざる場合に於ては、前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料、又は之と同様の性質を有する給與及び外地在勤手當の月額百分の百十に相當する金額が、別表に掲ぐる限度の金額を越ゆるときは、其の金額を以て本令第十八條の限度とする（第一五條）。

(4) 無體財産權の取得又は處分及び借入金に關する許可申請手續

無體財産權の取得又は處分、資金の借入等に關する許可申請書は、内地に於ては日本銀行本支店を經由するのであるが、朝鮮に於ては直接朝鮮總督へ提出することになつてゐる。

尙ほ朝鮮總督府に提出する願届書等の經由方は、明治四十三年十月朝鮮總督府令第五號の定むる所に依らなければならぬが、本令に依り朝鮮總督に提出すべき書類（各三通を要す）は右府令の規定に拘らず、會社の本店又は主なる事務所所在地の所轄稅務署長を經由するのである（第五條）。

(二) 臺灣

臺灣に於ては昭和十五年十一月五日、臺灣總督府令第六十號を以て會社經理統制令施行規則を公布、即日施行された。本規則の内地規則と相違する點を示せば左の如くである。

(1) 臺灣總督

本令中主務大臣とあるは、臺灣にありては臺灣總督とする。但し日本勸業銀行、臺灣銀行及び臺灣に營業所を有し、銀行法又は貯蓄銀行法の適用を受くる銀行は此の限りでない。

(2) 損金に算入せざる償却費の證明

固定資産償却の累計額中、課税上損金に算入せられざりし金額を自己資本に加算する場合は、州知事又は廳長（内地は稅務署長）の證明を受くることを必要とする（第一項）。

(3) 株式の取得又は處分に關する規定の適用を受けない會社

株式の取得又は處分に關する規定の適用を受けない會社は、臺灣に於ては銀行、保險會社、無盡

會社及び特別の法令に依り設立せられたる會社に過ぎない。

(4) 書類の提出手續

本令に依り會社の提出すべき申請書、報告書又は届書は之を二通作成し、會社の本店又は主たる事務所所在地を所轄する稅務官署を経て提出する<sup>(五條四)</sup>。但し本令第四十一條第一項第一號乃至第五號に該當する會社は、臺灣總督に直接之を提出せねばならぬ<sup>(第四五條)</sup>。又、無體財產權の取得又は處分、借入金等に關する許可申請書は直接臺灣總督に提出するのである。

(5) 報告徴収又は臨檢検査の權限

臺灣總督は必要ありと認むるときは州知事又は廳長をして、本令第四十五條第四項の規定に依り報告を徴せしめ、又は州知事、廳長若くは其の代理官をして、同條の規定に依り臨檢検査を爲さしむることが出来る<sup>(六條四)</sup>。

(三) 樺太

樺太に於ては昭和十五年十一月五日、樺太廳令第一百十二號を以て會社經理統制令施行規則を公布、即日施行された。本規則は左記の箇所が内地の施行規則と異つてゐる。

(1) 樺太廳長官

本令中主務大臣とあるは、樺太に於ては樺太廳長官とする。北海道拓殖銀行及び樺太に營業所を有し、銀行法又は貯蓄銀行法の適用を受ける銀行は此の限りでない。

(2) 損金に算入せざる償却費の證明

固定資産の償却の累計額中、課税上損金に算入せられざりし金額を自己資本に加算する場合は、樺太廳支廳長の證明を受けることを必要とする<sup>(第一條)</sup>。

(3) 株式の取得又は處分に關する規定の適用を受けざる會社

樺太に於て株式の取得又は處分に關する規定の適用を受けざる會社は、銀行、無盡會社、有價證券の引受又は募集の取扱を爲すを業とする會社、取引所に依らざる有價證券の賣買、又は其の媒介を業務とする會社、特別の法令に依り設立せられたる會社等である。

(4) 書類の提出手續

本令に依る申請書、報告書、其の他の書類は直接樺太廳長官に提出するのである。提出手續につき特別の規定はない。

(四) 南洋群島

南洋群島は委任統治地である爲め、各外地と同様に直ちに國家總動員法を施行することが出来な

5. そこで昭和十三年五月五日勅令第三百十七號を以て「南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件」を公布し、之に依り南洋群島に於ける國家總動員に關しては國家總動員法に依る旨を規定した(註一〇六)。會社經理統制令第一條の條文中「昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ」とあるは、此の勅令の定むる所に従ひ、南洋群島も含めて適用範圍とするの趣旨を明らかにしたものである。而して第四十六條但書に於ては、南洋群島にありても各外地と同様に昭和十五年十一月五日より本令を施行する旨を規定してゐる。

註一〇六 從來、外國爲替管理法は南洋群島を法域外としてゐたが、本邦爲替管理の外廓を鞏固にし、其の取締の完璧を期する爲めに、南洋群島にも外國爲替管理法を施行することとなり、國家總動員法の例に倣ひ、昭和十六年一月四日勅令第十號を以て「南洋群島ニ於ケル外國爲替管理ニ關スル件」を公布し、南洋群島に於ける外國爲替管理に關しては外國爲替管理法に依る旨を規定した。此の規定に基き南洋勅令を以て別に外國爲替管理規則及び同施行細則が制定された。

南洋群島では、昭和十五年十一月十九日南洋勅令第三十六號を以て會社經理統制令施行規則が公布せられ、即日施行された。朝鮮及び臺灣では、本令第四十五條に依り施行上の特別規定を設けた爲め、前者の施行規則は四十五箇條、後者の施行規則は四十七箇條より成るも、樺太及び南洋群島の施行規則は之等の特別規定を缺き、共に四十四箇條より成るのである。南洋群島の施行規則が他の施行規則に比して異なる點を次に示さう。

(1) 南洋廳長官

本令中主務大臣とあるは南洋群島にありては南洋廳長官とする。南洋拓殖株式會社の場合は此の限りでない。

(2) 損金に算入せざる償却費の證明

固定資産償却の累計額中、課税上損金に算入せられざりし金額を自己資本に加算するには、支廳長の證明を受けなければならぬ(註一〇七)。

(3) 總損金に加算せざる税金

會社の純益金を計上する爲め、總益金より控除すべき總損金中に算入せざる税金は、會社が當該事業年度に於て納付したる、又は納付すべき第一種所得税、第一種所得税附加税、及び臺灣又は樺太に於ける法令に依り納付したる又は納付すべき各當該地の第一種所得税附加税に相當する租税にして南洋廳長官の定めたるものとする(第七條第三項第二號)。

(3) 株式取得に關する特別の取扱

本令第三十三條第一項の規定に依り、主務大臣の許可を要する株式の取得については、臨時資金調整法其の他の法令に基き株式の引受を爲し、又は其の割當を受くる場合に限り許可を要せずとす

る特別の取扱は、南洋群島の場合は南洋群島臨時資金調整令其他の法令に基くのである(第三五條)。  
又、株式の取得又は處分に關する規定の適用を受けざる會社は、南洋群島にありては之を具體的に列擧することなく、たゞ特別の法令に依り設立せられたる會社については之を適用せざる旨の規定を設くるに過ぎぬ(第三五條)。

(4) 諸報告の提出期間

會社概況報告書、旅費規程報告書、會社經理狀況報告書の提出期限は、各外地とも本令施行後又は設立、合併、資本増加後十五日以内若しくは三十日以内と規定せるも、南洋群島に限り之を六十日以内とした(第四〇條、第四一條)。

## 第十一章 關東州會社經理統制令

關東州は滿洲國よりの租借地であつて、我が國の領土ではない。併し乍ら現在の關東州は、事實に於て内地の延長たる觀があり、其の經濟事情を全く共通にしてゐるから、内地及び外地に於て本令が施行せらるゝときは、其の他の重要法令と同様、別に勅令を以て之を關東州にも公布し、滿洲國駐劄全權大使をして其の實施に當らしむる必要がある。關東州會社經理統制令は即ち是である。

關東州に對しては昭和十六年一月十四日勅令第五十一號を以て關東州會社經理統制令が公布せられ、一月二十一日より施行された。之が爲めに從來の關東州會社利益配當令、關東州會社職員臨時措置令及び昭和十四年勅令第七百九十八號「關東局ノ稅務署長又ハ民政署長ヲシテ關東州會社利益配當令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件」は廢止されたが、本令施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用は尙ほ其の效力を失はない(第四)。

本令も内地及び外地に施行せられたる會社經理統制令と同様に、國家總動員法第十一條の規定に基き發動され、許可、承認、指定及び命令の權限は滿洲國駐劄全權大使に對して與へられてゐる。

本令の内容は、内地及び外地へ施行せられたる會社經理統制令と略ぼ同一であるが、左記の箇所

は相違する。

(1) 社員手當

社員手當は、(一) 關東州在勤手當、(二) 其の他の手當に分ち、前者は會社が社員に對し關東州内に在勤するに因り定期に一定の金額又は割合に依り支給する給與を謂ひ(第二七條)、後者は内地統制令第十七條第二號に定むる手當である。會社は大使の定むる限度を超えて、社員に關東州在勤手當を支給することが出来ない(八條)。此の限度を超えて關東州在勤手當を支給せんとするときは、大使の許可を受けなければならぬ(九條)。又、會社は大使に報告すべき準則、若くは大使の承認を受けたる準則、又は大使の許可を受け、若くは大使の定むる所に依り制定若くは變更したる準則に依るの外は、其の社員に對し關東州在勤手當を支給することが出来ないのである(〇條)。

(2) 關東法院決定の報酬

本令第三章の役員及び社員給與に関する規定は、關東法院が決定を以て定めたる報酬には之を適用しなす(八條)。

(3) 銀行會社の主務官廳

本令(役員及び社員給與に関する規定を除く)中大使とあるは、云ふまでもなく滿洲國駐劄全權大使の意味

であるが、南滿洲鐵道株式會社、滿洲電信電話株式會社、東洋拓殖株式會社、橫濱正金銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及び關東州に營業所を有し、銀行法の適用を受くる銀行については、當該會社又は銀行を監督する主務官廳とする(八條)。

(4) 代行官

大使は本令施行に關する事務の一部を關東州廳長官、稅務署長又は民政署長をして取扱しむることが出来る(第二〇條)。又、大使は關東州廳長官、稅務署長又は民政署長をして第三十五條の規定に依る報告を徴せしめ、又は關東州廳長官、稅務署長、民政署長若くは其の代行官をして、同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることが出来る(第二〇條)。

附錄 會社經理統制關係法令集

〔昭和十八年十一月十五日現在〕



○ 會社經理統制令 (昭和十五年十月十六日)

改正 (一) 昭和十六年九月十六日勅令第八百五十九號  
(二) 同 十二月二十六日勅令第八百三十四號  
(三) 同 十八年十一月一日勅令第八百五十五號

第一章 總 則

第一條 國家總動員法 (昭和十三年勅令第三百七十七號) に於て依  
ル場合ヲ合ム以下同ジ) 第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金  
ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモ  
ノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル (一)

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任  
ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各  
號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ  
一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ荷モ人的及物的資源ノ濫費  
ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト  
二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト  
三 役員社員其ノ他ノ從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナ  
ラシムルコト  
四、利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金 (出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ

附錄 會社經理統制關係法令集

合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ) 二十萬圓以上ノ會社ハ  
毎事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利  
益配當 (基金利息又ハ基金配當ヲ合ム以下同ジ) ヲ爲サント  
スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ  
一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額  
ト爲ル配當率

二 直前ノ事業年度ノ配當率  
左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號  
ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二ニ達セザルトキハ  
其ノ配當率ニ年百分ノ一 (六月ニ非ザル期間ヲ事業年度ト  
スルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合  
ヲ年百分ノ一ニ乘ジテ得タル率) ヲ加ヘタル率但シ其ノ率  
ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十  
ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス

二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ設立  
後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六  
三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二  
十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス利益配當  
ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六  
四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當ス  
ル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但

シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス  
前二項ノ自己資本ハ開令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ  
依ル

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ  
期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコト  
ヲ得

一 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラ  
ルルトキ  
二 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト  
認メラルルトキ

會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタ  
ルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率ニ依リ利  
益配當ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社又  
ハ合併後存續スル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ  
事業年度ニ付利益配當ヲ爲サントスルトキハ利益配當ノ率ガ  
年百分ノ六ヲ超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ開令  
ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配  
當其ノ他各會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エ  
ザル利益配當ノ率ニ依ルベシ

第六條 主務大臣ハ會社収益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必  
要アリト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ

積立金ノ積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル  
命令ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用  
スルコトヲ得ズ

第三章 役員及社員給與

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用  
ス

一 資本金二十萬圓以上ノ會社  
二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數當時  
三十人以上ノ會社

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者  
ヲ謂フ

一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者  
二 顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ會社  
ガ前號ニ該當スル者ニ準ジテ取扱フ者

第九條 本章ニ於テ社員ト稱スルハ船員及賃金統制令第二條ノ  
勞務者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 會社ニ雇傭セラルル者  
二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社ノ業  
務ニ從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、

交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社  
員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分テ左ノ各號ニ掲グル給與トス

一 報酬(會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給ス  
ル給與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ手當其ノ  
他第二十條各號ニ掲グル社員手當ニ準ズル手當ヲ除ク)(一)  
二 賞與(會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給ス  
ル給與ヲ謂フ)

三 退職金(會社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂  
フ)

四 臨時ノ給與(會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂  
フ)

五 雜給與(前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員ニ對  
シ支給スル給與ヲ謂フ)

第十二條 會社ハ毎事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル場合  
ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ク  
ベシ

一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額ガ昭和十五年十月二  
十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十一月  
五日)以後終了シタル各事業年度ニ付支給シタル役員報酬  
又ハ本條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬  
ノ事業年度毎ノ合計金額(當該事業年度ノ月數ト異ル月數

ノ事業年度ニ付テハ開令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金  
額)ノ中最モ多キ金額(以下最高報酬額ト稱ス)ヲ超ユル  
トキ(一)

二 昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ  
在リテハ同年十一月五日)以後終了シタル各事業年度ニ付  
役員報酬ヲ支給セザリシトキ(二)

三 設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

四 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ但シ其ノ役員  
報酬ノ合計金額ガ合併後存續スル會社ノ最高報酬額ヲ超エ  
ザルトキヲ除ク(一)

五 第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條  
各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員  
報酬ナルトキ

第十三條 會社ハ毎事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントスル場  
合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額(百圓未満ノ端數ハ  
之ヲ百圓ニ切上グ)ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ  
許可ヲ受クベシ

一 法定賞與額(開令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該事業  
年度ノ純益金ニ開令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ謂  
フ以下同ジ)

二 前期賞與額(直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ  
合計金額ヲ謂フ但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度

ノ月數ト異ル場合ニ於テハ開令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ謂フ以下同ジ

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項第二號ノ金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

- 一 前期賞與額ガ法定賞與額ニ達セザルトキハ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額但シ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ガ法定賞與額ニ對シ百分ノ七十ノ割合ニ達セザルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額
- 二 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額
- 三 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキ又ハ第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額

第十四條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給セントス

ルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 開令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキ
- 二 開令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ

依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ル外役員ニ對シ雜給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十七條 社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

- 一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ固定給ヲ謂フ)
- 二 手當(基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)
- 三 賞與(前二號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)
- 四 退職金(會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ社員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)
- 五 臨時ノ給與(前四號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)

第十八條 會社ハ開令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ初任基本給料ヲ支給スルコトヲ得ズ但シ轉職者(前職ニ於テ役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ヲ受ケ居リタル者ヲ謂フ)又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケテ爲ス初任基本給料ノ支給ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ(一)

第十九條 會社ハ開令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ基本給料ノ増加支給(以下昇給ト稱ス)ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ(二)

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル昇給ニハ之ヲ適用セズ(一)

- 一 入替シタル社員(陸軍衛生部將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例第四條第一項若ハ陸軍技術部將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例第七條第一項ノ規定ニ依リ短期現役ニ服スル將校又ハ海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科及造兵科士官現役期間特例第一條ノ規定ニ依リ短期現役ニ服スル士官ト爲リタル者ヲ含ム)、召集セラレタル社員又ハ徵用セラレタル社員退營シ又ハ召集若ハ徵用ヲ解除セラレ會社ノ勤務ニ復シタル場合ニ於テ勤務ニ復シタル後一年以内ニ當該社員ニ付爲ス昇給(一)
- 二 基本給料ガ開令ノ定ムル金額ニ達セザル社員ニ付爲ス昇給ニシテ其ノ昇給後ノ基本給料ガ開令ノ定ムル金額ヲ超エ

第二十條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ左ノ各號ニ掲グル手當ヲ支給スルコトヲ得ズ

- 一 在勤手當、僻地手當其ノ他特殊地域ニ在勤スルニ因リ支給スル手當
- 二 危険手當其ノ他生命、健康等ニ關シ危険又ハ有害ナル特定ノ勤務ニ従事スルニ因リ支給スル手當
- 三 居残手當、宿直手當其ノ他特定ノ追加勤務ニ對シ支給スル手當
- 四 開令ヲ以テ定ムル家族手當
- 五 食事手當又ハ被服手當
- 六 歩合ニ依リ支給スル手當
- 七 現物ヲ以テ支給スル手當
- 八 其ノ他開令ヲ以テ定ムル手當

第二十一條 會社ガ毎賞與期間ニ付社員ニ對シ支給スル賞與ノ總額ト前條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間中ニ於ケル支給總額トノ合計金額ハ開令ノ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ開令ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

テハ會社ハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ賞與期間ハ開令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十三條 會社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員數當時三十人以上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受ケタル會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ開令ノ定ムル所ニ從ヒ本令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社ニシテ本令施行後第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタルモノハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當又ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ

主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社員ノ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、役員退職金、第二十條各號ニ掲グル社員手當若ハ社員退職金ノ準則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得(一)

第二十七條 削除(一)

第四章 經費及資金

第二十九條 昭和十六年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)現在ニ於テ資本金百萬圓以上ノ會社(第二項後段ノ會社ヲ除ク)ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ開令ノ定ムル所ニ從ヒ機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下機密費等ト稱ス)ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベシ(一)

昭和十六年九月十七日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十月一日)以後設立(合併ニ因リ設立ヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加(合併ニ因リ資本増加ヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)ニ因

リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社又ハ同年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)以前設立セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加ニ因リ

資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後若ハ資本増加後決算確定シタル事業年度ナキ會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ定メ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ(一)

資本金百萬圓以上ノ會社ハ機密費等ノ基準月額ヲ増額セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ(一)

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ資本金百萬圓以上ノ會社ニ對シ機密費等ノ基準月額ヲ減額スベキコトヲ命ズルコトヲ得(一)

資本金百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ(一)

前五項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ(一)

第二十九條ノ二 資本金百萬圓以上ノ會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ開令ノ定ムル所ニ從ヒ毎事業年度ニ於テ

ル寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下寄附金等ト稱ス)ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベシ(一)

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ寄附金等ヲ支出セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ(一)

前二項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ(一)

第二十九條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ機密費等、寄附金等、福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)又ハ研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ノ金額又ハ其ノ經理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得(一)

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經費ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事

項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケベレ

一 有價證券ノ取得又ハ處分

二 特許權、營業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分

三 資金ノ貸付又ハ借入

主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理 検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ

第六章 雜 則

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評價スベシ

會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ整然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ勸定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定レテ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受ケベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受ケベキ命令ヲ受ケタル會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條ノ二 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ニ基テ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ(二)

第三十八條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社、事項及期間ヲ定メテ本令ニ基テ制限ヲ解除シ又ハ本令ニ基テ義務ヲ免除スルコトヲ得(二)

八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條若ハ第三十八條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ニ關スル處分若ハ指定、命令若ハ制限ニシテ本案ノ重要ナルモノ又ハ前條ノ規定ニ依ル制限ノ解除若ハ義務ノ免除(第三十三條ノ規定ニ依ル制限ニ關スルモノヲ除ク)ハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經ベシ(一)

會社經理審査委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分若ハ指定ニシテ本案ノ重要ナルモノ又ハ第三十八條ノ三ノ規定ニ依ル制限ノ解除ニシテ第三十三條ノ規定ニ依ル制限ニ關スルモノハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ(二)(D)

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル(D)

- 一 特別ノ法令又ハ統制會社令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣但シ當該會社ガ第二號ノ會社ニ該當スル場合ニ在リテハ第五條ノ規定ニ依ル許可及第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル許可及指定ニシテ増配ニ係ルモノニ付テハ大藏大臣(D)
- 二 鐵產物、工業品(鐵道車輛、鐵道信號安全裝置、船舶、船舶用品、織維工業品及主トシテ國民生活ノ用ニ供スル其ノ他ノ工業品ヲ除ク)又ハ電力ノ生産又ハ配給ヲ目的トス

ル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ軍需大臣但シ第三條ノ規定ニ依ル許可及第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ指定ニシテ増配ニ係ルモノニ付テハ大藏大臣(D)

三 地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受ケル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ運輸通信大臣

但シ造船事業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受ケル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ運輸通信大臣及軍需大臣(三)

四 會社ノ營ム事業ノ一部ガ第二號又ハ前號ニ掲グル事業ニ該當スル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣(三)

五 前號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ在リテハ大藏大臣(三)

六 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及軍需大臣(三)

第四十二條 大藏大臣ハ本令ノ施行ニ關スル事務ニシテ其ノ所管ニ屬スルモノノ一部ヲ財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得(二)(C)

大藏大臣ハ財務局長若ハ財務局出張所長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徴セシメ又ハ財務局長、財務局出張所長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得(一)

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務署長

ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得  
臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府州知事又ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得  
臺灣總督ハ臺灣總督府州知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得  
臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附 則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勸令第九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄、會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十

五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十條 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行前ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

附 則 會社經理統制關係法令

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

附 則 (昭和十六年九月十六日勸令第八五九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス(一)  
本令施行前從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付同項第一號ニ掲グル支出ノ豫定額ヲ報告シタル會社ガ當該事業年度ニ於テ其ノ豫定額ノ範圍内ニ於テ爲ス機密費等ノ支出ニハ第二十九條第五項ノ改正規定ハ之ヲ適用セズ(二)

本令施行前會社が従前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付爲シタル同項第二號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告ハ之ヲ第二十九條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ爲シタル報告ト看做ス(一)

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル(二)

◎會社經理統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日)

改正(一)昭和十六年七月三十一日閣令第三〇號  
 (二)昭和十六年八月三十一日閣令第三七號  
 (三)昭和十六年八月三十一日閣令第三八號  
 (四)昭和十六年八月三十一日閣令第三九號  
 (五)昭和十六年八月三十一日閣令第四〇號  
 (六)昭和十六年八月三十一日閣令第四一號  
 (七)昭和十六年八月三十一日閣令第四二號  
 (八)昭和十六年八月三十一日閣令第四三號  
 (九)昭和十六年八月三十一日閣令第四四號  
 (十)昭和十六年八月三十一日閣令第四五號

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三條第一項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越損金額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定前課税ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定資産償却ノ累計金額中課税上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得

一 拂込資本金額

二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利

益金額中利益金處分ニ依リ留保シタル金額但シ退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立金及税金引當金ヲ除ク

三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額中積立テタル金額

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額

五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル金額

主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額又ハ償却ノ不足、評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依リ許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依リ指定申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類並ニ合併前ノ各會社ノ合併前

三事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依リ許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ノ金額ハ其ノ事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬ノ合計金額ヲ其ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乗ジテ得タル金額トス(一)

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第六條 令第十二條ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ得タル金額トス

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザルモノ

附錄 會社經理統制關係法令集

トス

一 前項ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積立金ヨリ戻入シタル金額

二 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額

三 合併ニ因リ生ジタル差益金

四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金

二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ法人稅、臨時利得稅、第一種所得稅、第一種所得稅附加稅及法人稅法施行規則第二十九條ニ規定スル租稅

當該事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グル割合トス

拂込資本金二十萬圓以下ナルトキ	百分ノ一〇・四五
拂込資本金二十萬圓ヲ超エ三十萬圓以下ナルトキ	百分ノ九・三五
拂込資本金三十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナルトキ	百分ノ八・一〇

會社整理統制令精義

拂込資本金五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナルトキ	百分ノ	七・四〇
拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	六・七〇
拂込資本金百萬圓ヲ超エ二百五十萬圓以下ナルトキ	百分ノ	六・〇〇
拂込資本金二百五十萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	五・五〇
拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	四・九五
拂込資本金三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	四・五五
拂込資本金四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	四・三〇
拂込資本金五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	三・九〇
拂込資本金七百萬圓ヲ超エ千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	三・五五
拂込資本金千萬圓ヲ超エ千五百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	三・一五
拂込資本金千五百萬圓ヲ超エ二千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・九〇
拂込資本金二千萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・七五
拂込資本金二千五百萬圓ヲ超エ三千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・六〇
拂込資本金三千萬圓ヲ超エ四千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・四〇

三四〇

拂込資本金四千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・二五
拂込資本金五千萬圓ヲ超エ七千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	二・〇五
拂込資本金七千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・八五
拂込資本金一億圓ヲ超エ一億五千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	一・六五
拂込資本金一億五千萬圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・五五
拂込資本金二億圓ヲ超エ二億五千萬圓以下ナルトキ	百分ノ	一・四五
拂込資本金二億五千萬圓ヲ超エ三億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・四〇
拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・二五
拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ	百分ノ	一・二〇
拂込資本金五億圓ヲ超ユルトキ	百分ノ	一・〇〇

第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ノ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ニ準用ス

第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ年數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一年トス

第十二條 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ

第十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第八號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額(年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七

附錄 會社整理統制關係法令集

分ノ三十、日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ)トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

二 轉職者ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百ニ相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク(一)

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十八條ノ規定ニ依リ轉職者又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ二様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第十八條 令第十九條ノ限度ハ各昇給期ニ於ケル昇給該當者(令第十九條第二項各號ノ昇給該當者ヲ除ク以下同ジ)ノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ



昇給スル者ニ付テハ採用ノ日ニ後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス(一)

第十七條ノ二 令第十九條第二項第二號ノ金額ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額トシタル金額トス(一)

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ增加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ社員ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月五圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル(四)(五)

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

一、配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二、滿六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者(四)

三、滿十八歳未滿ノ直系尊屬及弟妹ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者(五)

四、不具廢疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者(四)

第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス

- 一 傷病手當
- 二 休職者ニ對スル手當
- 三 應召者又ハ入替者ニ對スル手當
- 四 集金手當、出納手當、出札手當等金銭取扱ニ對スル手當
- 五 特殊地域通動手當
- 六 交通業ニ従事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當
- 七 電力供給業又ハ瓦斯供給業ニ従事スル社員ニ對スル電力又ハ瓦斯ノ盗用防止手當
- 八 保険料ノ補給
- 九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益
- 十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ

第二十一條 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社ガ當該賞與期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス

第二十二條 令第二十一條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社ガ之ト異ル期間ヲ定メテ主務大臣ニ届出デタルトキハ其ノ期間ニ依ル

第二十三條 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ本令施行後三十日以内ニ其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル

後三十日以内ニ別表第十一號様式ニ依リ届書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

會社ハ前條ノ賞與期間ヲ變更セントスルトキハ別表第十一號様式ニ依リ届書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

一、當該賞與及手當ノ合計金額中令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支給スルトキ但シ其ノ超過金額ハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支給總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

(甲) 國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ヲ以テ支給シ又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金銭信託ト爲サシメ當該會社ニ於テ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ金銭信託ノ通帳若ハ證書ヲ本人又ハ家族ノ病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ヲ生ジタル場合ノ外當該社員ノ退職ニ至ル迄保管スルモノ(一)

(乙) 當該會社ニ於ケル國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依リ貯蓄(國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ買入又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金銭信託ニシテ組合規約ノ定ムル所ニ依リ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ買却又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ信託シタル金銭ノ拂戻ニ付組合長ノ承認ヲ要スルモノニ限ル)ト爲サシムルモノ(二)

(丙) (甲)又ハ(乙)ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法(一)

二 主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十六條 令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第二十三條ノ規定ニ依リ社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十五號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

務大臣ニ提出スベシ

第三十條 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項ノ基準月額トハ昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度ニ以テナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ニ於テ支出シタル機密費等ノ合計金額ヲ其ノ二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度ニ以テナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額トス(一)前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ(二)

令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會社ハ昭和十六年十月十六日迄ニ別表第十九號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十二條 令第二十九條第二項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケタベキ會社ハ昭和十六年九月十七日以後設立セラレタル會社又ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社ニ在リテハ其ノ設立又ハ合併後、資本増加又ハ合併ニ因

リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニ在リテハ其ノ資本増加又ハ合併後三十日以内ニ、同月十六日以前設立セラレタル會社若ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ資本増加若ハ合併ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後、資本増加後又ハ合併後決算確定シタル事業年度ナキ會社ニ在リテハ同年十月十六日迄ニ別表第二十號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十三條 令第二十九條第三項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ノ増額ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十四條 令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ同項ノ規定スル金額ヲ超ユル機密費等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十一號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十四條ノ二 令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ寄附金等ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會社ハ每事業年度開始ノ三十日以前迄(設立又ハ合併ニ因ル設立後最初ノ事業年度ニ在リテハ其ノ事業年度開始後三十日以内)ニ別表第二十二號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前ニ開始スル事業年度(同年九月十七日以後ノ設立又ハ合併ニ因ル設立後最初ノ事業年度ヲ除ク)ニ關スル報告書ハ同年十月十六日迄ニ之ヲ提出スベシ

第二十四條

會社ガ前項ノ報告ヲ爲シタル後當該事業年度終了前他ノ會社ヲ合併シタル爲寄附金等ノ豫定額ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於テ合併後三十日以内ニ變更シタル豫定額ヲ別表第二十二號様式ニ依リ主務大臣ニ報告シタルトキハ其ノ變更シタル豫定額ヲ以前項ノ規定ニ依リ報告シタル金額ト看做ス(一)

第三十四條ノ三 令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告額ヲ超ユル寄附金等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ(一)

第三十五條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタベシ

- 一、額面總額五萬圓以上ノ外國ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 二、株數二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 三、一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ取得セントスルトキ
- 四、株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有スル株式ト合シテ一會社ノ株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至ルベキトキ
- 五、一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有ス

ル場合ニ於テ當該株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有スル株數ガ當該會社ノ總株數ノ三分ノ一以下トナルベキトキ

- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレル會社ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテ株式ノ引受ヲ爲ストキ
- 三 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ資本増加ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該資本増加ニ依ル株式ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該合併ニ因リ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存続スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルトキ
- 六 株式ノ消却ヲ爲ス爲自己ノ株式ヲ取得スルトキ
- 七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ擔保タル株式ヲ取得スルトキ
- 八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式ヲ

- 取得シ又ハ處分スルトキ
- 九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルトキ
- 會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有スル株主タル他ノ會社ノ株式ヲ取得セントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 第一項及前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 一 銀行
- 二 信託會社
- 三 保險會社
- 四 無盡會社
- 五 有價證券引受業法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
- 六 有價證券業取締法第一條ノ規定ノ適用ヲ受タル會社
- 七 有價證券ノ賣買取引ノ業務トスル取引所
- 八 有價證券ノ賣買取引ノ業務トスル取引所ノ會員又ハ取引員タル會社
- 九 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社
- 第三十六條 前條ノ規定ニ依リ株式ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十四號様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 一定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數量及價額ニ關スル明細書
- 第一項ノ場合ニ於テ當該株式ノ取得又ハ處分ニ伴ヒ生ズル金銭債務ニシテ企業整備資金措置法第四條第一項ノ規定ニ依リ決済スベキモノアルトキハ之ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ第一項ノ許可申請書ニ添付スベシ(五)
- 一 金額
- 二 決済方法
- 三 決済期日
- 第三十七條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ特許權、鑛業權又ハ漁業權(以下無體財產權ト總稱ス)ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產權ノ價額ガ一件五萬圓未滿ナルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ會社ノ設立、資本増加又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株金出資金又ハ現物出資ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 三 社債收入金ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 四 行政官廳ノ認可、許可、若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ無體財產權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
- 五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付必

要ナル無體財產權ヲ取得スルトキ

六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ

前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十八條 前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 一定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表

三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録

見書

第三十六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス(五)

第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入ニ付

主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十六號様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 一定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 資金ノ借入ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 四 會社ノ現在借入金ノ借入先、種類、金額、使途其ノ他ニ關スル明細書

第四章 附 則

附錄 會社整理統制關係法令集

第四十條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後十五日以内ニ別表第二十七號様式ニ依リ會社概況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

前項ニ於テ本令施行後十五日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬圓未滿ノ會社(相互會社ヲ除ク)ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十八號様式ニ依リ會社概況報告書ニ最終ノ貸借對照表ヲ添ヘテ主務大臣ニ提出スベシ

第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ旅費規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス

前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ

大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ每事業年度ノ決算確定後三十日以内ニ別表第三十號様式ニ依ル會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ  
前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書
- 二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金及給與狀況調書
- 三 別表第三十三號様式ニ依ル特殊支出調書
- 四 財産目錄、貸借對照表、損益計算表及利益金處分ニ關スル書類

第四十三條ノ二 左ノ各號ニ掲グル許可又ハ承認ニ付テハ許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項前段ノ期間ハ之ヲ十日トス

- 一 令第二十四條第二項ノ規定ニ依ル承認ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十二條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スルモノ
- 二 令第二十五條ノ規定ニ依ル許可ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十二條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ニ關スルモノ

第五條 則

第四十四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ届書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク)ニ依リ會社ノ提出スベキ申請書、報告書又ハ届書ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依リ之ヲ提出スベシ

- 一 令第四十一條第一號又ハ第三號ニ該當スル會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ
- 二 令第四十一條第三號ニ掲グル事業ヲ營ム會社ニシテ同條第四號ニ該當スルモノハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣ノ數ニ相當スル通數作成シ同條第二號又ハ第三號ニ掲グル主務大臣(同條第二號又ハ第三號ニ掲グル主務大臣以上アルトキハ會社ノ營ム事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣)ニ直接提出スベシ
- 三 銀行、信託會社、保險會社、無盡會社及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

三 銀行、信託會社、保險會社、無盡會社及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

四 前三號ニ掲グル會社以外ノ會社ニシテ資本金五百萬圓以上ノモノ又ハ主務大臣ノ指定シタルモノハ之ヲ二通(主務大臣二以上アルトキハ連名宛)作成シ主務大臣(主務大臣ニアルトキハ會社ノ營ム事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣)ニ直接提出スベシ

五 前各號ニ掲グル會社以外ノ會社ハ之ヲ三通(主務大臣ニアルトキハ連名宛)作成シ會社ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ所轄スル財務局出張所ヲ經テ提出スベシ  
別表様式及様式記載心得ヲ左ノ如ク改ム

附 則 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附錄 會社經理統制關係法令集

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官吏ノ臨檢證票様式指定ノ件

會社經理統制令第三十五條ノ規定ニ基ク臨檢證票ノ様式左ノ通定ム

面 表	官 氏 名
面 表	會社經理統制令第三十五條ノ規定ニ基ク 臨檢之章
面 裏	大 藏 省 省 大 印
第 號	昭和 年 月 日交付

別表

區分標準	基本給料月額額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
中學校令ニ依ル中學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
中學校令ニ依ル中學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
國民學校令ニ依ル國民學校高等科卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
國民學校令ニ依ル國民學校高等科卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
國民學校令ニ依ル國民學校初等科卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ
國民學校令ニ依ル國民學校初等科卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ

第一號式ノ一(第二條)

### 利益配當許可申請書

大區 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所(1)			
	商號(2)	(拂込)	圓	圓
	資本金(3)			
	代表者氏名(4)			印
	電話番號	擔當者氏名		
會社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)			
當該利益配當ノ屬スル事業年度	第 期 自 至	當該利益配當支拂開始豫定期日		
當該事業年度	豫定配當率(7)	申請ノ事由(11)		
	豫定配當金(7)			
	自己資本(8)			
	一號配當率(9)			
	二號配當率(10)			
當該事業年度ノ前ノ業績概要	當該事業年度ニ於テ政府ヨリ受ケタル補助金、補給金、損失補償金其ノ他ノ交付金			
期別區分	第 期 自 至	交付官廳名		
	第 期 自 至	交付金ノ名稱		
平均拂込資本金(12)		交付金額		
利益率(13)		備 考		
配當率				
留保率(14)				
會社ノ經歷(15)				
其ノ他事項				

(日本標準規格 B5 182×257 用)

第二號様式ノ一 (第三條)

配當率指定申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資本金(3) (拂込) 圓 四		
	代表者氏名(4) (印)		
電話番號		擔當者氏名	
會社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		
當該利益配當ノ屬スル事業年度	第 期自至	當該利益配當支拂開始豫定期日	
當該事業年度	豫定配當率(7)	申請ノ事由(10)	
	豫定配當金(7)		
	自己資本(8)		
	一號配當率(9)		
區分	被合併會社名(11)		
合併直前	拂込資本金	合併ノ年月日	
	拂込資本金以外ノ株主資本(12)	合併條件ノ概要	
	計		
合併ニ計算ル(13)	受入資産ノ價額		
	交付株式ノ拂込金額ノ總額		
	合併差益金		
	合併慰勞金		
合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率、留保率 (14)			
區分	會社名		
利益率			
配當率			
留保率			
當該事業年度ニ於テ政府ヨリ受ケタル補助金、補助金、損失補償金其ノ他ノ交付金		交付官廳名	交付金額備考
		交付金ノ名稱	交付金額備考
其ノ他參考事項			

(日本標準規格 B5 152 x 257 ㎜)

第一號様式ノ二 (第二條)

自己資本計算

科 目(16)	金 額(17)	計 算 基 礎(18)
拂込資本金		
法定準備金		
繰越益金		
額面超過金中積立金		
合併差益金中積立金		
減資差益金中積立金		
計		
稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額		
合 計		
繰越缺損金		
施行規則第一條第二項ノ認定金額		
計		
差引合計		

(日本標準規格 B5 152 x 257 ㎜)



第四號様式ノ二 (第六條)

事業年度	区分	事業年度		其ノ他參考事項	
		最近事業年度 自 至	第 期 自 至		
當該事業年度前終了シタル最近ノ三事業年度(15)	平均拂込資本金				
	役員數				
	役員給與	報酬總額			
		賞與總額			
		雜給與總額			
		臨時ノ給與總額			
	計				
	施行規則第七條ノ純益金				
	法定賞與額				
	配當率				
合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度(16)	会社名				
	区分	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至	
	平均拂込資本金				
	役員數				
	役員給與	報酬總額			
		賞與總額			
		雜給與總額			
		臨時ノ給與總額			
	計				
	施行規則第七條ノ純益金				
法定賞與額					
配當率					
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照 (17)					

附錄 會社經理統制關係法令集

三五七

第四號様式ノ一 (第六條)

### 役員報酬支給許可申請書

大臣 殿  昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)	◎	
	電 話 番 號	擔當者氏名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無 (6)		
當該報酬ノ屬スル事業年度(7)	第 期 自 至	年 月 日 現在 役員數(8)   社員數(8)	
申請報酬額(9)	會社ノ定ニ依ル最高限度額(10)		
不要許可額(11)	不要許可額ノ屬スル事業年度(11) 第 期 自 至		
報酬支給内譯(13)	役員 區分	當該事業年度 員 數   金 額   貯蓄額	不要許可額ノ屬スル事業年度 員 數   金 額   貯蓄額
	計		
備 考 (社員兼務役員) 給與			
申 請 申 出 (14)			

會社經理統制令精義

三五六



第五號樣式ノ二 (第十條)

區分	事業年度			
	當該事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
平均拂込資本金				
役員數				
役員給與	報酬總額			
	賞與總額			
	雜給與總額			
	臨時給與總額			
計				
施行規則第七條ノ純益金				
法定賞與額				
配當率				
合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前ニ				
區分	事業年度			
	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
平均拂込資本金				
役員數				
役員給與	報酬總額			
	賞與總額			
	雜給與總額			
	臨時給與總額			
計				
施行規則第七條ノ純益金				
法定賞與額				
配當率				
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員 (16) 及役員賞與比較對照				
其參項ノ項他事				

(日本標準規格 B5 182×257 用)

第五號樣式ノ一 (第十條)

役員賞與支給許可申請書							
大臣 殿	昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所 (1)					
		商 號 (2)					
		資 本 金 (3)	(拂込)	圓	圓		
		代表者氏名 (4)	Ⓣ				
		電 話 番 號	擔當者氏名				
		會 社 設 立 年 月 日					
會社ノ營業主タル事業			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)				
當該賞與ノ屬スル事業年度	第 期 自 至	賞與支給豫定時期	期末現在役員數	期末現在社員數			
申請賞與額 (7)			會社ノ定ニ依ル最高限額 (8)				
純益金ニ對スル申請賞與額ノ割合			同上ノ定ノ拔萃 (9)				
不可要額 (10)	法定賞與額			算出ノ基礎			
	前期賞與額			算出ノ基礎			
	合第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額			算出ノ基礎			
當該事業年度ノ純益金計算 (11)	會社ノ決算上ノ利益金		差引純益金				
賞與支給內譯 (12)	區分	當該事業年度			直前事業年度		
		員 數	金 額	貯蓄額	員 數	金 額	貯蓄額
申事由 (13)							

(日本標準規格 B5 182×257 用)

第七號様式 (第十三條)

役員退職金支給許可申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	会社/本店/ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資 本 金 (3)	(拂込)	円
	代表者氏名 (4)		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 / 設 立 年 月 日		
會 社 / 營 業 主 たる 事業 (5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無 (6)		
退職金ノ支給ヲ受クル者	役 名		
	氏 名		
	年 齡		
	在 職 年 數 (7)		
	退職前一年間 ノ報酬支給額		
	不要許可額 (8)		
	申 請 額 (9)		
	在職中ノ報酬 支給額 (10)		
	在職中ノ賞與 支給額 (10)		
	支給ノ方法、時期 及支出科目 (11)		
申請ノ事由 (12)			
其ノ他参考事項 (13)			

附録 會社經理統制關係法令集

第六號様式 (第十二條)

役員退職金準則(變更)許可申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	会社/本店/ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資 本 金 (3)	(拂込)	円
	代表者氏名 (4)		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 / 設 立 年 月 日		
會 社 / 營 業 主 たる 事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)		
最近二年間ニ於ケル役員報酬	支給ノ賞格 (7) 支給ノ條件 (8)	既 往 ノ 賞 賚 (13)	
		退職役員氏名	
	金額又ハ割合 (9)	退職當時ノ 役名	
	支給ノ方法 (10)	在 職 中	役名別
	支給ノ時期		役名別 勤続年數
	賞 與 分 員 數 金 額		報酬總額
			賞與總額
	賞 與 分 員 數 金 額	報酬總額 及賞與總額ノ合計	
		職 金 支 給 シ タ ル 退	金 額
	備 考 (12)	支 給 年 月 日	
其ノ他参考事項 (14)			

會社經理統制令精義

第九號樣式 (第十六條)

社員初任基本給料準則承認申請書					
大区 股	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號 (2)				
	資本金 (3)		圓 (拂込)		圓
	代表者氏名 (4)		㊟		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會社ノ營ム 主タル事業 (5)			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)		
經歷、技能、學歷	申請 初任基本給料	職 務 (7)	現在人員 (8)	現在人員ノ初 任基本給料 (9)	
申請ノ事由 (10)					
其ノ他參考事項					

第八號樣式 (第十四條)

役員臨時給與支給許可申請書					
大区 股	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號 (2)				
	資本金 (3)		圓 (拂込)		圓
	代表者氏名 (4)		㊟		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會社ノ營ム 主タル事業 (5)			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)		
當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度	第 期	自	年 月 日 現在		
		至	役員數 (7)	社員數 (7)	
申 請 額		支給豫定時期			
支 給 内 課 (8)	區 分 役 員 數	受 給 額	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ支給シタル 報 酬 賞 與		備 考
支給ノ方法及 支出科目 (9)					
申請ノ事由 (10)					
既往ニ於ケル類似ノ臨時給與ノ支給年月日、金額及支給ヲ受テタル役員ノ職名及員數					
其ノ他參考事項					

第十號様式ノ一 (第十八條)

附錄 會社經理統制關係法令集

社員昇給許可申請書					
大區 股	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號 (2)				
	資 本 金 (3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名 (4)		⑩		
	電 話 番 號		擔當者氏名		
昭和 年 月 日		會社ノ 設立年月日			
會社ノ營業 主タル事業 (5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無 (6)			
許ル昇給 ヲ受ケントス (7)	昇給金額	既昇 往給 一賞 年蹟 間ノ (8)	昇給期		
	昇給限度		昇給金額		
	昇給前ノ 基本給料		昇給前ノ 基本給料		
	昇給人員		昇給人員		
	昇給豫定期		昇給人員		
區 分	昇 給 前		昇 給 後		員 數
	基本給料月額一人當平均		基本給料月額一人當平均		
昇給セザル者					
昇給該當者					
計					
申由 ノ事 (9)					
其ノ他 參考事項					

(日本標準規格 B5 182x257 純)

三六五

第九號ノ二様式 (第十六條ノ二)

會社經理統制令精義

社員初任基本給料支給許可申請書					
大區 股	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號 (2)				
	資 本 金 (3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名 (4)		⑩		
	電 話 番 號		擔當者氏名		
昭和 年 月 日		會社ノ 設立年月日			
會社ノ營業 主タル事業 (5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無 (6)			
社者 初任基本給料ノ 支給ヲ受ケル	役 職 名 (7)				
	氏 名 (8)				
	年 齡 (9)				
	學 歴 (10)				
	前 勤 務 先 (11)				
	職 務 最 後ニ受ケタル報酬 又ハ基本給料 (12)				
	特 別ノ 經 歴 又ハ 技 能				
申 請 初 任 基 本 給 料 (13)					
前ト對照 ノ給與 採與比 後較 (14)					
其ノ他 事項					

(日本標準規格 B5 182x257 純)

三六四

第十一號様式 (第二十三條)

賞與期間(變更)届書					
大區 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)		印		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
會社ノ 設立年月日					
會社ノ替ム 主タル事業(5)		役員 社 員		役員 社 員	
會社ノ定メ タル賞與期 間及支給期 (7)	期 別	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
	區 分				
	賞與期間				
支 給 期					
變更前ノ賞 與期間及支 給期(8)					
賞與期間					
支 給 期					
備 考(9)					

附錄 會社經理統制關係法令集

三六七

第十號様式ノ二 (第十八條)

社員ノ學歷年齡別員數(10)										
年 齡 學 歷	二十歲	二十歲	二十五	三十歲	三十五	四十歲	四十五	五十歲	五十五	計
	未 滿	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上	以 上
官立大學	技術									
	事務									
私立大學	技術									
	事務									
官立專門學校	技術									
	事務									
私立專門學校	技術									
	事務									
甲種工業學校	技術									
	事務									
乙種工業學校	技術									
	事務									
甲種商業學校	技術									
	事務									
乙種商業學校	技術									
	事務									
中 學 校										
高 等 女 學 校										
國民學校 高等科										
國民學校 初等科										
其ノ他										
計										
備 考										

會社經理統制令精義

三六六

第十三號樣式 (第二十五條)

### 社員賞與支給許可申請書

大臣 殿  昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)							
	商 號 (2)							
	資 本 金 (3)	圓 (拂込)	圓					
	代表者氏名 (4)							
	電 話 番 號	擔當者 氏 名						
會社ノ管ム 主タル事業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)						
當該賞與期間 自 至		年 月 日 現在						
當該賞與期間ノ 當該賞與期間ノ 當該賞與期間ノ		役員數(7) 社員數(7)						
不 要 許 可 成 度 (8)		算出ノ基礎						
申 請 額 (9)		基本給料ニ 對スル割合 支給ノ 時 期						
申請事由								
年度別  當期給與 該期與 直與中 前ノ期與 賞與 前賞中 年與 相期給 當與	給與區分 摘要	基 本 料 給 給	令第二十二 條各號ニ 對スル手 當 (イ)	其ノ他 手當 (イ)	賞 與 (ロ)	(イ)ト (ロ)ノ 計(ハ)	合計	(ハ)ノ基 本給料支 給ニ對 スル割合
	當期給與	支給額						
	該期與	支給額						
	直與中前ノ期與	支給額						
前賞中	支給額							
年與	支給額							
相期給	支給額							
當與	支給額							
當該賞與方法 對該事業ノ 適用 (10)		其參 考事 他項						

(日本標準規格 B5 182・257 規)

第十二號樣式 (第二十四條)

### 社員賞與支給方法承認申請書

大臣 殿  昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資 本 金 (3)	圓 (拂込)	圓
	代表者氏名 (4)		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會社ノ管ム 主タル事業 (5)		役員及社員數 日現在	
支 給 方 法		社 員	
管 理 方 法 (6)			

(日本標準規格 B5 182・257 規)

第十五號様式 (第二十七條)

社員臨時給與支給許可申請書			
大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓	
	代表者氏名 (4)	氏 名	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會 社 立 年 月 日			
会社ノ營業主タル事業 (5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)		
支給ノ條件 (7)	支給額ノ決定方法 (8)		
支給人員	支給金額		
受給者ノ勤務場所 (9)	申請ノ月ノ前月中ニ支給 シタル受給者ノ基本給料		
受給者ト同一場所ニ 勤務スル社員數 (10)	同上ニ對スル支給 金額ノ割合		
会社ノ社員數 (11)	申請ノ月ノ前月以前一年 間ニ受給者ニ支給シタル 賞與手當ノ合計額 (12)		
支給ノ豫定時期	當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度		
支給ノ事由 (13)			
支給ノ方法及支出科目 (14)			
既往ニ於ケル臨時 給與支給ノ有無 (15)	支 給 年 月 日	支 給 事 由	支給ヲ受ケタル 社員數 (イ) 月額 (ロ) 對スル割合

(日本標準規格 B5 182×257 用)

附録 會社經理統制關係法令集

三七二

第十四號様式 (第二十六條)

社員賞與經費支出許可申請書				
大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號 (2)			
	資 本 金 (3)	圓 (拂込) 圓		
	代表者氏名 (4)	氏 名		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
會 社 立 年 月 日				
会社ノ營業主タル事業 (5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
當該賞與 期 間	自 至	賞與手當ヲ經 理シタル事業 年度	第 期 自 至	
令第二十一條ノ限度 (8)	經營トシテ管理 セントスル額 (10)		年 月 日現在 役員數 (7) 社員數 (7)	
限 度 超 過 額 (9)	賞與期間中ニ於ケル 基本給料支給總額			
經テル事 業年度 トシテ 要由 (11)				
當該手當ノ 賞與ノ 期間及 其賞與 ノ方法 (12)	賞 與 期 間	當該賞與期間 自 至	自 至	
	賞 與 手 當			
	賞與手當ノ合計			
	同上金額中經營トシテ 管理シタル金額 (イ)			
	基本給料 (ロ)			
	(イ)ノ(ロ)ニ對スル 割合			
	賞與前二 手當ノ事 業年度 及 其 配 當 率 (13)	事業年度 當該事業年度 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
	平均拂込資本金			
	利 益 率			
	配 當 率			
留 保 率				
其 參 考 事 項				

(日本標準規格 B5 182×257 用)

會社經理統制令精義

三七〇

第十七號様式 (第三十八條)  
三十九

社員手當準則 報 認 申 告 書 制定變更許可申請			
大 區	社 員 數	會社ノ本店ノ 所在場所(1)	
		商 號(2)	
昭和 年 月 日	資 本 金(3)	圓 (拂込) 圓	
	代 表 者 氏 名(4)	Ⓢ	
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
	社 員 數(7)	( 年 月 日現在)	
會社ノ營ム主 タル事業(5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無(6)	
手當ノ種類(8)			
手當ノ名冊(9)			
區 分			
支 給 ノ 條 件(10)			
金 額、數 量 又 ハ 割 合(11)			
支 給 ノ 時 期			
制 定 又 ハ 變 更 スルノ要アル事由(12)			
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時ノ受給人員(13)			
備 考			

(日本標準規格 B5 182×257 純)

附錄 會社經理統制關係法令集

三七三

第十六號様式 (第三十八條)  
三十九

役員雜給與準則 報 認 申 告 書 制定變更許可申請			
大 區	社 員 數	會社ノ本店ノ 所在場所(1)	
		商 號(2)	
昭和 年 月 日	資 本 金(3)	圓 (拂込) 圓	
	代 表 者 氏 名(4)	Ⓢ	
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營ム主 タル事業(5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受クルノ 有無(6)	
職 務 別 ノ 標 準(7)			
受 給 資 格 又 ハ 支 給 ノ 條 件(8)			
金 額、數 量 又 ハ 割 合(9)			
支 給 ノ 時 期			
制 定 又 ハ 變 更 スルノ要アル事由(10)			
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時ノ受給人員(11)			
備 考			

(日本標準規格 B5 182×257 純)

會社經理統制令精義

三七二



第十九號様式 (第三十一條)

機密費等基準月額報告書									
大區	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)								
	商 號 (2)								
	資 本 金 (3)		(拂込)		圓				圓
	代表者氏名 (4)		◎						
	電 話 番 號		擔當者 氏 名						◎
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日								
會社ノ管ム 主タル事業 (5)			工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ケ ルノ有無 (6)						
昭 和 十 六 年 九 月 十 六 日 以 前 最 終 ニ	專業年度		第 期 自 至	第 期 自 至	基準月額 (8)	基準月額算 出ノ基礎 (9)			
	區 分				其ノ他參考事項				
	機 密 費								
	交 際 費								
	接 待 費								
	廣 告 宣 傳 費								
	其 ノ 他								
計									
期末拂込資本金									
支 店 、 工 場 等	名 稱		所 在 地		名 稱		所 在 地		

附錄 會社經理統制關係法令集

第十八號様式 (第三十八號)

社員退職金準則 報 告 書 承認申請書 制定變更許可申請									
大區	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)								
	商 號 (2)								
	資 本 金 (3)		(拂込)		圓				圓
	代表者氏名 (4)		◎						
	電 話 番 號		擔當者 氏 名						◎
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日								
會社ノ管ム 主タル事業 (5)			工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ケ ルノ有無 (6)						
區 分	受給者ノ 資格 (7)								
	支給ノ 件 (8)								
	金額又ハ 割合 (9)								
	支給方法 (10)		支給時期						
制 定 又 ハ 變 更 ス ル		事 由 (11)							
備 考									

會社經理統制令精義

第二十一號様式 (第三十四條)

機密費等基準月額超過支出許可申請書															
大區 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)														
	商 號 (2)														
	資 本 金 (3)		圓 (拂込)		圓										
	代表者氏名 (4)		◎												
	昭和 年 月 日	電 話 番 號	擔當者 氏 名												
會社ノ 設立年月日															
會社ノ管 主タル 事業 (5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有 無 (6)														
當該事業年度	第 期	自 至	不要許可額 (8)												
申 請 額 (7)		同上算出ノ基礎 (9)													
基 準 月 額		申 請 ノ 事 由 (11)													
申 請 額 ノ 内 譯 (10)	機 密 費														
	交 際 費														
	接 待 費														
	廣 告 宣 傳 費														
其ノ他															
計															
當 前 該 二 事 業 年 度	區 分	事業年度	第 期	自 至	第 期	自 至	其ノ他參考事項								
機密費等ノ支出實蹟															
期末拂込資本金															
利 益 率 (12)															

附錄 會社經理統制關係法令集

三七七

(日本標準規格 B5 182×257 純)

第二十號様式 (第三十二條  
第三十三條)

機密費等基準月額承認申請書 増額許可申請書										
大區 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)									
	商 號 (2)									
	資 本 金 (3)		圓 (拂込)		圓					
	代表者氏名 (4)									
	昭和 年 月 日	電 話 番 號	擔當者 氏 名							
會社ノ 設立年月日										
會社ノ管 主タル 事業 (5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有 無 (6)									
申請ノ日ノ屬スル 事業年度	第 期	自 至	會社ノ 經 歷 (7)							
申 請 基 準 月 額 (8)										
申 請 當 時 ノ 基 準 月 額 (9)										
申 事 請 由 ノ (10)										
支 店 ノ 所 在 地 及 工 場 等 (11)	名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地						
合 社 終 前 各 會 最	會 社 名									
	事業年度	第 期	自 至	第 期	自 至	第 期	自 至			
	基準月額									
	期末拂込 資本金									

會社經理統制令精義

三七六

(日本標準規格 B5 182×257 純)

第二十三號樣式 (第三十四條ノ三)

寄附金等豫定超過支出許可申請書				
大区 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號 (2)			
	資本金 (3)	圓 (拂込)	圓	
	代表者氏名 (4) ㊟			
	電話番號	擔當者 氏名		
會社ノ 設立年月日				
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
支出ノ屬スル事業年度 第 期 自 至				
申請額 (7)		不要許可額 (8)		
寄附金ノ種類 (9)	豫定額 (10)	豫定超過額	計	豫定額ヲ超エテ支出 ヲ爲スノ要アル事由
計				
經理ノ 方法	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他 (11)			
其參考ノ事項 他項				

(日本標準規格 B5 182×257 純)

第二十二號樣式 (第三十四條ノ二)

寄附金等支出豫定額 (變更) 報告書				
大区 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號 (2)			
	資本金 (3)	圓 (拂込)	圓	
	代表者氏名 (4) ㊟			
	電話番號	擔當者 氏名		
會社ノ 設立年月日				
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
支出豫定額		豫定額ノ屬ス ル事業年度 (8)	第 期	自 至
支主 出 豫 定 額 ノ 申 中 (7)	寄 附 先	金 額	寄附ヲ爲スノ要アル事由 (9)	
事業年度 區分	豫定額ノ屬スル 事業年度 (8)	報告ノ日ノ屬ス ル事業年度 (10)	其ノ他參考事項 (12)	
	經費支出			
	利益金處分 其ノ他 (11)			
經理ノ 方法	計			

(日本標準規格 B5 182×257 純)

第二十四様式 (第三十六條)

株式所得分

附録 會社經理統制關係法令集

大藏大臣 殿 商工大臣 殿			本店ノ 商代
昭和 年 月 日提出			
取得分セントスル株式ニ關スル事項			取得分セントスル
銘柄(1)		合計	商
一株ノ額面金額			住
一株ノ拂込金額			資本金
取得分ノ數量			最近
取得分ノ價額(2)			申請者株數及
株式總數ニ對スル割合(3)			申請者借入金
會社ノ記帳價額(4)			申請者貸付金
取得分ノ方法(5)			申請者主タル
			生産高
			高
譲渡先ニ關スル事項(6)			株式取
氏名又ハ名稱	住 所	申請者ト取得分ノ關係(7)	株式處
取得分ヲ必要トスル事由			

《附本項填寫格 B4 267・504 附》

可申請書

所在場所 號 表 者	資本金 拂込資本金 電話番號 (擔當者)
ントスル株式ヲ發行スル會社ニ 事項	申請者ニ關スル事項
號	事業ノ概要 (13)
所	
(内拂込)	
配當率	
ノ所有 所有率(8)	
ヨリノ 現在高	
ニ對スル 現在高	
トノ關係 (9)	
業 (10)	所有株式總額 (14)
又ハ賣上 (11)	昭和 年 月 日現在 (15) 直前事業 年度末
得ニ要スル資金ノ調達方法	子會社及親會 社ノ株式 (16)
分ニ因リテ得タル資金ノ用途 (12)	其ノ他ノ株式
	合 計
	其ノ他參考事項 (17) (18)

會社經理統制令精義

第二十五號様式 (第三十八條)

特許權取得分許  
 漁業權

附錄 會社經理統制關係法令集

大藏大臣 殿  
 商工大臣 殿  
 昭和 年 月 日提出  
 本店ノ商代

取得分 セントスル無體財産權		
種類 (1)	無體財産權ノ内容 (2)	取得分ノ價額
無體財産權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大意 (3)		
取得分ヲ必要トスル事由		

(日本標準規格 B4 257×364)

可申請書

所在場所 資本金  
 號 拂込資本金  
 表者 ㊦ 電話番号 (擔當者)

會社經理統制令精義

譲渡	受渡	先
氏名又ハ商號	住	所 申請者トノ關係
無體財産權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財産權ノ處分ニ因リテ得タル代リ金ノ使途		
申請者ノ營ム事業ノ概要		
其ノ他參考事項 (4) (5)		

第二十六號様式 (第三十九條)

資 金 借 入

大 藏 大 臣 殿 本店ノ  
 商 工 大 臣 殿 商  
 昭 和 年 月 日提出 代

附 録 會 社 經 理 統 制 關 係 法 令 第 三 十 九 條

借入ニ關スル事項		借入先ニ關	
借入先ノ 氏名又ハ名稱 <sup>1)</sup>		住 所	
借入金額 <sup>1)(2)</sup>		資 本 金	
借入ノ時期		最近ノ事業年度ニ於 ケル利益金及配當率	
借入ノ方法 <sup>1)(2)</sup>		申請者トノ關係	
利 率		事 業 ノ 概 要	
返済ノ時期及 返済ノ方法 <sup>3)</sup>			
擔保其ノ他ノ 條件 <sup>4)</sup>			
借入金ノ使途 <sup>5)(6)(7)(8)</sup>			
		借入ヲ必要	
事業設備資金ノ借入ナルトキハ設備ノ新設 擴張又ハ改良ニ關スル許可ノ有無及許可ノ 年月日		其ノ他參	

三 八 五

(日本銀行規程 B4 257×264 附)

許 可 申 請 書

所在場所 資本金  
 號 拂込資本金  
 表 者 電話番號 (擔當者)

會 社 經 理 統 制 令 精 義

スル事項 (9)	申請者ニ關スル事項	
(拂込資本金)	事 業 ノ 概 要	
	資 産 及 資 本 構 成 (10)	
	昭和 年 月 日現在	直前事業年度末
	固 定 資 産	
	流 動 資 産	
	投 資 資 産	
	其ノ他	
	株 主 資 本	
	外 部 資 本	
	固定資産ノ株主資 本ニ對スル割合	% %
	借 入 金 ノ 總 額 (11)	
	昭和 年 月 日現在	直前事業年度末
	金 融 機 關 ヲ リノ借入金 (12)	
	其ノ他	
	合 計	
	主務大臣ノ指定ヲ受ケタ ル借入金ノ限度	
トスル事由		
考 事 項		

三 八 四

第二十八號様式 (第四十一條)

會社概況報告書(乙)									
大區 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)								
	商 號(2)								
	資本金(3)		(拂込)		圓		圓		
	代表者氏名(4)		Ⓣ						
	電話番號		擔當者 氏名						
	會社ノ 設立年月日								
會社ノ營ム 主タル事業(5)			工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受クル ルノ有無 (6)						
役員其ノ他從業者數(7)				支拂給與(8)					
區	分	男	女	計	報酬、給料、賃金 月額	手當及賞與年額			
役員	機關 モノ								
	其ノ他								
社員	技術者								
	事務者								
	嘱託者等 (4)								
勞務者									
年 月 日現在				年 月分		年 月以前一年分			
主 タル 株 主 年 主 二 月 日 名 現 在 (10)	氏	名	株式數	氏	名	株式數	氏	名	株式數
				計					
			總株式數ニ對スル割合						

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第二十七號様式 (第四十條)

會社概況報告書(甲)									
大區 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)								
	商 號(2)								
	資本金(3)		(拂込)		圓		圓		
	代表者氏名(4)		Ⓣ						
	電話番號		擔當者 氏名						
	會社ノ 設立年月日								
會社ノ營ム主タル事業(5)				役員其ノ他從業者數(年 月 日在現)(7)					
				區	分	男	女	計	
				役員	機關				
					其ノ他				
				社員	技術者				
					事務者				
					嘱託者等(8)				
				船 員					
					勞務者				
				工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)					
				最近三年間ニ於ケル資本金異動(9)					
主 タル 株 主 年 主 二 月 日 名 現 在 (10)	氏	名	株式數	氏	名	株式數	氏	名	株式數
				計					
			總株式數ニ對スル割合						

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第三十號様式 (第四十三條)

會社經理狀況報告書

大區 殿  昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)	Ⓢ		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
事 業 年 度 第 期 自 至	決 算 確 定 年 月 日			
會社ノ營ム主 タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)			
當ノ意 期要 開ニ 及ヒ 於經 ケル 上事 營特 業ニ				
主 タ 年 ル 株 月 主 日 十 名 在 (7)	氏 名	株 式 數	氏 名	株 式 數
				計
			總株式數ニ對スル割合	

附錄 會社經理統制關係法令集

第二十九號様式 (第四十二條)

旅費規程報告書

大區 殿  昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)						
	商 號(2)						
	資 本 金(3)	(拂込) 圓					
	代 表 者 氏 名(4)	Ⓢ					
	電 話 番 號	擔當者 氏 名					
	會 社 ノ 設 立 年 月 日						
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)						
資 格(7)	種 類	鐵道及船賃		車馬賃 (一料當)	日 當	宿 泊 料	食卓料
		鐵道	船				
		等	等				
		等	等				
	等	等					
地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細(8)							
區 分 種 別	金 額	地 方 別					
日							
當							
宿							
泊							
料							
其參 項 ノ 考 他 事							

會社經理統制令精義





第三十三號様式(第四十三條)

商號

特殊支出調書(第 期 自 至 )					
機 密 費 等					
區 分	基準月額(1)	基準月額=當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得ベキ金額(2)	當該事業年度支出實績	直前事業年度支出實績	備 考(3)
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				
寄 附 金 等					
區 分	寄附金支出(5)	當該事業年度支出實績	直前事業年度支出實績	備 考	
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				
福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出					
區 分	當該事業年度支出實績	直前事業年度支出實績	備 考		
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				
研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出					
區 分	當該事業年度支出實績	直前事業年度支出實績	備 考		
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				
其ノ他(4)					

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第一號様式(利益配當許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所 相互會社ニ在リテハ主タル事務所ノ所在場所ヲ記載スルコト
- (2) 商號 相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
- (3) 資本金 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ株金總額、株式合資會社ニ在リテハ出資總額及株金總額ノ合計額、相互會社ニ在リテハ基金額ヲ記載スルコト
- (4) 代表者氏名 會社ニ於ケル役名ヲモ記載スルコト
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (イ) 會社ガ現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主タルモノヲ主タルモノノ順ニ記載スルコト
  - (ロ) 物品販賣ヲ主タル事業トスルモノニ在リテハ主タル取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受タルノ有無 陸軍ノ管理ヲ受タルモノアルトキハ「陸」ト記載シ海軍ノ管理ヲ受タルモノアルトキハ「海」ト記載シ陸軍海軍雙方ノ管理ヲ受タルモノアルトキハ「陸、海」ト記載シ何レノ管理モナキトキハ「無シ」ト記載スルコト
- (7) 豫定配當率、豫定配當金 當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
- (8) 自己資本 第一號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト
- (9) 一號配當率 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (10) 二號配當率 令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (11) 申請ノ事由 許可ヲ受ケテ配當ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ之ヲ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (12) 平均拂込資本金 當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ヲ記載スルコト
- (13) 利益率 利益金(前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額並ニ利益金處分ニ依ル資産償却金及税金引當金ヲ含マザルモノトス)ノ平均拂込資本金ニ對スル割合ヲ年率ニテ記載スルコト
- (14) 留保率 (13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ差引タル金額ノ(13)ノ利益金ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (15) 會社ノ經歷 設立年月日、最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併、商號變更等ヲ簡記スルコト
- (16) 科目
  - (イ) 會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
  - (ロ) 稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額 第一條俱書ノ規定

ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト

(ハ) 第一條第二項ノ認定金額 第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト

(17) 金額

(イ) 當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト

(ロ) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト

(18) 計算基礎 (16)及(17)ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中ニ於テ金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト

(19) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二號様式(配當率指定申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(2)ニ依リ記載スルコト

(7) 豫定配當率、豫定配當金 當該事業年度ニ於テ指定ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト

(8) 自己資本 第二號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト

(9) 一號配當率 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト

(10) 申請ノ事由 豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト

(11) 被合併會社名 合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱ヲ記載スルコト

(12) 拂込資本金以外ノ株主資本 拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計額ヲ記載スルコト

(13) 合併ニ因ル受入計算

(イ) 受入資産ノ價額 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト

(ロ) 交付株式ノ拂込金額及金銭ノ總額 合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ割當テラレタル株式ノ拂込金額及之ニ交付セル金銭ノ總額ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト)

(18) 合併ニ因ル受入計算

(イ) 受入資産ノ價額 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト

(ロ) 交付株式ノ拂込金額及金銭ノ總額 合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ割當テラレタル株式ノ拂込金額及之ニ交付セル金銭ノ總額ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト)

(ハ) 合併差益金 (イ)ノ受入資産ノ價格ヨリ(ロ)ノ交付株式ノ拂込金額及金銭ノ總額ヲ差引キタル殘額ヲ記載スルコト

(ニ) 合併慰勞金等 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル會社ガ合併契約ニ依リ解散手當、退職金、慰勞金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ合併ニ際シ社外ニ支出シタル金額(ロ)ノ交付セル金銭ノ額ヲ含マザルモノトス)ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ガ合併契約ニ依リ合併前ニ於テ此等ノ支出ヲ爲シタル場合ハ其ノ他參考事項欄ニ其ノ金額ヲ記載スルコト)

(14) 合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率、留保率 利益率及留保率ハ夫々第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト

(15) 自己資本計算 第一號様式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト

(16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三號様式(積立金使用許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 積立金ノ現在額

(イ) 令第六條ノ規定ニ依ル積立金 令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ依リ積立金ヲ記載スルコト

(ロ) 其他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(8) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第四號様式(役員報酬支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 當該報酬ノ屬スル事業年度 許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ屬スル最初ノ事業年度ヲ記載スルコト
- (8) 役員數、社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

- (9) 申請報酬額 當該事業年度ニ付支給セントスル報酬ノ總額ヲ記載スルコト(事業年度ノ中途ヨリ増額支給セントスルモノナルトキハ事業年度ノ初ヨリ増額支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ其ノ他參考事項欄ニ記載スルコト)
- (10) 會社ノ定ニ依ル最高限度額 定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (11) 不要許可額 令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト
- (12) 不要許可額ノ屬スル事業年度 不要許可額ノ屬スル事業年度ニ上アルトキハ最終ノ事業年度ヲ記載スルコト
- (13) 報酬支給内譯
  - (イ) 役名 社長、副社長、事務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
  - (ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル報酬ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
  - (ハ) 備考(社員業務役員ノ社員給與) 當該事業年度又ハ不要許可ノ屬スル事業年度ニ於テ役員ニシテ社員ノ業務シ社員トシテノ給與ヲ受クル者アルトキハ其ノ事業年度別ニ其ノ各役員ノ役名、社員トシテノ役職名及社員トシテ受ケタル給與ノ種類別金額(當該事業年度ニ付テハ豫定額)ヲ記載スルコト
  - (ニ) 申請ノ事由 報酬ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
  - (三) 當該事業年度前終了シタル最近ノ三事業年度(イ) 平均拂込資本金 第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
  - (四) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト
  - (ハ) 雜給與總額 金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト
  - (ニ) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ
  - (三) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員報酬額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト
  - (四) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第五號様式(役員賞與支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營業主たる事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 申請賞與額 當該事業年度ニ付支給セントスル賞與ノ總額ヲ記載スルコト
- (8) 會社ノ定ニ依ル最高限度額 定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (9) 同上ノ定ノ控率 定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト
- (10) 不要許可額
  - (イ) 法定賞與額 第六條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得タル金額ヲ記載スルコト
  - (ロ) 算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
  - (ハ) 前期賞與額 當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第九條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
- (11) 算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (ニ) 當該事業年度ノ純益金計算 會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
- (三) 賞與支給内譯
  - (イ) 役名 社長、副社長、事務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
  - (ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
  - (ハ) 申請ノ事由 令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
  - (三) 當該事業年度及其ノ前三事業年度(イ) 平均拂込資本金 第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

- (ロ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト
- (ハ) 雜給與總計、金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト
- (15) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前ニ事業年度、合併後ノ最初ノ事業年度ノ役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ
- (16) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員賞與比較對照 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員賞與額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト
- (17) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第六號様式(役員退職金準則(變更)許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 受給者ノ資格 社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
- (8) 支給ノ條件 役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額又ハ割合 退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ方法 一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載スルコト
- (11) 最近一年間ニ於ケル役員報酬、賞與支給内譯
  - (イ) 役名 社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスルモノアルトキハ之ヲ區分スルコト
  - (ロ) 金額 最近一年間ニ於テ支給シタル金額ヲ記載スルコト但シ其ノ金額ガ役員ノ事業年度中途ヨリノ就任等ノ事由ニ依リ一年間ニ付支給シタルモノニ非ザルトキハ之ヲ一年間ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ基礎ヲ備考欄ニ記載スルコト
- (12) 備考
  - (イ) 會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社職員給與條

時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルコト

- (ロ) 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變更セルトスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線、括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト
- (13) 既往ノ實績
  - (イ) 退職役員氏名 最近十年間ニ於テ退職シタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得)ヲ記載スルコト
  - (ロ) 退職當時ノ役名 退職シタル役員ノ退職當時ノ役名ヲ記載スルコト
  - (ハ) 在職中各種ノ役員ニ就任シタルトキハ各種ノ役名(社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別)ヲ記載スルコト
  - (ニ) 二回以上役員退職金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ各支給期毎ニ記載スルコト
  - (14) 其ノ他參考事項 功勞顯著ナル等ノ事由ニ依リ特ニ多額ノ退職金ヲ支給シタル者ニ付テハ其ノ事由ヲ記載スルコト
  - (15) 役員退職金準則許可申請書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ役員退職金準則變更許可申請書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

第七號様式(役員退職金支給許可申請書)記載心得

- (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 在職年數 會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トス
- (8) 不要許可額 第十一條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額又ハ第十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
- (9) 申請額 支給セントスル退職金ノ金額ヲ記載スルコト
- (10) 在職中ノ報酬、支給額、在職中ノ賞與支給額 在職中ニ當該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記載スルコト但シ會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給後ニ於ケルモノヲ記載スルコト
- (11) 支給ノ方法、時期及支出科目 一時金、年金、分割拂等ノ別、現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及

- 當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
- (12) 申請ノ事由 許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
  - (13) 其ノ他參考事項 會社ガ役員退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給ヲ受ケタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得) 其ノ在職中兼任シタル役名別勤続年數、在職中ノ報酬總額及賞與總額並ニ支給シタル退職金及其ノ支給年月日ヲ記載スルコト
  - (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第八號様式(役員臨時給與支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員數、社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 支給内課 役名ハ社長、副社長、專務取締役、常務取締

- 役、取締役、監査役等ノ別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
- (9) 支給ノ方法及支田科目 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ニヨリ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
  - (10) 申請ノ事由 臨時ノ給與ノ支給ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
  - (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號様式(社員初任基本給料準則承認申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト
- (8) 現在人員 申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷

- ニ該當スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト
- (9) 現在人員ノ初任基本給料 初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料及各初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト
  - (10) 申請ノ事由 承認ヲ受ケテ社員初任基本給料準則ヲ定ムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載スルコト
  - (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號ノ二様式(社員初任基本給料支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役職名 當該初任基本給料ノ支給ヲ受クル時ノ役名(理事、參事、書記等ノ別)及職名(支店長、部長、課長等ノ別)ヲ記載スルコト
- (8) 氏名 甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得
- (9) 年齡 數ハ年ニ依リ記載スルコト
- (10) 學歷 最後ニ卒業シタル學校名ヲ記載スルコト

- (11) 勤務先 勤務先並ニ其ノ勤務先ニ於ケル最後ノ役職名及勤務地ヲ記載スルコト
- (12) 最後ニ受ケタル報酬又ハ基本給料 前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ヲ記載スルコト
- (13) 申請初任基本給料 支給セントスル初任基本給料ヲ記載スルコト
- (14) 前職ト採用後トノ給與比較對照 前職ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種類別(基本給料、手当、賞與等)金額ト採用後ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種類別金額(決定)ヲ比較對照スルコト但シ申請初任基本支給ヲ受クベキ社員ガ轉職者ニ非ザルトキハ記載スルニ及バズ
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十號様式(社員昇給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

- (7) 許可ヲ受ケントスル昇給
  - (イ) 昇給金額 各昇給該當者ニ付昇給セシメントスル金額(月額)ノ合計金額ヲ記載スルコト
  - (ロ) 昇給限度 第十條ノ規定ニ依リ算出セラルル當該昇給期ニ於ケル限度ヲ記載スルコト
  - (ハ) 昇給前ノ基本給料 各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ記載スルコト
  - (ニ) 既往一年間ノ昇給實績
    - (イ) 昇給前ノ基本給料 (7)ノ(ハ)ニ依リ記載スルコト
    - (ロ) 昇給回数二回以上アルトキハ各昇給期毎ニ記載スルコト
  - (ハ) 令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト
  - (イ) 申請ノ事由 許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ必要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
  - (10) 社員ノ學歷年齡別員數
    - (イ) 各學歷區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數方多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト

- (ロ) 年齡ハ數ヘ年ニ依リ記載スルコト
  - (ハ) 本表ハ過去一年間ニ於テ爲シタル昇給許可申請ニ際シ之ヲ提出シタルコトアルトキハ又ハ昇給該當者數ガ全社員數ノ五分ノ一以下ナルトキハ提出スルニ及バズ
  - (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十一號様式(賞與期間(變更)届書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 役員及社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
  - (8) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期 各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト
  - (9) 變更前ノ賞與期間及支給期 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及バズ
  - (10) 備考
    - (イ) 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト

- (ロ) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト
- (10) 賞與期間届書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更届書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

第十二號様式(社員賞與支給方法承認申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト
- (7) 管理方法 支給後ノ管理ノ方法ヲ記載スルコト

第十三號様式(社員賞與支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

- (7) 役員數、社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
  - (8) 不要許可限度
    - (イ) 施行規則第二十一條ノ限度 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
    - (ロ) 施行規則第二十四條第一項第一號ノ限度 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
    - (ハ) 算出ノ基礎 不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト
  - (9) 申請額 支給セントスル賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當トノ合計金額ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
  - (10) 當該事業年度ノ貯蓄ノ方法 貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト
  - (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十四號様式(社員賞與經費支出許可申請書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號

會社經理統制令精義

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員數、社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 令第二十一條ノ限度 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (9) 限度超過額 當該賞與期間ノ賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額中令第二十一條ノ限度ヲ超過スル金額ヲ記載スルコト
- (10) 經費トシテ經理セントスル額 限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト
- (11) 經費トシテ經理スルノ要アル事由 限度超過額ノ經費トシテ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (12) 當該賞與期間及其ノ前二賞與期間ノ賞與手當ノ經理ノ方法
  - (イ) 手當 令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト
  - (ロ) 基本給料 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ヲ記載スルコト

四〇四

- 額ヲ記載スルコト
  - (ハ) 同上金額中經費トシテ經理シタル金額 當該賞與期間ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ノ豫定ヲ記載スルコト
  - (10) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度及其ノ前二事業年度
    - (イ) 平均拂込資本金 第一號様式記載心得(13)ニ依リ記載スルコト
    - (ロ) 利益率、留保率 第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト
    - (ハ) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ニ於ケル豫定ヲ記載スルコト
  - (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十五號様式(社員臨時給與支給許可申請書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 支給ノ條件 支給ヲ受クベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ記載スルコト
- (8) 支給額ノ決定方法 各受給者ノ受クベキ臨時ノ給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 受給者ノ勤務場所 事務所、工場、事業場等勤務ノ場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト
- (10) 受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數 前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト
- (11) 會社ノ社員數 申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト
- (12) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者ニ支給シタル賞與手當ノ合計額 算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トスルコト
- (13) 支給ノ事由
  - (イ) 臨時ノ給與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
  - (ロ) 同一事由ニ依リ役員又ハ社員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ旨附記スルコト
- (14) 支給ノ方法及支出科目
  - (イ) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及

附錄 會社經理統制關係法令集

四〇五

- 經費トシテ支出スルカ利益金處分ニ依リ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
  - (ロ) 臨時ノ給與ヲ支給センガ爲既往事業年度ニ於テ積立金、引當金等ヲ留保シタル場合ハ當該積立金、引當金等ノ名稱及金額ヲ記載スルコト
  - (15) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無
    - (イ) 許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト
    - (ロ) 基本給料月額 當該臨時ノ給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ當該支給月ノ前月ニ於テ支給シタル基本給料月額ヲ記載スルコト
  - (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十六號様式(役員難給與準則)(報告・承認申請・制定・變更許可)申請書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト



- (7) 雜給與ノ種類 外國在勤手當其ノ他役員雜給與ノ種類ヲ記載スルコト
- (8) 受給資格又ハ支給ノ條件 支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額、數量又ハ割合 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト
- (10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更スルノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (11) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト尙役員中支給ヲ受ケザル者アルトキハ其ノ員數ヲ備考欄ニ記載スルコト
- (12) 役員雜給與準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則承認申請書ナルトキハ「報告」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十七號様式(社員手當準則(報告・承認申請・制定變更許可)申請書)記載心得
  - (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
  - (8) 手當ノ種類
    - (イ) 手當ノ種類ハ令第二十條各號ノ區分ニ依リ第一號手當、第二號手當等ノ如ク區分スルコト
    - (ロ) 令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當之ハヲ朱書スルコト
  - (9) 手當ノ名稱
    - (イ) 令第二十條各號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ヲ記載スルコト
    - (ロ) 令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ハ之ヲ朱書スルコト

- (10) 支給ノ條件 支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (11) 金額、數量又ハ割合 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト
- (12) 制定又ハ變更スルノ要アル事由 令第二十五條ノ規定ニ依リ令第二十條各號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (13) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該手當ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該手當ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト
- (14) 社員手當準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定許可申請書ナルトキハ「報告」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (15) 令第二十條第四號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スル申請書ナルトキハ左記事項ヲ別紙ニ記載ノ上之ヲ添付スルコト但シ當該準則ニ依リ支給スル手當ガ扶養家族一人ニ付月三圓以下ナル會社ハ(イ)乃至(ハ)ノ事項ヲ記載スルヲ以テ足ル(五)
- (イ) 申請ノ時ノ受給者ノ扶養家族數(五)
- (ロ) 準則ノ承認又ハ制定許可申請書ナル場合ニ於テハ當

- (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十八號様式(社員退職金準則(報告・承認申請・制定變更許可申請)書)記載心得
  - (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
- 該準則ニ依リ一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)(五)
  - (一) 準則ノ變更許可申請書ナル場合ニ於テハ變更前ノ準則ニ依リ一月分ノ支給總額及變更ニ因リ増加支給ト爲ルベキ一月分ノ總金額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)(五)
  - (二) 當該準則ニ依リ一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)ヨリ家族手當ガ扶養家族一人ニ付月三圓ナル場合ニ於ケル一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)ヲ控除シタル金額及其ノ財源ノ捻出方法例(ハ)經營ノ簡素化ニ依リ一般經營ノ節減其ノ他機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ經費ノ節減又ハ利益金處分ニ依ル社外流出金ノ減額等(五)
  - (ホ) 最近二賞與期間ニ於ケル賞與支給總額(令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ヲ含ム)ノ基本給料支給總額ニ對スル割合(五)
  - (ニ) 原價計算ヲ實施シ居ル會社ニ在リテハ最近四事業年度ニ付事業年度毎ノ總原價ニ對スル令第十七條ノ社員給與總額(入替、召集、徵用又ハ休職中ノ社員ニ支給シタル給與ヲ除ク以下同ジ)ノ割合、其ノ他ノ會社ニ在リテハ最近四事業年度ニ付事業年度毎ノ總支出ニ對スル令第十七條ノ社員給與總額ノ割合(五)

- (5) 會社ノ主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (8) 受給者ノ資格 社員ノ資格ニ依リ社員退職金ノ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
- (9) 支給ノ條件 社員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (10) 金額又ハ割合 退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト
- (11) 支給ノ方法
  - (イ) 一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載スルコト
  - (ロ) 在職中ノ社員ニ對シ退職金ニ相當スル金額ヲ前拂スルモノニ付テハ前拂ノ方法及前拂金ノ保管方法ヲ記載スルコト
- (12) 制定又ハ變更スルノ要アル事由 令第二十五條ノ規定ニ依リ社員退職金ノ率則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (13) 社員退職金率則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金率則承認申請書ナルトキハ「報告」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金率則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (15) 第十九號様式(機密費等基準月額報告書)記載心得
- (16) 會社ノ本店ノ所在場所
- (17) 商號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (8) 申請額 當該事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (9) 不要許可額 基準月額額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ記載スルコト
- (10) 同上算出ノ基礎 不要許可額計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (11) 申請額ノ内譯 機密費、交際費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト
- (12) 申請ノ事由 不要許可額ヲ超エテ機密費等ヲ支出スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (13) 利益率 第一號様式記載心得(13)ニ依リ記載スルコト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (15) 第二十二號様式(寄附金等支出豫定額(變更)報告書)記載心得
- (16) 會社ノ本店ノ所在場所
- (17) 商號

- (8) 申請基準月額 承認ヲ受ケントスル基準月額額又ハ増額ノ許可ヲ受ケテ新ニ定メントスル基準月額額ヲ記載スルコト
- (9) 申請當時ノ基準月額 基準月額額ノ承認申請ナルトキハ記載スルニ及バズ
- (10) 申請ノ事由 當該金額ヲ基準月額額ト爲スノ要アル事由又ハ基準月額額ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (11) 支店、工場等及其ノ所在地 支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ中主ナルモノヲ記載スルコト
- (12) 合併前ノ各會社ノ合併前最終ノ事業年度
  - (イ) 申請ノ日ノ屬スル事業年度又ハ其ノ直前ノ事業年度ニ於テ爲サレタル合併ニ付記載スルコト
  - (ロ) 基準月額額ナキ會社ニ在リテハ機密費等ノ支出ノ實績ヲ記載スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (14) 第二十一號様式(機密費等基準月額超過支出許可申請書)記載心得
- (15) 會社ノ本店ノ所在場所
- (16) 商號

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (8) 申請額 當該事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (9) 不要許可額 基準月額額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ記載スルコト
- (10) 同上算出ノ基礎 不要許可額計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (11) 申請額ノ内譯 機密費、交際費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト
- (12) 申請ノ事由 不要許可額ヲ超エテ機密費等ヲ支出スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (13) 利益率 第一號様式記載心得(13)ニ依リ記載スルコト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (15) 第二十二號様式(寄附金等支出豫定額(變更)報告書)記載心得
- (16) 會社ノ本店ノ所在場所
- (17) 商號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 支出豫定額中主ナルモノノ寄附金等ノ支出先ノ豫定アル  
モノノ主ナルモノニ付記載スルコト
- (8) 豫定額ノ屬スル事業年度 報告セントスル支出豫定額ノ  
屬スル事業年度ヲ記載スルコト
- (9) 寄附ヲ爲スノ要アル事由
- (イ) 寄附先別ニ寄附金等ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スル  
コト
- (ロ) 數事業年度ニ分割シテ支出スルモノアルトキハ其ノ  
總額及支出濟額等ヲ附記スルコト
- (10) 報告ノ日ノ屬スル事業年度
- (イ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト
- (ロ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ガ豫定額ノ屬スル  
事業年度ト同一ナル場合ハ記載スルニ及バズ
- (11) 其ノ他 資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上  
スルモノヲ記載スルコト
- (12) 其ノ他參考事項 第三十四條ノ二第二項ノ規定ニ依ル寄  
附額ノ變更報告ナルトキハ合併ニ因リ解散シタル會社ノ商

- 號又ハ名稱、本店又ハ主タル事務所ノ所在場所並ニ合併直  
前ニ於ケル資本金及拂込資本金ヲ記載スルコト
- (13) 寄附金等支出豫定額報告書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ  
寄附金等支出豫定額變更報告書ナルトキハ括弧ヲ抹消スル  
コト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十三號様式(寄附金等豫定超過支出許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 申請額 支出ノ屬スル事業年度ニ於テ支出セントスル寄  
附金等ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (8) 不要許可額 第三十四條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シ  
タル當該事業年度ノ寄附金等ノ豫定額又ハ同條第二項ノ規  
定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ寄附金ノ變更豫定額ヲ  
記載スルコト
- (9) 寄附金ノ種類 第三十四條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定

- (10) 豫定額 第三十四條ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル  
寄附金等ノ豫定額報告ノ際ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (11) 其ノ他 資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上  
スルモノヲ記載スルコト
- (12) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十四號様式(株式取得・處分許可申請書)記載心得

- 一、株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許  
可申請書ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト
- 二、取得處分セントスル株式ニ關スル事項
- (1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同  
一會社ノ株式ニシテ拂込金額ヲ異ニスル二種以上ノ株式  
アル場合ニ於テハ舊株、第一新株、第二新株等ノ區分ヲ  
記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後  
配株ノ區分ヲ記載スルコト
- (2) 「取得處分ノ價額」ハ取得又ハ處分セントスル總株式  
ノ賣却又ハ買入價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノ

- ハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付  
テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
- (3) 「株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル  
株式ノ當該株式ヲ發行スル會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ  
記載スルコト
- (4) 「會社ノ記帳價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於  
テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト
- (5) 「取得處分方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣却スルモ  
ノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名、設立セラルル會社  
ノ株式ニ應募スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會  
社ニ對シ肩替リスルモノナリヤ、株主ニ對シ割當ツルモ  
ノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト
- (6) 讓受先、讓渡先ニ關スル事項
- (7) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「讓渡先」ヲ、株式處  
分許可申請書ナル場合ニハ「讓受先」ヲ各抹消スルコ  
ト
- 不特定ノ者若ハ多數ノ者ニ對シ株式ヲ讓渡スル場合又ハ  
不特定ノ者若ハ多數ノ者ヨリ株式ヲ讓受タル場合ニ於テ  
ハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
- (7) 「申請者トノ關係」ハ申請者ト讓渡先又ハ讓受先トノ  
資本關係、役員關係、取引關係等ノ關係ヲ記載スルコト
- 四、取得處分セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項

- (8) 「申請者ノ所有株式數及所有率」ハ當該會社ノ株式中ニ申請會社ノ所有株式數及其ノ當該會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (9) 「申請者トノ關係」ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員關係、取引關係、最近ニ於ケル取引高等ヲ記載スルコト
- (10) 「主たる事業」ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社ガ現ニ營ミツツアル主たる事業ヲ記載スルコト
- (11) 「生産高又ハ賣上高」ハ最近ニ終了シタル事業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト
- 五、株式取得ニ要スル資金ノ調達方法、株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途
  - (12) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ、「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ヲ各抹消スルコト
  - 「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ貯蓄、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資、株金拂込等ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額、借入先、擔保ノ有無、利率其ノ他ノ條件、手許餘裕金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額ヲ記載スルコト

- 「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ハ株式處分ニ依ル代リ金ヲ借入金ノ返済、運轉資金ノ補充、固定設備ノ新設、擴張、銀行預金、他ノ有價證券等ニ投資スルモノナリヤ及其ノ金額、事業設備ノ新設、擴張等ニ必要ナル資金ニ充ツルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張ノ概要並ニ許可ノ有無、借入金ヲ返済スル場合ニハ借入金ノ返済先及金額、運轉資金補充ノ場合ハ運轉資産(原材料製品、半製品等)ノ現在高、借入金總額ト運轉資産トノ割合、他ノ投資ニ充ツルモノナル場合ハ其ノ金額、投資ノ種類、有價證券ノ明細等ヲ記載スルコト
- 六、申請ニ關スル事項
  - (13) 「事業ノ概要」ハ會社ノ現ニ營ミツツアル主たる事業ノ種類、主要生産品名、最近事業年度ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營業事業ノ種類及規模ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト
  - (14) 「所有株式總額」ハ單ニ金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト
  - (15) 所有株式數ノ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト
  - (16) 「子會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受ケル會社ヲ謂フ

七、其ノ他參考事項

- (17) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲替管理上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト
- (18) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 八、記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト
- 九、本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十五號様式(特許權・營業權・漁業權)取得・處分)許可申請書)記載心得

- 一、一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト
- 二、取得處分セントスル無體財産權
  - (1) 「種類」ハ特許權、營業權又ハ漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト
  - (2) 「無體財産權ノ内容」ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、營業權ノ設定地域、埋藏物ノ種類及推定數量、現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト
- 三、無體財産權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要
  - (3) 特許權、營業權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事業計畫、附錄 會社經理統制關係法令集

第二十六號様式(資金借入許可申請書)記載心得

- 一、一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト
- 二、借入ニ關スル事項
  - (1) 金融機關ヨリノ資金ノ借入ニ付許可ヲ申請スルモノナル場合ニ於テハ「借入先ノ氏名又ハ名稱」ノ欄ニ何々銀行何々支店ノ如ク營業所名ヲ記載シ「借入ノ方法」ノ欄ニ證書貸付、手形貸付又ハ當座貸越契約ニ依ル旨ヲ記載シ、當座貸越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト

- (2) 數口ニ互リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入金額」ノ欄ニ借入總額ヲ「借入ノ方法」ノ欄ニ數口ニ互リ借入ル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (3) 「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲモ記載スルコト
- (4) 擔保其ノ他ノ條件ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「無し」ト記載スルコト
- 三、借入金ノ使途
  - (5) 借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントスルトキハ其ノ事業計畫ノ大要、所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト
  - (6) 資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト
  - (7) 運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ表示スルコト
  - (8) 借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘柄、數量、取得價額等ヲ記載スルコト
  - 四、借入先ニ關スル事項
    - (9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ依リテ抹消スルコト

- 五、申請者ニ關スル事項
  - (10) 「資産及資本構成」ノ欄中
    - (イ) 「固定資産」ハ土地、建物、機械、輸送設備、什器等ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未働資産アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ特ニ其ノ旨内書スルコト
    - (ロ) 「流動資産」ハ會社ノ資産中「固定資産」以外ノモノヲ謂ヒ「投資資産」ハ所有有價證券、關係會社ニ對スル貸付金及預金現金ノ合計金額ヲ謂フコト
    - (ハ) 「株主資本」ハ最終ノ貸付對照表ニ於ケル拂込資本金ト諸積立金トノ合計金額ヲ謂ヒ「外部資本」ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ科目(當期利益金ヲ含マズ)ノ合計金額ヲ謂フコト
    - (11) 「借入金ノ總額」ハ借入金ト支拂手形トノ殘高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト
    - (12) 「金融機關」トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫ヲ謂フ
  - 六、本様式ニ依リ離キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十七號様式(會社概況報告書(甲))記載心得
  - (1) 會社ノ本店ノ所在場所

- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員其ノ他從業者數 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (8) 囑託者等 令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト
- (9) 最近三年間ニ於ケル資本金異動 公稱資本金ノ増加又ハ減少、其ノ年月、金額及其ノ事由ヲ記載スルコト
- (10) 主タル株主二十名
  - (イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト
  - (ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金贈出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト
  - (ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金贈出者ノ氏名ヲ記載スルコト
  - (ニ) 株式數 合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金及株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ贈出シタル基金額ヲ記載スルコト

- 第二十八號様式(會社概況報告書(乙))記載心得
  - (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 役員其ノ他從業者數 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
  - (8) 支拂給與
    - (イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
    - (ロ) 報酬、給料、賃金月額 最近ノ一月分ヲ記載スルコト
    - (ハ) 手當及賞與年額 過去一年間ニ支給シタル實蹟ヲ記載スルモノトシ手當中金錢以外ノモノニ依ル給與アルトキハ其ノ見積價額ヲ内書スルコト
  - (9) 囑託者等 令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト
  - (10) 主タル株主二十名 第二十七號様式記載心得(10)ニ依リ記載スルコト

第二十九號樣式(變更規定報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號樣式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 資格 役員社員其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト
- (8) 地方別ニ日常、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細 關東州、滿洲國、支那ニ於ケル旅費其ノ他ノ外國旅費ニ關シ定アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコト
- (9) 其ノ他參考事項 旅費規程ノ大部分ニ互ル變更ヲ爲シタルニ因リ其ノ變更後ノ旅費規程ヲ報告スルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ變更事由ヲ記載スルコト
- (10) 本樣式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三十號樣式(會社經理狀況報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號

(3) 資本金

- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號樣式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 主タル株主十名 第二十七號樣式記載心得(10)ニ準ジ記載スルコト但シ株主名簿ヲ添附シ之ニ代フルコトヲ得

第三十一號樣式(自己資本計算書)記載心得

- (1) 自己資本計算書 第一號樣式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト

第三十二號樣式(利益配當金及給與狀況調查書)記載心得

- (1) 利益配當金
  - (イ) 平均拂込資本金 第一號樣式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
  - (ロ) 當期利益金 第一號樣式記載心得(13)ノ利益金ヲ記載スルコト
  - (ハ) 配當金以外ノ社外流出金 配當金以外ノ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ記載スルコト
  - (ニ) 社内留保金 第一號樣式記載心得(13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ控除シタル金額

ヲ記載スルコト

- (ホ) 一號配當率 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (ハ) 二號配當率 令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (ト) 固定資産償却金 會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(全額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ全額括弧内ニ記載)スルコト
- (チ) 税金引當金 會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(全額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ全額括弧内ニ記載)スルコト
- (2) 役員、社員其ノ他從業者數 當該事業年度中ノ日割平均人員ヲ記載スルコト
- (3) 社員給與 役員ニシテ社員ヲ兼務シ社員トシテノ給與ヲ受ケ居ル者ニ付テハ給與總額及内譯欄ニ夫々其ノ金額ヲ内書スルコト
- (4) 不要許可額 令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト
- (5) 法定賞與額 第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得タル金額ヲ記載スルコト
- (6) 令第十三條第二項ノ金額 令第十三條第二項各號ノ一ニ

揚グル場合ニ該當スルトキ其ノ金額ヲ記載スルコト

- (7) 同上算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (8) 報酬許可額 當該事業年度ノ役員報酬ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト
- (9) 賞與許可額 當該事業年度ノ役員賞與ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト
- (10) 純益金計算 會社ノ決算上ノ利益金ニ第七條第二項又ハ第三項ニ揚グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
- (11) 賞與期間
  - (イ) 當該事業年度中ニ支給シタル賞與ノ屬スル賞與期間ヲ記載スルコト
  - (ロ) 賞與期間二以上アルトキハ之ヲ區分シテ記載スルコト
- (12) 賞與金
  - (イ) 當該事業年度中ニ支給シタル賞與金ヲ記載スルコト
  - (ロ) 支給回数二回以上アルトキハ各支給毎ニ區分シテ記載スルコト
- (13) 令第二十一條ノ限度超過額 第二十四條第一項第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額又ハ令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額ハ夫々區分シテ記載スルコト
- (14) 昇給

- (イ) 昇給月日 當該事業年度中ノ昇給月日ヲ記載スルコト
- (ロ) 昇給額 基本給料月額ノ昇給額ヲ記載スルコト但シ許可ヲ受ケテ昇給シタル場合ハ許可ヲ受ケタル部分ヲ區分シテ記載スルコト
- (ハ) 基本給料積算額 各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額ニ各昇給者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給シタル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (ニ) 令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト

第三十三號様式(特殊支出調書)記載心得

- (1) 基準月額 令第二十九條第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ヲ記載スルコト
- (2) 基準月額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得ベキ金額月數ハ曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グルコト
- (3) 備考 當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト
- (4) 其ノ他 資産中假勘定ニ計上シタルモノ其ノ他資産ニ計上シタルモノヲ記載スルコト
- (5) 寄附金支出豫定報告額 令第二十九條ノ第二項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (6) 備考 當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條ノ第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト

◎許可認可等行政事務處理簡捷令

(昭和十六年十一月十四日勅令第九百六十九號)

第一條 行政廳ハ許可、認可等ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ處理スベシ

第二條 國家總動員法(關東州國家總動員令及昭和十三年勅令第三百十七號ヲ合ム)及關令ヲ以テ指定スル法令ニ基キ許可認可、免許又ハ承認ヲ要スル事項(命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ニ付テハ處分行政廳ニ他ノ行政廳ヲ經由セズシテ申請書ヲ提出スベキ場合ニ在リテハ處分行政廳ニ於テ、處分行政廳ニ他ノ行政廳ヲ經由シテ申請書ヲ提出スベキ場合ニ在リテハ經由行政廳(經由行政廳ニ以上アルトキハ最下級經由行政廳)ニ於テ申請書ヲ受取リタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ處分行政廳又ハ經由行政廳其ノ申請ニ關シ申請者(其ノ承繼人ヲ合ム以下同ジ)ニ對シ文書ニ依リ指令照會又ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ許可、認可、免許又ハ承認アリタルモノト看做ス處分行政廳又ハ經由行政廳照會ニ對スル文書ニ依リ回答ニ接シ又ハ文書ニ依リ通知ヲ發シタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ申請ニ關シ文書ニ依リ指令、照會又ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第三條 前條ノ許可、認可、免許又ハ承認ニ關スル處分ヲ爲スニ付關係行政廳間ノ協議(共管ノ場合ニ於ケル合議ヲ合ム以下同ジ)ヲ要スル場合(關令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テ甲行政廳ノ協議ニ關スル文書ノ乙行政廳ニ到達シタル日ノ翌日ヨリ起算シ十日以内ニ甲行政廳ニ於テ文書ニ依リ照會又

二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル關令施行ノ日ヨリ之ヲ起算スルモノトス

◎原價計算規則(昭和十七年四月一日關令)

改正(昭和十八年四月九日關令第一號) 昭和十七年十一月十五日同 第二號

第一條 價格等統制令第十條、會社經理統制令第三十六條第一項又ハ軍需品工場事業場檢査令第四條ノ規定ニ依リ原價計算ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣原價計算ヲ爲スベキ事業ノ範圍及原價計算ヲ開始スベキ期日ヲ指定シタルトキハ當該事業主ハ別冊製造工業原價計算要綱又ハ鐵業原價計算要綱ニ基キ原價計算ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ原價計算ノ開始ノ期日ヲ延期スルコトヲ得(二〇)

第三條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ製造工業原價計算要綱又ハ鐵業原價計算要綱ニ基キ業種別原價計算準則ヲ定メ之ニ基キ原價計算ヲ爲サシムルコトヲ得(二一)

第四條 事業主前條ノ規定ニ依リ原價計算ヲ爲サントスルトキハ原價計算ノ實施手續ヲ定メ原價計算開始ノ期日迄ニ之ヲ工場事業場ニ備フベシ(二二)

第五條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ原價計算ノ實施手續ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六條 事業主第二條ノ規定ニ依リ原價計算ヲ爲ス場合ニ於テ原價ニ算入スベキ減價却費ノ計算ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除ク外左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル(二三)

一 會社固定資産却規則(以下單ニ償却規則ト稱ス)第五條ノ規定ハ固定資産ノ耐用年數ニ之ヲ準用ス但シ償却規則別表耐用年數表ニ掲グル細目(細目ナキトキハ種類又ハ事業以下同ジ)ヲ更ニ細分シテ各固定資産ニ付償却額ヲ計算

ハ回答(合議ニ關スル文書ノ回付ヲ合ム)ニ接セザルトキハ甲行政廳ハ協議調ヒタルモノト看做スコトヲ得乙行政廳ヨリノ文書ニ依リ照會ニ對シ甲行政廳ノ回答書ノ乙行政廳ニ到達シタル日ノ翌日ヨリ起算シ十日以内ニ甲行政廳ニ於テ文書ニ依リ照會又ハ回答(合議ニ關スル文書ノ回付ヲ合ム)ニ接セザルトキ亦同ジ

特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ關令ヲ以テ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第四條 經由行政廳ハ第二條ノ許可、認可、免許又ハ承認ノ申請書ヲ受取リタルトキハ受取リタル日ノ翌日ヨリ起算シ七日以内ニ(經由行政廳ニ於テ期間内ニ申請者ニ對シ文書ニ依リ照會ヲ發シタルトキハ之ニ對スル文書ニ依リ回答ニ接シタル日ノ翌日ヨリ起算シ七日以内ニ)申請書ヲ處分行政廳又ハ上級經由行政廳ニ發送スベシ

特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ關令ヲ以テ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第五條 第二條ノ許可、認可、免許又ハ承認ノ申請者ハ行政廳ニ於テ申請者又ハ照會ニ對シル回答書ヲ受取リタルコトノ證明及ビ同條ノ規定ニ依リ許可、認可、免許又ハ承認アリタルモノト看做サレタル場合ニ於テハ許可、認可、免許又ハ承認ニ關スル證明ヲ受クルコトヲ得

前項ノ證明ニ關シテハ命令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

附則

本令中第一條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年一月一日ニ於テ又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル關令施行ノ際現ニ申請書ヲ受取ラレアル事項ニ關シテハ第二條乃至第四條ノ期間ノ起算日ガ昭和十七年一月一日前又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル關令施行前ナル場合ニ於テハ同條乃至第四條ノ期間ハ昭和十七年一月一日又ハ第

スル場合ニ於テハ事業主ハ各細分シタル固定資産毎ニ別ニ耐用年數ヲ定ムルコトヲ得(一)

二 償却規則第四條ノ規定ハ固定資産ノ残存價額ニ之ヲ準用ス但シ事業主ハ各細分シタル構築物ニシテ鐵山ト運命ヲ共ニスルモノノ残存價額ハ之ヲ零トス(二)

三 原價ニ算入スベキ償却額ハ當該事業年度初ニ於ケル固定資産ニ付償却規則第七條ノ規定ニ依リ計算シタル合計金額(以下單ニ原價算入償却額ト稱ス)トス(一)

前項第一號但書ノ規定ニ依ル各細分シタル固定資産毎ニ耐用年數ニ依リ計算シタル償却金額ノ合計金額ガ償却規則別表耐用年數表ニ掲グル細目別ノ耐用年數ニ依リ計算シタル償却額ノ合計金額ニ相當スル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス(二)

第一項第三號ノ原價算入償却額ノ計算ニ付テハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル(一)

一 事業年度ノ中途ニ於テ當該資産ヲ事業ノ用ニ供シタル場合ニ於テハ翌事業年度初ニ於テ之ヲ事業ノ用ニ供シタルモノト看做シテ計算スルモノトス但シ事業主必要アリト認ムル場合ニハ其ノ事業ノ用ニ供シタル月ヨリ計算スルコトヲ得(二)

二 事業年度ノ中途ニ於テ當該資産ヲ賣却シタル場合又ハ火災其ノ他ノ事故ニ依リ當該資産ガ滅失シタル場合ニ於テハ其ノ賣却シタル月又ハ滅失シタル月ヲ以テ償却額ノ計算ヲ打切ルモノトス但シ事業主必要アリト認ムル場合ニ於テハ翌事業年度ニ於テ之ヲ賣却又ハ滅失シタルモノト看做シテ計算スルコトヲ得(一)

主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ原價計算ノ實施手續ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

附 則 (昭和十七年四月一日閣令)  
(陸軍省令海軍省令第一號)

第五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 軍需品工場事業場検査令施行規則中左ノ通改正ス

製造工業原價計算要綱

第一章 總 則

第一條 原價計算ノ目的

本要綱ニ依ル原價計算ハ製造工業ニ於ケル正確ナル原價ヲ計算シ以テ適正ナル價格ノ決定及經營能率ノ増進ノ基礎ヲシムルコトヲ目的トス

第二條 原價(總原價)

本要綱ニ於テ原價トハ製品(半製品及部分品ヲ含ム以下同ジ)ノ生産(修理又ハ加工ヲ含ム以下同ジ)及販賣ノ爲ニ製品ノ

一定單位ニ關シテ費消セララルル經濟價值ヲ謂フ

第三 原價計算

本要綱ニ於テ原價計算トハ原價ヲ構成スル要素(以下原價要素ト稱ス)ヲ製品ノ一定單位ニ付計算スル手續ヲ謂フ

原價計算ハ原價ヲ其ノ實際ニ付計算スルモノトス但シ必要アル場合ニハ原價ノ一部ヲ豫定ヲ以テ計算スルコトヲ得豫定ハ過去ノ実績ヲ基礎トシ且將來ノ豫想等ヲ考慮シテ之ヲ適正ニ行フ

原價ノ一部ヲ豫定ヲ以テ計算スル場合ニ於テ原價計算期末ニ生ズベキ實際額ト豫定額トノ差額ハ之ヲ原價計算外ノ損益トシテ處理スルモ其ノ差額ハ一年又ハ一事業年度ヲ通算シテ之ヲ僅少ナラシムルコトニ努ムルモノトス

第四 原價計算ノ期間

原價計算ノ期間ハ一月トス業種ニ依リ已ムヲ得ザル場合ニハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第五 原價ノ構成

原價ハ原則トシテ之ヲ製造原價ト一般管理及販賣費トニ區分ス製造原價トハ製品ノ生産ニ關シテ費消セララルル價值ヲ謂ヒ一般管理及販賣費トハ事業全體ノ管理及製品ノ販賣ニ關シテ費消セララルル價值ヲ謂フ

製造原價又ハ一般管理及販賣費ヲ構成スル要素ハ第六、第七、第十一、第十五、第二十ニ定ムル分類ノ區分ニ依ルモ業種及

附錄 會社經理統制關係法令集

經營規模ニ依リ適當ノ變更ヲ加フルコトヲ得但シ同一ノ業種ニ屬スル事業ニシテ經營規模ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除ク外區分及名稱ハ之ヲ統一スルモノトス

第二章 原 價 要 素

第一節 製造原價ノ要素

第六 製造原價ノ要素

製造原價ハ之ヲ材料費、勞務費及經費ニ區分ス

材料費トハ製品ノ生産ニ關シテ費消セララルル物品ノ價值ヲ謂ヒ勞務費トハ製品ノ生産ニ關シテ費消セララルル勞働給付ノ價值ヲ謂ヒ經費トハ製品ノ生産ニ關シテ費消セララルル價值ニシテ材料費及勞務費ヲ除キタルモノヲ謂フ

第一款 材 料 費

第七 材料費ノ分類

材料費ハ之ヲ左ノ原價要素ニ區分ス

一 主要材料費(主要原料費)

主要材料費トハ製品ノ生産ニ關シテ直接ニ費消セラレ製品ノ基本ノ實體トナリテ再現スル物品ノ價值ヲ謂フ

二 部分品費

部分品費トハ其ノ儘製品ニ取付ケラレ其ノ組成部分トナル物品ノ費消價值ヲ謂フ



三 補助材料費

補助材料費トハ燃料、藥品、油類、雜品(釘、螺旋等)等  
製品ノ生産ニ關シテ補助的ニ費消セラるル物品ノ價值ヲ謂  
フ

四 消耗工具器具備品費

消耗工具器具備品費トハ耐用年數一年未滿又ハ相當價額未  
滿ノ工具、器具及備品ノ費消價值ヲ謂フ

五 事務用消耗品費

事務用消耗品トハ用紙、文房具其ノ他事務用ニ費消セラる  
ル消耗品ノ價值ヲ謂フ

第八 材料消費量ノ計算

材料消費量ノ計算ハ繼續記錄法ニ依ル繼續記錄法トハ出庫ノ  
都度其ノ數量ヲ材料ノ種類毎ニ記錄シ消費量ヲ計算スル方法  
ヲ謂フ

材料ニシテ其ノ消費量ヲ繼續記錄法ニ依リテ計算シ難キモノ  
又ハ其ノ必要ナキモノハ棚卸計算法ヲ適用スルコトヲ得棚卸  
計算法トハ定期ニ材料ノ種類毎ニ實地棚卸ヲ行ヒ棚卸量ヲ繰  
越量及買入量ノ合計ヨリ差引キテ當該期間ノ消費量ヲ綜合的  
ニ計算スル方法ヲ謂フ

材料ニシテ其ノ消費量ガ製品ノ生産量ニ略比例シテ増減スル  
モノニ付テハ逆計算法ヲ適用スルコトヲ得逆計算法トハ製品  
ノ一定單位ニ要スル材料ノ標準消費量ヲ定メ製品ノ生産量ヨ

リ逆ニ材料ノ消費量ヲ推定計算スル方法ヲ謂フ

第九 材料ノ購入原價

材料ノ購入原價ハ材料ノ買入代價ニ買入手數料、引取運賃、一  
荷役費、保險料、關稅等買入ニ要シタル引取費用ヲ加算シタ  
ルモノトス但シ輕微ナル引取費用ハ之ヲ經費トシテ處理スル  
コトヲ得

材料購入ニ際シテ割引、値引又ハ割戻ヲ受ケタルトキハ原則  
トシテ之ヲ材料ノ購入原價ニ算入セズ

材料ノ購入事務、檢査、整理、選別、手入、保管等ニ要シタ  
ル費用ハ之ヲ材料ノ購入原價ニ算入セズ但シ業種ニ依リ必要  
アル場合ニハ材料ノ購入原價ニ算入スルコトヲ得

第十 材料ノ消費價格

材料ノ消費價格ハ購入材料ニ在リテハ實際ノ購入原價ヲ以テ  
計算シ自家生産材料ニ在リテハ實際ノ製造原價ヲ以テ計算ス  
同種材料ヲ異ル價格ヲ以テ購入シタル場合ニハ其ノ消費價格  
ハ左ノ方法ニ依リテ計算ス

一 繼續記錄法ニ在リテハ原則トシテ買入原價又ハ移動平均  
價格法ニ依リテ計算ス買入原價トハ購入材料ヲ購入入口別ニ  
區分シ購入日附早キ口ノ單價ヲ該口ノ數量ノ盡クル迄其ノ  
材料ノ消費價格トシテ採用スル方法ヲ謂フ移動平均價格法  
トハ單價ノ相違スル材料ヲ購入スル毎ニ加重平均單價ヲ算  
出シ之ヲ材料ノ消費價格トシテ採用スル方法ヲ謂フ

二 棚卸計算法又ハ逆算法ニ在リテハ平均購入原價ヲ以テ計  
算ス

同種ノ自家生産材料ニシテ其ノ製造原價ノ異ル場合ニハ其ノ  
消費價格ノ計算ハ前項ニ準ズ  
材料ノ消費價格ハ必要アル場合ニハ一定期間ニ適用セラるベ  
キ豫定價格ヲ以テ計算スルコトヲ得

第二款 勞務費

第十一 勞務費ノ分類

勞務費ハ之ヲ左ノ原價要素ニ區分ス

一 賃金

賃金ハ基本賃金ノ外加給金(時間外其ノ他ノ割増賃金)ヲ  
含ム

二 給料

雜給トハ人夫賃其ノ他之ニ準ズルモノヲ謂フ

第十二 消費賃金ノ計算

消費賃金ハ原則トシテ作業時間又ハ作業量(出來高)ニ賃率  
ヲ乗ジテ之ヲ計算ス作業時間、作業量及賃率ノ計算ハ左ノ方  
法ニ依ル

一 作業時間又ハ作業量ハ出勤票、作業時間報告書又ハ出來  
高報告書ニ依リ計算ス

二 賃率ハ時間掛賃金制度ニ在リテハ實際ノ平均賃率ニ依リ

第十四 勞務副費

從業員募集費、從業員訓練費並ニ工場法、健康保險法、退職  
積立金及退職手當法等ニ依ル事業主負擔額等從業員ノ管理及  
福利ニ關スル費用ハ之ヲ勞務費ニ算入セズ但シ工場法、健康  
保險法、退職積立金及退職手當法等ニ依ル事業主負擔額ハ業  
種ニ依リ必要アル場合ニハ勞務費ニ算入スルコトヲ得

第三款 經費

第十五 經費ノ分類

製造原價ヲ構成スル經費ハ之ヲ左ノ原價要素ニ區分ス

一 從業員賞與手當

工場法、健康保險法、退職積立金及退職手當法等ニ依ル事  
業主負擔額ニシテ工場ノ從業員ニ對スルモノヲ謂フ

三 厚生費

- 工場従業員ノ醫務衛生、保健、慰安、修養等ノ爲ニ支拂フ費用ヲ謂フ
- 四 福利施設負擔額
  - 學校、病院等福利施設ヲ獨立會計ト爲シタル場合ニ於ケル工場ノ負擔額ヲ謂フ
- 五 減價償却費
  - イ 建物減價償却費
  - ロ 構築物減價償却費
  - ハ 機械裝置減價償却費
  - ニ 船舶減價償却費
  - ホ 車輛運搬具減價償却費
  - ヘ 工具器具備品減價償却費
  - ト 特許權、實用新案權、意匠權等減價償却費
  - チ 試驗研究費、試作費、減價償却費
- 六 地代家賃
  - 工場ノ敷地及建物ノ賃借料ヲ謂フ
- 七 機械裝置運搬具等賃借料
  - 八 特許權使用料
  - 九 保險料
    - 工場ノ建物、機械、貯藏物品等ノ火災保險料其ノ他ノ損害保險料ヲ謂フ
    - 自家保險料ハ支拂保險料ニ相當スル金額ノ限度ニ於テ之ヲ

- 經費トス
- 十 支拂修繕料
- 十一 支拂電力料
- 十二 支拂瓦斯代
- 十三 支拂水道料
- 十四 支拂運賃
- 十五 支拂保管料
- 十六 租稅課金
  - 地租、家屋稅及同附加稅、車輛稅等ノ租稅及公共の出費タル課金ニシテ工場ニ賦課セラルルモノハ之ヲ經費トス
- 十七 旅費交通費
- 十八 通信費
- 十九 交際費
  - 交際費(接待費機密費ヲ含ム以下同ジ)ハ種類及金額ニ於テ正當ノモノニ限ル
- 二十 棚卸減耗費
  - 棚卸減耗費ハ正當ノモノニ限ル棚卸減耗費トハ材料、半製品、部分品等ノ保管又ハ運搬中ニ生ズル破損、腐敗、漏洩蒸發、變質等ニ因ル減耗費ヲ謂フ
- 二十一 仕損費
  - 仕損費ハ正當ノモノニ限ル
  - 仕損方補修ニ依リテ恢復セラルル時ハ之ニ要スル費用ヲ仕

損費トス  
仕損品ガ賣却價值又ハ利用價值ヲ有スル場合ニハ其ノ見積金額ヲ仕損品ノ原價ヨリ控除シタルモノヲ仕損費トス

二十二 外注加工費  
外注加工費ハ之ヲ經費トス但シ材料費ト併セテ之ヲ主要材料費又ハ部分品費トシテ處理スルコトヲ妨グズ外注加工費トハ他人ニ材料ヲ供給シテ加工セシメ半製品又ハ部分品トシテ之ヲ引取ル場合ニ於ケル支拂加工費ヲ謂フ

二十三 雜費  
工場ガ第三章第一節第一款ニ定ムル補助部門費計算ヲ爲ス場合ニハ經費ハ概ネ之ヲ前項第一號乃至第二十三號ニ掲グル要素ニ區分ス

工場ガ第三章第一節第一款ニ定ムル補助部門費計算ヲ爲サザル場合ニハ動力發生、用水、運搬、材料ノ購入及保管、修繕、検査、従業員募集、従業員訓練、福利施設、試驗研究等ニ關スル特別ノ費用トシテ容易ニ捕捉シ得ル諸原價要素ヲ複合シテ動力費、用水費、運搬費、材料保管費、修繕費、検査費、従業員募集費、従業員訓練費、福利費、試驗研究費等ノ複合費ヲ設定シ之ヲ第一項第一號乃至第二十三號ニ掲グル經費要素ト共ニ經費ノ分類中ニ加フルコトヲ得例ヘバ動力用燃料費、動力係員ノ給料及賃金、買入動力費等ヲ複合シテ動力費ヲ設定シ修繕用材料費、修繕作業係員

ノ給料及賃金、支拂修繕料等ヲ複合シテ修繕費ヲ設定シ従業員募集係員ノ給料、募集旅費、募集手数料等ヲ複合シテ従業員募集費ヲ設定スルガ如シ

複合費ヲ設定スル場合之ニ複合セラルル諸原價要素ハ同一業種ニ在リテハ之ヲ統一スルモノトス

第十六 減價償却費  
減價償却費ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リテ計算ス

一 減價償却費トハ經常ノ減價償却ヲ意味シ固定資産ノ原價耐用年數及殘存價額ヲ測定シ當該固定資産ノ原價ヲ每期繼續的ニ減額シ以テ投下資本ノ回收ヲ爲スコトヲ謂フ

二 減價償却ヲ爲スベキ固定資産ノ種類ハ概ネ左ノ如シ

- イ 建物
  - 建物トハ建物ノ外燬房、冷房、照明、通風等ノ建物附屬設備ヲ含ム
- ロ 構築物
  - 構築物トハ船渠、橋梁、岸壁、棧橋、軌道、貯水池等ノ土地ニ定着スル土木的設備ヲ謂フ
- ハ 機械裝置
  - 機械裝置トハ機械及裝置ノ外コンベヤ、ホイスト、起重機等ノ搬送設備ヲ含ム
- ニ 船舶
  - 船舶トハ貨物船、機帆船、艇、曳船等ノ水上運輸機關ヲ

- 謂フ
- ホ 車輛運搬具  
車輛運搬具トハ鐵道車輛、自動車、牽引車等ノ陸上運輸機關ヲ謂フ
- ヘ 工具器具備品  
工具器具備品トハ耐用年數一年以上ニシテ相當價額以上ノ工具、器具及備品ヲ謂フ
- ト 特許權、實用新案權、意匠權等
- 三 建物、機械裝置、工具器具備品其ノ他ノ有形固定資産ノ減價償却ハ其ノ取得又ハ製作ニ要シタル實際ノ原價ヲ基礎トシテ之ヲ爲ス組立費、基礎工事費、諸稅等有形固定資産ノ取得又ハ製作ニ要シタル正當ノ附帶費用ハ其ノ原價ニ算入スルモノトス
- 改造又ハ修繕ニ因リ有形固定資産ノ效用又ハ耐用年數ヲ増加シタルトキハ其ノ増加ノ限度ニ於テ改造又ハ修繕ニ要シタル費用ノ一部又ハ全部ヲ有形固定資産ノ原價ニ算入ス建設助成金ヲ受入レタルトキハ其ノ金額ヲ有形固定資産ノ原價ヨリ控除ス
- 建設利息ハ固定資産ノ原價ニ算入セズ
- 四 特許權、實用新案權、意匠權等ハ有償ニテ取得又ハ特別ノ費用ヲ支出シテ創設シタル場合ニ限り之ヲ固定資産ニ計上シ其ノ原價ヲ基礎トシテ減價償却ヲ爲ス

- 前項ノ無形固定資産ノ原價ハ有償ニテ取得シタル場合ニハ買入代價ニ取得ニ要シタル費用ヲ算入シタルモノトシ特別ノ費用ヲ支出シテ創設シタル場合ニハ之ニ要シタル諸費用ヲ合計シタルモノトス
- 五 固定資産ハ各物件別ニ原價ヲ計算シ其ノ原價ヲ基礎トシテ各物件別ニ減價償却ヲ爲ス但シ各物件別ニ計算シ難キ場合ニハ諸物件ヲ一括シテ減價償却ヲ爲スコトヲ得
- 六 (創除)
- 七 耐用年數經過後ニ於ケル固定資産ノ殘存價額ハ殘存資産ノ種類、用途等ヲ考慮シテ之ヲ定ム
- 八 減價償却ハ定額法ニ依ル但シ業種ニ依リ必要アルトキ又ハ固定資産ノ性質上之ニ依リ難キトキハ定率法ニ依ルコトヲ得
- 九 器具及備品ニシテ減價償却ノ困難ナルモノニ付テハ取替法ヲ以テ減價償却ニ代フルコトヲ得
- 十 過去ノ期間ニ償却スベカリシ減價ニシテ未償却ノモノハ之ヲ將來ノ減價償却費ニ計上セズ原價計算外ノ損失トシテ處理ス
- 十一 不慮ノ災害又ハ豫期シ得ザル經濟事情ノ激變ニ因リ固定資産ニ著シキ減價ヲ生ジタル場合ノ特別償却ハ之ヲ原價計算外ノ損失トシテ處理ス

- 第十七 試験研究及試作ニ關スル費用  
試験研究及試作ニ關スル費用ニシテ經常ノ性質ヲ要スルモノハ之ヲ當該期間ノ費用トス  
新技術採用ノ爲ニ支出シタル試験研究又ハ試作ニ關スル費用ハ之ヲ繰延ベ固定資産ニ計上スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ第十六ニ定ムル所ニ依リ其ノ減價償却ヲ爲ス
- 第十八 修繕ニ關スル費用  
建物、機械、裝置等ノ修繕ニ關スル費用ハ修繕維持ノ程度ニ限リ之ヲ當該期間ノ費用トス
- 第二節 一般管理及販賣費ノ要素
- 第十九 一般管理及販賣費  
一般管理及販賣費ニ關スル費用ハ之ヲ一括シ一般管理及販賣費トシテ處理ス但シ一般管理費ト販賣費トニ區別シテ處理スルコトヲ得
- 第二十 一般管理及販賣費ノ分類
- 一 一般管理  
取締役、監査役其ノ他ノ役員ニ對スル報酬ヲ謂フ  
個人事業ニ於ケル事業主報酬ハ適當ナル額ヲ見積リテ之ヲ原價ニ算入ス
- 二 給料賃金

- 一 一般管理及販賣事務ニ従事スル従業員ノ給料及賃金ヲ謂フ
- 三 従業員賞與手當
- 一 一般管理及販賣事務ニ従事スル従業員ノ賞與及手當ヲ謂フ
- 四 健康保險料負擔金等  
健康保險法、退職積立金及退職手當法等ニ依ル事業主負擔額ニシテ一般管理及販賣事業ニ従事スル従業員ニ對スルモノヲ謂フ
- 五 厚生費  
一 一般管理及販賣事務ニ従事スル従業員ノ醫務衛生、保健、慰安、修養等ノ爲ニ支拂フ費用ヲ謂フ
- 六 福利施設負擔額  
學校、病院等福利施設ヲ獨立會計ト爲シタル場合ニ於ケル一 一般管理及販賣部ノ負擔額ヲ謂フ
- 七 減價償却費  
一 一般管理及販賣事務用ノ建物、備品其ノ他ノ固定資産ノ減價償却費ヲ謂フ
- 八 地代家賃  
一 一般管理及販賣事務用ノ土地及建物ノ賃借料ヲ謂フ
- 九 保險料  
一 一般管理及販賣事務用ノ建物、備品等ノ火災保險料其ノ他ノ損害保險料ヲ謂フ
- 十 修繕費

- 一 般管理及販賣事務用ノ建物、備品等ノ修繕費ヲ謂フ但シ修繕維持ノ程度ニ限ル
- 十一 照明費、煤房費、冷房費
- 一 般管理及販賣事務用ノ照明、煤房、冷房等ノ費用ヲ謂フ
- 十二 租稅課金
- 租稅ハ製造原價ニ計上セラルル租稅、固定資産ノ原價ニ算入セラルル租稅、法人稅、營業稅及同附加稅、臨時利得稅、所得稅等ヲ除キタル營業ニ關係アル租稅ヲ謂ヒ課金ハ商工會議所費、組合積出金其ノ他ノ營業ニ關係アル課金ニシテ製造原價ニ算入セラレザルモノヲ謂フ
- 十三 旅費交通費
- 一 般管理及販賣事務ニ關スル旅費及交通費ヲ謂フ
- 十四 通信費
- 一 般管理及販賣事務ニ關スル通信費ヲ謂フ
- 十五 消耗工具器具備品費
- 一 般管理及販賣事務用ノ消耗工具器具備品費ヲ謂フ
- 十六 事務用消耗品費
- 一 般管理及販賣事務用ノ事務用消耗品費ヲ謂フ
- 十七 交際費
- 交際費ハ種類及金額ニ於テ正當ノモノニ限ル
- 十八 保管費
- 十九 運送費

- 製品ノ發送其ノ他運送ニ關スル費用ヲ謂フ
  - 二十 納入試驗費
  - 二十一 販賣手数料
  - 委託販賣等ノ場合ニ於ケル手数料ヲ謂フ
  - 二十二 販賣調査費
  - 二十三 廣告宣傳費
  - 廣告宣傳費ハ種類及金額ニ於テ正當ノモノニ限ル
  - 二十四 雜費
- 第三節 原價ニ算入シ得ザル項目
- 第二十一 原價ニ算入シ得ザル項目
  - 左ニ掲グルモノハ之ヲ原價ニ算入スルコトヲ得ズ
    - 一 火災、風水害、盜難等ニ因ル損失、偶發債務ニ因ル損失訴訟費其ノ他偶發的事情ニ因ル損失
    - 二 設立費償却、營業權償却、建設利息償却、役員ノ賞與及臨時的退職手當、役員及社員ノ臨時ノ給與、法人稅、營業稅及同附加稅、臨時利得稅並ニ所得稅、寄附金、贈與其ノ他利益ヲ以テ支辨スベキ性質ヲ有スル項目
    - 三 投資不動産、長期出資、長期貸付金等ノ管理費用及此等ノ資産ニ對スル諸稅、投資資産償却其ノ他事業本來ノ目的ニ在ラズシテ利確、統制其ノ他ノ目的ヲ以テ長期ニ亘リ所有スル資産ニ關スル費用又ハ損失
    - 四 擴張用ノ土地、建物、機械、裝置、建築用材料、特許權

- 等ノ取得、建設又ハ管理ノ費用及此等ノ資産ニ對スル諸稅其ノ他經營擴張ノ爲豫備ノニ保有スル資産又ハ建設中ノ設備ニ關スル費用
- 五 未經過保險料、前拂賃借料其ノ他ノ前拂費用
- 六 財產評價損、貸倒償却又ハ違約金
- 七 利子並ニ手形割引料、社債發行差金及發行費償却其ノ他利子ノ性質ヲ有スルモノ
- 八 前各號ニ掲グルモノノ外法令ニ依リ經費トシテ處理スルコトヲ得ザル費用

第三章 原價計算ノ方法

第一節 製造原價計算

二十二 製造原價計算ノ手續

製造原價計算ハ製造原價要素ヲ要素別ニ計算シ次ニ之ヲ原價部門ニ集計シ最後ニ製品ノ一定單位ニ負擔セシムル手續ヲ經ルヲ原則トス

第二十三 個別原價計算ト綜合原價計算

製造原價計算ハ之ヲ個別原價計算ト綜合原價計算トニ分ツ個別原價計算トハ特定ノ製品ニ付個別的ニ其ノ原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ種類又ハ規格ヲ異ニスル製品ヲ個別的ニ生産スル工場ニ在リテハ此ノ方法ニ依リ製造原價ヲ計算ス

綜合原價計算トハ一期間ニ於ケル製品全部ノ原價ヲ綜合算定

シ次テ之ヲ製品ニ分割シ其ノ原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ同種製品ヲ反覆繼續シテ大量ニ生産スル工場ニ在リテハ此ノ方法ニ依リ製造原價ヲ計算ス

第二十四 製造原價要素ノ賦課手續上ノ分類

個別原價計算ニ在リテハ原價賦課ノ手續上製造原價要素ハ之ヲ直接費ト間接費トニ分ツ直接費トハ特定ノ製品ニ直接ニ負擔セシムル原價要素ヲ謂ヒ直接材料費、直接勞務費及直接經費ニ區分ス間接費トハ多數ノ製品ニ對シ共通的ニ發生シ特定ノ製品ニ直接ニ負擔セシムルコト困難ナル爲間接ニ負擔セシムル原價要素ヲ謂ヒ間接材料費、間接勞務費及間接經費ヨリ成ル

綜合原價計算ニ在リテモ原價計算ノ手續上必要アル場合ハ製造原價要素ハ之ヲ個別原價計算ニ準ジテ直接費ト間接費トニ分ツ

第二十五 原價部門

製造原價ノ計算ニ在リテハ工場ヲ原價部門ニ分チ部門費計算ヲ爲ス但シ原價計算上補助部門費ノ重要ナラザル工場ニ在リテハ其ノ計算ヲ省略スルコトヲ得

原價部門トハ原價要素ヲ其ノ發生ノ場所ニ從ヒ集計スル計算上ノ區分ヲ謂ヒ必ズシモ生産技術上又ハ職制上ノ部門ニ依リ區分スルコトヲ要セズ

價部門ハ之ヲ製造部門ト補助部門トニ區分ス  
製造部門トハ當該事業ノ目的タル製品ノ生産ノ行ハルル部門  
ヲ謂フ

製造部門ハ作業ノ種別ニ依リ之ヲ各種ノ部門ニ區分ス例ヘバ  
機械工業ニ於ケル鑄造部、鍛造部、機械部、組立部等又ハ鐵  
鋼業ニ於ケル鼓炭部、製銑部、鋼塊部、鍛造部、壓延部等ノ  
如シ

補助部門トハ製造部門ニ對シテハ補助的關係ニアル部門ヲ謂  
ヒ之ヲ補助經營部門ト工場管理部門トニ區分ス

補助經營部門トハ當該事業ノ目的タル製品ノ生産ニ直接關與  
セズ自己ノ製品又ハ生産的用途ヲ製造部門ニ提供スル部門ヲ  
謂ヒ之ヲ動力部、用水部、修繕部、運搬部、検査部、工具製  
作部等ニ細分ス

工場管理部門トハ材料又ハ勞務ノ管理、企畫、設計、其ノ他  
工場ノ管理事務ヲ管掌スル部門ヲ謂ヒ之ヲ材料部(材料購買  
部及倉庫部)、工具管理部、勞務部、福利部、企畫設計部、  
試驗研究部、工場事務部等ニ細分ス

製造部門及補助部門ニ屬スル各部門ハ業種、經營規模及生産  
様式ノ實情ニ依リ之ヲ定ム但シ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシ  
テ經營規模及生産様式ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザ  
ル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモトス

第二十六 部門費計算ノ手續

部門費計算ハ左ノ手續ニ依ル  
一 總テノ製造原價要素又ハ一部ノ製造原價要素ヲ製造部門  
及補助部門ニ屬スル各部門ニ賦課又ハ配賦ス  
二 次デ總テノ補助部門費又ハ一部ノ補助部門費ヲ製造部門  
ニ配賦シ以テ製造部門費ヲ計算ス  
工具製作部ハ部門費計算上製造部門ニ屬セシムルコトヲ得  
第二十七 部門個別費ト部門共通費  
製造原價要素ハ部門配賦手續上之ヲ部門個別費ト部門共通費  
トニ分ツ  
部門個別費トハ特定ノ部門ニ個別的ニ發生シ當該部門ニ賦課  
スル原價要素ヲ謂フ例ヘバ特定部門ノ補助材料費、賃金、機  
械及裝置ノ減價償却費、特許權使用料等ノ如シ  
部門共通費トハ數個ノ部門ニ共通的ニ發生シ各部門ニ配賦ス  
ル原價要素ヲ謂フ例ヘバ建物減價償却費、建物火災保險料、  
家賃、地代、租税、旅費、通信費等ノ如シ  
部門個別費ハ各部門ニ於ケル發生額ヲ當該部門ニ賦課ス  
部門共通費ハ各原價要素ニ付各部門ガ享クル用役ニ應ジ部門  
ノ面積、容積、従業員數、勞働時間數、生産數量、賃金額、  
固定資産ノ價額其ノ他適當ナル配賦基準ニ依リ各部門ニ配賦  
ス配賦基準ハ各原價要素ニ付之ヲ定ム但シ金額大ナラズ且正  
確ヲ要スル程度ノ小ナル場合ニハ類似科目ヲ一括シテ定ムル  
コトヲ得配賦基準ハ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシテ經營規模

ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ  
統一スルモトス

第二十八 補助部門費配賦

補助部門費ノ製造部門ヘノ配賦ハ原則トシテ左ノ方法ニ依ル  
一 直接配賦法

直接配賦法ニ在リテハ各補助部門間ニ授受スル用役ハ之ヲ  
全ク無視シ總テノ補助部門費又ハ一部ノ補助部門費ヲ其ノ  
用役ヲ享ケタル製造部門ニ用役ノ程度ニ應ジテ直接ニ配賦  
ス

直接配賦法ノ第一法ハ原則トシテ總テノ補助部門費ヲ製造  
部門ニ直接ニ配賦スル方法トス

此ノ場合製造部門ヘノ配賦基準ハ左ノ如シ  
イ 動力部費 計量器ニ依リ測定シタル製造部門ノ動力消  
費量、各製造部門据付機械ノ馬力數又ハ馬力時間數其ノ  
他適當ナル配賦基準

ロ 用水部費 計量器ニ依リ測定シタル各製造部門ノ用水  
消費量其他適當ナル配賦基準

ハ 修繕部費 修繕作業ノ單價ヲ基礎トシ計算シタル各製  
造部門ノ修繕額其ノ他適當ナル配賦基準

ニ 運搬部費 各製造部門ニ於ケル運搬物品ノ重量、運搬  
距離、運搬回數其ノ他適當ナル配賦基準

ホ 検査部費 各製造部門ニ於ケル検査工ノ作業時間其ノ  
他適當ナル配賦基準

附錄 會社經理統制關係法令集

他適當ナル配賦基準

ハ 材料部費 各製造部門ヘノ出庫材料ノ價額、重量其ノ  
他適當ナル配賦基準

ト 勞務部費又ハ福利部費 各製造部門ノ賃金、従業員數  
其ノ他適當ナル配賦基準

ニ 學校、病院等ノ施設ハ原則トシテ之ヲ獨立會計トシ之ニ  
對スル工場ノ負擔額ヲ福利部費ニ計上ス

チ 試驗研究部費、企畫設計部費又ハ工場事務部費 各製  
造部門ノ直接勞働時間數其ノ他適當ナル配賦基準

直接配賦法ノ第二法ハ補助經營部門費ヲ原則トシテ直接ニ  
製造部門ニ配賦シ工場管理部門費ヲ直接ニ製品ニ配賦スル  
方法トス補助經營部門ヘノ配賦基準ハ前項ニ定ムル配賦基  
準ニ依ル

二 階梯式配賦法  
階梯式配賦法ニ在リテハ補助部門相互間ニ授受スル用役ヲ  
比較シ最モ多數ノ部門ヘ用役ヲ提供スルモノノ順位ニ從ヒ  
補助部門ヲ階梯式ニ配列シ此ノ順位ニ從ヒ先ツ第一順位ニ  
在ル補助部門ノ部門費ヲ其ノ用役ヲ享ケタル他ノ補助部門  
及製造部門ニ其ノ享ケタル用役ノ程度ニ應ジテ配賦シ次ニ  
第二順位ニアル補助部門ノ部門費ヲ其ノ用役ヲ享ケタル第  
三順位以下ノ補助部門及製造部門ニ其ノ享ケタル用役ノ程  
度ニ應ジテ配賦シ此ノ計算ヲ繰返スコトニ依リ補助部門費

ヲ最終部門ニ配賦シ了ルモノトス  
各補助部門費ノ配賦基準ハ直接配賦法ニ定ムル配賦基準ニ依ル

三 相互配賦法

相互配賦法ニ在リテハ補助部門相互間ニ授受スル用役ヲ測定シ先ヅ各補助部門ノ部門費ヲ其ノ用役ヲ享ケタル他ノ補助部門及製造部門ニ用役ノ程度ニ應ジテ配賦シ次デ各補助部門ガ他ノ補助部門ヨリ配賦セラレタル額ヲ製造部門ニ直接ニ配賦ス配賦基準ハ直接配賦法ニ定ムル配賦基準ニ依ル補助部門費ハ實際額ヲ配賦ス但シ事情ニ依リ動力部費、用水部費、修繕部費等ハ當該用役ノ豫定價格ヲ以テ配賦スルコトヲ得

第二十九 製造指圖書及原價計算表

種類又ハ規格ヲ異ニスル製品ヲ個別的ニ生産スル工場ニ在リテハ製品ノ一定單位毎ニ製造指圖書ヲ發行シ各指圖書別ニ原價計算表(原價元帳)ヲ設ケテ製造原價ヲ計算ス  
一 製造指圖書ニ依ル生産ノ數個ノ作業ニ區分シテ製造原價ヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

第二款 個別原價計算

第二十九 製造指圖書及原價計算表  
種類又ハ規格ヲ異ニスル製品ヲ個別的ニ生産スル工場ニ在リテハ製品ノ一定單位毎ニ製造指圖書ヲ發行シ各指圖書別ニ原價計算表(原價元帳)ヲ設ケテ製造原價ヲ計算ス  
一 製造指圖書ニ依ル生産ノ數個ノ作業ニ區分シテ製造原價ヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

計算スル場合ニハ各區分作業ニ對シテ副指圖書ヲ發行シ製造原價ハ先ヅ副指圖書毎ニ計算シ更ニ之ヲ主指圖書ニ綜括ス

第三十 製造原價ノ集計

個別原價計算ニ在リテハ直接費ハ之ヲ各指圖書ニ賦課シ間接費ハ原價計算期間ニ於ケル金額ヲ集計シ指圖書ニ配賦ス  
間接費配賦ヲ爲ス場合ニ於テ部門費計算ヲ爲ス場合ニハ原則トシテ製造間接費要素ヲ先ヅ各部門ニ配賦シ次デ總テノ補助部門費又ハ一部ノ補助部門費ヲ製造部門ニ配賦シ最後ニ各製造部門費又ハ各製造部門費及製造部門ニ配賦セラレザル補助部門費ヲ指圖書ニ配賦ス  
部門費計算ヲ爲サザル場合ニハ間接費ハ之ヲ直接ニ指圖書ニ配賦ス

第三十一 間接費ノ指圖書(ノ配賦)

間接費配賦ヲ爲ス場合ニ於テ部門費計算ヲ爲ス場合ニハ各製造部門ニ集計セラレタル間接費ハ之ヲ當該製造部門ヲ通過スル指圖書ニ配賦ス其ノ配賦基準ハ直接勞動時間ニ依ル但シ機械作業ヲ主トスル場合ニハ機械作業時間ニ、材料費又ハ賃金ガ製造原價ノ主タル部分ヲ占ムル場合ニハ直接材料費又ハ直接賃金ニ依ルコトヲ得部門費計算ヲ爲ス場合ニ於テ一部ノ補助部門費ヲ製造部門ニ配賦セズシテ直接ニ指圖書ニ配賦スル場合ニハ其ノ各々ニ付適當ナル基準ヲ定メテ之ヲ配賦ス例ハバ材料部費ハ各指圖書ノ直接材料費ヲ、勞務部費又ハ福利部費ハ各指圖書ノ直接賃金又ハ直接勞動時間ヲ、企畫設計部費、試験研究部費又ハ工場事務部費ハ各指圖書ニ集計セラレタル製造原價ヲ夫々配賦基準ト爲スガ如シ

費ハ各指圖書ノ直接賃金又ハ直接勞動時間ヲ、企畫設計部費、試験研究部費又ハ工場事務部費ハ各指圖書ニ集計セラレタル製造原價ヲ夫々配賦基準ト爲スガ如シ

間接費ヲ配賦スル場合ニ於テ部門費計算ヲ爲サザル場合ニハ間接費要素ヲ一括シ又ハ間接費要素ヲ其ノ性質ニ依リ數個ノ群ニ分類シ夫々適當ノ基準ニ依リ指圖書ニ配賦ス  
間接費ノ配賦ハ豫定率ニ依ル  
間接費ノ配賦方法及配賦基準ハ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシテ經營規模ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

第三十二 作業層

作業層ハ其ノ賣却價額又ハ利用價額ヲ見積リ之ヲ直接材料費又ハ製造原價ヨリ控除ス但シ必要アル場合ニハ之ヲ其ノ發生部門ノ部門費ヨリ控除スルコトヲ得

第三款 綜合原價計算

第三十三 綜合原價計算ノ種類

綜合原價計算ハ之ヲ左ノ種類ニ分ツ

一 單一工程綜合計算

單一工程綜合計算ハ同種ノ製品ヲ單一工程ニ依リ連續的ニ生産スル生産様式ニ適用スルモノニシテ原價計算期間ニ於ケル總製造費用ヲ集計シテ其ノ綜合原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ

二 工程別綜合計算

工程別綜合計算ハ同種ノ製品ヲ數個ノ工程ニ依リ連續的ニ生産スル生産様式ニ適用スルモノニシテ原價計算期間ニ於ケル總製造費用ヲ工程別ニ集計シテ各工程ノ綜合原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ

工程トハ第二十五ニ定ムル製造部門ヲ謂ヒ原則トシテ製造過程ニ於テ販賣又ハ貯藏ノ可能ナル半製品ノ形成セララルル段階毎ニ之ヲ定ム工程ハ原價計算上必要アル場合ニハ更ニ作業ノ段階ニ應ジテ之ヲ數個ノ工程ニ細分ス  
材料(原料)ガ各工程ヲ通過シ各工程ニ於テハ之ニ加工ヲ爲スニ過ギザル生産様式ニ在リテハ加工費工程別綜合計算(加工費法)ヲ適用ス加工費工程別綜合計算トハ總製造費用ノ中加工費ノミヲ工程別ニ集計シテ各工程ノ加工費ヲ計算シ主要材料費ハ直接ニ製品ニ付計算スル方法ヲ謂フ

三 組別綜合計算

組別綜合計算ハ異種ノ製品ヲ組別ニ連續的ニ生産スル生産様式ニ適用スルモノニシテ原價計算期間ニ於ケル總製造費用ヲ組別ニ集計シ各組ノ綜合原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ

第三十四 綜合原價ノ計算

綜合原價計算ニ在リテハ綜合原價計算表ヲ設ケ原價計算期間ニ於ケル綜合原價ヲ計算ス  
部門費計算ヲ爲ス場合ニハ先ヅ總テノ製造原價要素若ハ主要

材料費ヲ除キタル製造原價要素又ハ製造間接要素ヲ各部門ニ賦課又ハ配賦シテ補助部門費ヲ製造部門(工程)ニ配賦シ以テ製造部門ノ總製造費用又ハ總加工費ヲ計算ス

第一工程綜合計算ニ在リテハ總製造費用ニ開始繰越仕掛品原價ヲ加ヘ之ヨリ期末仕掛品原價、副産物價額等ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ綜合原價トス

工程別綜合原價ニ在リテハ各工程ノ總製造費用ニ其ノ工程ノ開始繰越仕掛品原價ヲ加ヘ之ヨリ其ノ工程ノ期末仕掛品原價、副産物價額等ヲ控除シタルモノヲ以テ當該工程ノ綜合原價トス

第二次工程以下ノ工程ノ總製造費用ニハ前工程ヨリ振替ヘラレタル半製品ノ製造原價ヲ材料費トシテ算入ス

加工費工程綜合計算ニ在リテハ各工程ノ當期ノ總加工費ニ前期繰越仕掛品中ニ含マルル當該工程ノ加工費ヲ加ヘ之ヨリ期末仕掛品中ニ含マルル當該工程ノ加工費ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ工程ノ加工費トス

組別綜合計算ニ在リテハ總製造費用ヲ直接費ト間接費トニ區分シ直接費ハ各組ニ賦課シ間接費ハ個別原價計算ニ準ジ適當ナル配賦基準ニ依リ各組ニ配賦ス

各組ノ總製造費用ニ其ノ開始繰越仕掛品原價ヲ加ヘ之ヨリ期末仕掛品原價、副産物價額等ヲ控除シタルモノヲ以テ各組ノ綜合原價トス

ノヲ謂フ

期末仕掛品原價ハ仕掛品ニ含マルル主要材料費及加工費ヲ各別ニ算定シテ評價ス主要材料費ニ付テハ期末仕掛品ノ數量ヨリ其中ニ含マルル主要原料又ハ材料ノ消費量ヲ推定シテ其ノ價額ヲ算定ス加工費ニ付テハ仕掛品ノ仕上リ程度ノ完成品ニ對スル比率ヲ定メ之ヲ仕掛品現在量ニ乘ジテ仕掛品ノ完成品換算數量ヲ算定シ當期加工費總額ヲ期末仕掛品ノ完成品換算數量ト當期ニ於ケル完成品數量トノ比例ニ依リ仕掛品ト完成品トニ按分シテ仕掛品ノ加工費ヲ算定ス

期末仕掛品原價ハ前項ノ手續ニ依リ評價スルコト困難ナル場合ニハ仕掛品ノ中ニ含マルル主要材料費又ハ勞務費ヲ算定シ評價スルコトヲ得

仕掛品ノ數量ガ毎期略等シキ場合ニハ仕掛品ハ之ヲ原價計算外ニ置クコトヲ得

第三十六 副産物

副産物トハ主産物ノ製造過程ヨリ必然ニ派生スル物品ヲ謂フ副産物ノ評價額ハ之ヲ主産物ノ製造費用ヨリ控除ス

副産物ノ評價ハ原則トシテ左ノ方法ニ依ル

一 副産物ニシテ其儘外部ニ賣却シ得ルモノハ賣價豫想額ヨリ保管費、販賣費及通常ノ利益ノ見積額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價ス

二 副産物ニシテ加工ノ上賣却シ得ルモノハ加工製品ノ賣價

第三十五 仕掛品ノ評價

仕掛品トハ原價計算期末ニ於テ製品ノ生産ノ爲ニ仕掛中ノモノ

豫想額ヨリ加工費、販賣費及通常ノ利益ノ見積額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價ス

三 副産物ニシテ其ノ儘自家消費セラルルモノハ之ニ因リテ節約セラルベキ物品ノ購入豫想額ヲ以テ之ヲ評價ス

四 副産物ニシテ加工ノ上自家消費セラルルモノハ之ニ因リテ節約セラルベキ物品ノ購入豫想額ヨリ加工費ノ見積額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價ス

副産物ノ價額大ナラザルモノハ前項ノ手續ニ依リ要セズ之ヲ賣却シテ得タル收入ハ原價計算外ノ利益ト爲スコトヲ得

作業屑其ノ他ノ不用品ノ處理ハ副産物ニ準ズ

第三十七 等級別製品計算

等級別製品計算ハ同種製品ヲ等級ニ區別シ工程又ハ組別ノ綜合原價ヲ等級別ニ分割シテ各等級製品ノ製造原價ヲ計算スル方法ヲ謂フ

等級別製品計算ニ在リテハ各等級ノ製品ニ付ル等價比率ヲ定メ之ヲ各等級製品ノ生産量ニ乘ジタル積數ノ比ヲ以テ綜合原價ヲ按分シ以テ各等級製品ノ製造原價ヲ計算ス

等價比率ハ各等級製品ノ重量、長さ、面積、純分度、熱量、硬度、各等級製品ニ含マルル主要原價要素ノ標準消費量(例ヘバ主要原料ノ標準消費量又ハ標準主要労働時間)等ノ數量的尺度又ハ標準調査ニ依リ決定シタル製造原價ヲ基準トシ適正ニ決定ス但シ適當ナル數量的尺度又ハ標準調査ニ依リ算定

シタル原價ヲ見出スコト困難ナル場合ニハ各等級製品ノ正常市價ヲ基準トシテ等價比率ヲ決定スルコトヲ得

等級別製品計算ハ工程ニ於テ同一原料ヨリ主副ヲ明確ニ區別シ得ザル異種ノ製品即チ聯產品ヲ連續的ニ生産スル生産様式ニ之ヲ準用ス

聯產品ノ等價比率ハ各聯產品ノ正常市價等ヲ基準トシテ之ヲ決定ス聯產品ニシテ加工ノ上賣却シ得ルモノハ加工製品ノ賣價豫想額ヨリ加工費ノ見積額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ聯產品ノ市價トス

第三十八 綜合原價計算ノ適用

綜合原價計算ノ計算方式ハ同一ノ業種ニ屬スル工場ニシテ經營規模及生産様式ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

第二節 一般管理及販賣費ノ計算

第三十九 販賣直接費ト一般管理及販賣間接費

一般管理及販賣費ノ要素ハ之ヲ販賣直接費ト一般管理及販賣間接費トニ分ツ販賣直接費トハ販賣費要素ノ内特定賣上品ノ販賣ニ要シタルモノニシテ當該賣上品ニ直接ニ負擔セシムルモノヲ謂ヒ一般管理及販賣間接費トハ一般管理及販賣費中販賣直接費ヲ除キタルモノヲ謂フ

第四十 一般管理及販賣費ノ配賦

販賣直接費ハ之ヲ當該賣上品ニ賦課ス

- 一 一般管理及販賣間接費ハ賣上品ノ製造原價ヲ基準トシ賣上品ニ配賦シ又ハ製造原價若ハ加工費ヲ基準トシテ製品等ニ配賦ス
- 一 一般管理及販賣間接費ノ配賦ハ豫定率ニ依ルコトヲ得
- 一 一般管理及販賣間接費ヲ一般管理費ト販賣間接費トニ區別シテ處理スル場合ニハ一般管理費又ハ販賣間接費ノ配賦ニ付テハ前二項ヲ準用ス
- 一 一般管理及販賣間接費ハ必要アル場合ニハ原價部門ヲ設ケテ部門費計算ヲ行ヒ次デ賣上品又ハ製品ニ配賦スルコトヲ得
- 一 一般管理及販賣費ノ配賦ハ同一ノ業種ニ屬スル事業ニシテ經營規模ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

第四章 工業會計ノ勘定又帳簿書類

第四十一 工業會計ト原價計算トノ關係

工業會計ハ單ニ外部ニ對スル營業取引ノミナラズ内部ニ於ケル經營活動ヲモ記録計算スル諸勘定ヲ設ケ原價計算トノ關係ヲ保ツベキモノトス

第四十二 勘定組織

工業會計ニ於ケル勘定組織ハ左ノ基準ニ依リ分類ス但シ同一ノ業種ニ屬スル事業ニシテ經營規模ノ同一ナルモノニ在リテハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外之ヲ統一スルモノトス

一 靜止勘定

靜止勘定トハ原則トシテ事業年度計算ノミニ關スル勘定ニシテ事業年度中ハ特別ノ場合ノ外記帳セラレザルモノヲ謂ヒ固定資産及資本勘定ノ外長期ノ債權及債務勘定ヲ含ム

二 財務勘定

財務勘定トハ現金取引及短期信用取引ニ關スル勘定ヲ謂フ例ヘバ現金、預金、賣上債權、買入債務、短期借入金等ノ勘定之ニ屬ス

三 原價計算外損益勘定

原價計算外損益勘定トハ製品ノ生産及販賣ニ關聯セザル損益要素ニ關スル勘定ヲ謂フ例ヘバ偶發事故ニ因ル損失、財產評價損、貸倒損失、法人税、營業税、寄附金、利息等ノ勘定之ニ屬ス

四 製造原價要素勘定

製造原價要素勘定トハ製造原價要素ニ關スル勘定ヲ謂フ例ヘバ材料及材料費勘定、賃金勘定、給料勘定、各種費要素ノ勘定ニ屬ス

五 部門費勘定

部門費勘定トハ部門費ヲ集計スル勘定ヲ謂フ部門ヲ區別セザル個別原價計算ノ場合ニハ別ニ間接費ヲ集計スル勘定ヲ設ク

六 製造勘定

上損益ヲ月次ニ計算スル勘定ヲ謂フ

十四 年次損益勘定

年次損益勘定トハ事業全體ノ損益ヲ年次ニ計算スル勘定ヲ謂フ

第四十三 帳簿書類

原價ニ關シテハ概ネ左記各號ノ帳簿書類ヲ設ケテ之ヲ記録計算ス但シ帳簿書類ノ分類、記録内容等ニ付テハ業種、經營規模其ノ他ノ實情ニ依リ適當ニ之ヲ定ム

- 一 製造命令ニ關スル書類
- 二 材料及材料費ニ關スル帳簿書類
- 三 勞務費ニ關スル帳簿書類
- 四 經費ニ關スル帳簿書類
- 五 部門費ノ計算ニ關スル帳簿書類
- 六 製造原價ノ集計ニ關スル帳簿書類
- 七 製品、仕損品、副産物、作業屑等ニ關スル帳簿書類
- 八 一般管理及販賣費ニ關スル帳簿書類
- 九 總原價ニ關スル帳簿書類
- 十 賣上ニ關スル帳簿書類

- 製造勘定(仕掛品勘定)トハ製造原價ヲ集計スル勘定ヲ謂フ
- ヒ工程別綜合計算ニ在リテハ各工程ノ勘定ハ各工程ノ製造原價ヲ集計スル勘定タルモノトス
- 七 製品勘定
  - 製品勘定トハ製品、仕損品、副産物、作業屑等ノ受拂ヲ整理スル勘定ヲ謂フ
- 八 一般管理及販賣費要素勘定
  - 一 一般管理及販賣要素ニ關スル勘定ヲ謂フ
- 九 一般管理及販賣間接費勘定
  - 一 一般管理及販賣間接費要素ヲ集計スル勘定ヲ謂フ
- 十 差額勘定
  - 材料費、賃金、製造間接費、一般管理及販賣間接費等ノ計算ヲ豫定ニ依リテ爲ス場合其ノ實際額ト豫定額トノ差額ヲ處理スル勘定ヲ謂フ
- 十一 賣上品總原價勘定
  - 賣上品總原價勘定トハ賣上品ノ總原價ヲ集計スル勘定ヲ謂フ
- 十二 賣上勘定
  - 賣上勘定トハ製品、仕掛品、副産物等ノ賣上ニ關スル勘定ヲ謂フ
- 十三 月次損益勘定
  - 月次損益勘定トハ製品、仕損品、副産物等ノ賣上ニ依ル賣



### ○會社經理統制令に對する 大藏當局の運用方針

#### 一、第三條關係（利益配當ノ許可）

(一) 第三條第一項第一號ノ配當率（以下「一號配當率」と稱ス）ヲ超ユル率ニ依ル配當ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト  
但シ本令施行直前ノ事業年度ノ配當率ガ「一號配當率」ヲ超過シ居ル場合ニハ本令施行後三事業年度ヲ限リ直前ノ事業年度ノ配當率ヨリ年二分（一年ヲ一事業年度トスルモノニ在リテハ年三分）減ノ率迄ハ「一號配當率」ヲ超ユル配當ヲ許可スルコト

(二) 第三條第一項第二號ノ配當率ヲ超ユル率ニ依ル配當ハ左ニ掲グルガ如キ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノ外原則トシテ之ヲ許可セザルコト

(イ) 後配株ニ對スル配當ヲ普通株ト同一率迄引上グル場合

(ロ) 一年ノ内ニ於テ上期及下期ニ付配當率ニ付定例的ナル高低ヲ存スル會社ニシテ直前ノ事業年度ニ其ノ低キ率

ニ依リ配當シタルモノガ其ノ高キ率ニ依リ配當ヲ爲サントスル場合（此ノ場合ニ於テハ前年相當期ノ配當率ヲ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做スコトトス但シ此ノ場合ニハ次期ノ事業年度ノ配當ニ關シテハ之ヲ直前ノ事業年度ノ配當率トセザル様措置スルコト）

(ハ) 直前ノ事業年度ノ配當率ガ當該事業年度ノ突發的ノ事情ニ依リ臨時ニ減配セラレタリト認メラルル場合ニ從前ノ例ニ鑑ミ相當ト認メラルル配當ヲ復活スル場合

(ニ) 新設會社ノ初度配當ニ關シ從來相當高率ナル配當ヲ爲シ居タル會社ヨリ其ノ事業ノ一部ヲ分割シ之ヲ主體トシテ新會社トナシタルモノニシテ之ヲ新會社ノ原則ニ依リ取扱フコトガ不適當ナリト認メラルル場合

(ホ) 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ガ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス配當ナル場合（此ノ場合ニ於テハ當該會社ニ會社經理統制令ノ適用アリタルモノト假定シテ得ベキ率ニ依ルコトトス）

#### 二、第五條關係（合併會社ノ配當率ノ指定）

合併會社ノ配當率ノ指定ハ原則トシテ左記ノ標準ニ依ルコト

(イ) 合併前ノ各會社ノ最終事業年度ノ配當率ノ合計額（各會社相互間ニ授受シタルモノヲ除ク）ヲ合併後ノ拂込

資本金ヲ以テ除シテ得タル率ヲ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做シ、第三條關係ヲ準用スルコト  
合併前ノ會社ニ資本金二十萬圓未滿ノモノアル場合ニハ當該會社ニ會社經理統制令ノ適用アリタルモノト假定シテ得ベキ利益配當ノ金額ニ依リ前項ノ計算ヲ爲スモノトスルコト

(ロ) 企業ノ合理化特ニ（イ）ノ原則ニ依ルヲ適當トセザルモノニ付テハ其ノ實情ニ從ヒ特別ノ取扱ヒヲ爲スコトヲ得ルコト

#### 三、第十二條關係（役員報酬ノ許可）

(一) 役員報酬ノ増加支給ハ左ニ掲グルガ如キ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノ外原則トシテ之ヲ許可セザルコト  
(イ) 役員報酬ガ營業規模、事業種目、所在地域、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ニ比シ劣レル會社ガ一般水準迄之ヲ改善スルガ爲ニ増給スル場合（從來報酬ガ過少ニシテ賞與ガ過大ナリシ會社ガ本令施行ノ結果減額セラルベキ賞與ノ一部ヲ報酬ニ組入レントスル場合ヲ含ム）

(ロ) 増資其ノ他ノ事由ニ依リ營業規模ガ擴大シタル會社ガ其ノ營業規模ノ擴大ニ應ジタル増給ヲ爲サントスル場合

(ハ) 會社職員給與臨時措置令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ同令ニ基キ報告シ、承認ヲ受ケ若ハ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ役員報酬ヲ増額シタル結果本令施行後最初ニ終了スル事業年度ノ役員報酬ノ合計金額ガ直前ノ事業年度ニ支給シタル役員報酬ノ合計金額ヲ超ユルコトトナル場合ニ於テハ原則トシテ之ヲ許可スルコト

(二) 直前ノ事業年度ニ於テ役員報酬ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ營業規模、事業種目、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ヲ勘案シテ適當ト認メラルル額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

(三) 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ原則トシテ合併前ノ各會社ノ最後ノ事業年度ノ役員報酬ノ範圍内ニ於テ（一）ヲ準用シ適當ト認メラルル額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

(四) 令第七條各號ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ原則トシテ直前ノ事業年度ノ報酬額ヲ參酌シ（一）ヲ準用シテ適當ト認メラルル額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

#### 四、第十三條關係（役員賞與ノ許可）

(一) 法定賞與額ヲ超ユル賞與支給ハ原則トシテ之ヲ許可セ

ザルコト

(イ) 本令施行前ニ最終ニ決算ヲ確定シタル事業年度ニ付支給シタル役員賞與額ガ其ノ役員賞與ヲ支給セントスル事業年度ノ法定賞與額ヲ超ユル會社ニ付テハ

(b) 本令施行後最初ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニ在リテハ前期賞與額ノ五分ノ四(一年ヲ一事業年度トスルモノニ在リテハ三分ノ二以下同ジ)ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

(c) 本令施行後第二回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニ在リテハ(b)ニ基ク許可ヲ受ケテ支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

(d) 本令施行後第三回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニ在リテハ(b)ニ基ク許可ヲ受ケテ支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

(e) 事業ノ性質上又ハ操業開始ニ至ラザル等ノ爲メ利益率著シク低ク法定賞與額ヲ其ノ儘適用スルヲ不適當トスル場合ニ在リテハ其ノ實情ニ從ヒ特別ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ルコト

(f) 法定賞與額ヲ超エザル限度ニ於テ前期賞與額ノ百分ノ

百二十ニ相當スル金額ヲ超ユル賞與ノ支給ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト

(イ) 一年ノ内ニ於テ上期及下期ニ付利益ニ定例ナル高低ヲ存スル會社ニ在リテハ前年相當期ノ賞與額ヲ前期賞與額ト看做スコトトス但シ此ノ場合ニハ前期賞與額ヲ超エテ許可シタル金額ニ付テハ之ヲ次期ノ賞與支給ニ關シ前期賞與額ニ算入セザル措置スルコト

(ロ) 前期賞與額ガ當該事業年度ノ突發的事情ニ依リ減額セラレタリト認めララルル場合ニ在リテハ前々期ノ經常的ト認めララルベキ賞與額ヲ前期賞與額ト看做スコトトス

(三) 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシ會社ガ法定賞與額ノ百分ノ七十ヲ超ユル賞與ヲ給セントスル場合ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト

但シ直前事業年度迄ハ經費處分ニ依リ役員賞與ニ相當スル金額ヲ支給シ來リタル會社ガ本事業年度ニ於テ役員賞與ヲ支給セントスルトキハ令第十三條第二項第二號ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノナル所之ガ許可ニ際シテハ直前ノ事業年度ニ於テ經費處分ニ依リ支給シタル役員賞與相當額ヲ前期賞與額ニ代用シテ令第十三條ノ規定並ニ(一)及(二)ヲ準用スルコト

(四) 設立後最初ノ事業年度ニ付法定賞與額ノ百分ノ七十ニ

相當スル金額ヲ超ユル役員賞與ヲ支給セントスルモノハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト

但シ既設會社ヨリ其ノ事業ノ一部ヲ分割シテ主體トシテ新會社トナシタルモノ、個人經營ガ會社トナリタルモノ等ニシテ既設會社ノ役員賞與ノ實情ニ鑑ミ之ヲ新會社ノ原則ニ依リ取扱フコトガ不適當ナリト認めララルル場合ハ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ適當ト認めララルル金額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

(五) 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ニ關シテハ原則トシテ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ノ役員賞與ノ合計額ヲ前期賞與額ト看做シテ得ベキ金額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

尙合併前ノ各會社ノ賞與ノ合計額ガ著シク法定賞與額ヲ超ユル場合ニシテ法定賞與額迄急激ニ減少セシムルヲ不適當ト認めララルル場合ニ於テハ(四)ノ(イ)ニ準ジテ取扱フコト

(六) 令第七條各號ノ一ニ該當セザリシ會社令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ原則トシテ法定賞與額ノ範圍内ニ於テ前期賞與額ノ百分ノ百二十ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

五、第十四條關係(役員退職金ノ準則又ハ支給ノ許可)

(一) 役員退職金準則ノ許可ハ當分ノ内會社ノ營業規模、事業種目、所在地域、營業成績、役員ノ在職年數、資格等ヲ勘案シ又當該會社ニ於ケル從來ノ役員退職金ニ關スル内規從來ノ役員退職金支給ノ実績等ヲ參酌シ不適當ナリト認めラレザル限り之ヲ許可スルコト、但シ右ノ準則ニ付テハ(イ)取締役會ノ決議ニ依ル(ト)定ムルガ如キ支給ノ金額、割合等

ノ不確定ナルモノハ之ヲ認めザルコト)

(一) 準則ニ依ラザル役員退職金支給ノ許可ハ當分ノ内會社ノ經理ノ狀況、營業規模、從來ノ役員退職金支給ノ実績、在職年數等ニ照シ不適當ナリト認めラレザル限り之ヲ許可スルコト

(二) 役員退職金許可ノ標準ニ付會社經理統制令施行後ノ在職期間ニ對スルモノニ關シテハ漸次適正ナル規程ヲ設ケタルコト(其ノ結果必要アリト認めムルトキハ(一)ニ依リ許可ヲ受ケタル準則ヲ變更セシムル爲メ措置ヲ講ズルコト)

(三) 役員退職金ノ支給ニ付テハ支給總額中一部ヲ國債證券貯蓄債券又ハ報國債券ヲ以テ支給セシムルモノトスルコト

(四) 會社設立合併又ハ吸集合併ノ場合ニ於テ、合併ニ因リ解散スル會社ノ役員ニシテ合併ニ因リ設立セラレ又ハ合併後存続スル會社ニ引繼ガル者ニ對シ退職金ヲ支給スル場合ニ於テハ分類所得稅ヲ控除シタル金額ヲ施行規則第二十四條第一項第一號ニ掲グル支給方法ニ依ラシムルモノトシ其ノ引繼後ハ新會社ニ於テ同號(甲)、(乙)又ハ(丙)ノ保管方法ヲ講ゼシムルモノトスルコト

六、第十八條關係(社員初任基本給料ノ許可)

轉職者又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル社員ニ對スル法定ノ限度ヲ超ユル初任基本給料ノ支給ハ左ニ掲グルガ如キ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノ外原則トシテ之ヲ許可セザルコト

(ロ) 前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ガ其ノ社員ノ學歷、經歷、技能等ニ照シ著シク少額ニシテ法定ノ限度ヲ超エテ初任基本給料ヲ支給スル必要アリト認メラルル場合

(ハ) 前職ニ於テ手當、賞與其ノ他役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給與ヲ受ケ居リタル者ニ付轉職後之等ノ給與ガ減額セララルル結果總收入ノ減額ヲ來サザル様法定ノ限度ヲ超エテ初任基本給料ヲ支給スルノ必要アリト認メラルル場合

七、第十九條關係(社員昇給ノ許可)

法定ノ限度ヲ超ユル昇給ハ原則トシテ之ヲ許可セザルコト但シ

- (一) 基本給料ガ所在地域、事業種目ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ニ比シ劣レル會社ガ之ヲ一般水準迄引上グル爲ノ昇給ハ之ヲ許可スルコト(從來基本給料ガ過少ニシテ一般の手當、賞與ガ過大ナリシ會社ガ本令施行ノ結果減額セラレベキ一般の手當、賞與ヲ基本給料ニ組入レントスル場合初任基本給料ノ改訂ニ伴ヒ古參社員ノ基本給料ヲ改訂セントスル場合ヲ含ム)
- (二) 左ニ掲グル場合ノ昇給ハ原則トシテ許可スルコト  
應召者又ハ入營者(短期現役士官ヲ含ム)ニシテ應召又ハ入營中昇給ヲ停止セラレ居リタル者ニ付召集解除又ハ除隊ニ依リ復務シタル後ノ最初ノ昇給
- (三) 高級社員ト下級社員トニ付昇給期ヲ異ニスル會社ニ於テ其ノ昇給金額ノ合計ガ一年(昭和十五年十月二十日ヲ起算點トス)ヲ通ジテ則第十七條ノ限度ヲ超エザル場合ニ於テ

テハ之ヲ許可スルコト此ノ場合ニ於テハ當該一年間ニ於ケル昇給期毎ニ昇給実績ノ届出ヲ爲サシムルコト

(四) 會社ノ社員構成ガ比較的下級ノ社員トシテ昇給率ニ關シ特別ノ取扱ヲ爲スル必要ト認メラルルモノニ關シテハ特別ノ考慮ヲ爲スコト

八、第二十一條關係(社員賞與及一般の手當ノ許可)

(一) 施行規則第二十四條第一項第二號ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト

- (イ) 昭和十五年申ニ修了スル賞與期間ノ一般の手當及賞與ノ合計金額ガ令第二十一條ノ制限ニ依ルトキハ前年同期ニ比シ減少ヲ來スベキ場合ハ前年同期ノ率ヲ限度トシテ許可スルコト
  - (ロ) 昭和十六年一月一日以後同年六月末日以前ニ終了スル賞與期間ノ一般の手當及賞與ノ合計金額ガ令第二十一條第一項ノ制限ニ依ルトキハ前年同期ニ比シ減少ヲ來スベキ場合ニ於テハ前年同期ノ率(前年同期ニ於ケル一般の手當及賞與ノ基本給料總額ニ對スル割合)ヲ限度トシテ許可スルコト但シ右ノ許可ニ際シテ原則トシテ其ノ支給總額ノ五分ノ一ニ相當スル金額ニ付施行規則第二十四條第一項ニ掲グル支給方法ニ依ラシムベキ條件ヲ附スルコト
  - 昭和十六年七月一日以後同年十二月末日以前ニ終了スル賞與期間ノ社員賞與及一般の手當ニ關スル施行規則第二十四條第一項第二號ノ許可ニ付テハ原則トシテ左ノ方針ニ依ルモノトス
- (a) 賞與及一般の手當ノ支給總額ガ當該賞與期間中ニ於ケ

ル基本給料支給總額ノ四分ノ五(一年ニ付十五ヶ月分)ヲ超ユル爲ノ許可申請ニ付テハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ前年同期ノ率(前年同期ニ於ケル賞與及一般の手當ノ支給總額ノ基本給料支給總額ニ對スル割合)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ限度トシテ之ヲ許可スルコト

(b) 賞與及一般の手當ノ支給總額中現金支給額(施行規則第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ニ依ラズシテ支給スル金額ヲ謂フ)ガ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三(一年ニ付九ヶ月分)ヲ超ユル爲ノ許可申請ニ付テハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ前年同期ニ於ケル現金支給率(前年同期ニ於ケル賞與及一般の手當ノ支給總額中施行規則第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ニ依ラズシテ支給シタル金額ノ基本給料支給總額ニ對スル割合)ヲ乘ジテ得ベキ金額ノ五分ノ三ヲ現金支給額ノ限度トシテ之ヲ許可スルコト

前項ノ方針ハ當該賞與期間終了以前ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケ施行規則第十七條ノ限度ヲ超エテ基本給料ノ一般の改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ依リ修正ノ上之ヲ準用スルモノトスルコト

尙令第二十一條第二項ノ社員賞與及一般の手當ノ經費支出ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト

(二) 施行規則第二十四條第一項第一號(丙)ノ承認

支給額ガ安全ニ保管セラレ購買力ノ散佚ヲ來サザル限リハ原則トシテ承認スルコト

例(バ)左ニ掲グル如キ場合ニシテ證書ノ保管ニ關シ當該社員退職ニ至ル迄本人ノ自由處分ヲ爲サシメザル措置ヲ講ズル場合ハ承認スルコト

生命保險ノ掛金ニ充當スル場合

(三) 令第二十一條第二項ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト

但シ會社ガ創業當初ニシテ比較的高給ナル社員ガ多數ヲ占ムル爲基本給料ノ九ヶ月分ヲ超ユル一般の手當及賞與ノ支給ヲ必要トスルニ拘ラズ會社ガ缺損ノ狀態ニアル場合ノ如キ例外的ノ場合ハ許可スルコトアルベキコト

九、第二十六條關係

退職金ノ支給方法

- (一) 役員退職金ノ一部國債支給  
役員退職金ノ支給ニ付テハ其ノ支給總額中一部ノ國債證券貯蓄債券又ハ報國債券ヲ以テ支給セシムルモノトス
- (二) 會社合併ノ場合ニ於ケル引繼役員又ハ引繼社員ニ對スル退職金ノ新會社ニ於ケル保管  
會社役員合併又ハ吸收合併ノ場合ニ於テ、合併ニ因リ解散

九、第二十二號關係（社員退職金ノ支給方法）

會社設立合併又ハ吸收合併ノ場合ニ於テ、合併ニ因リ解散スル會社ノ社員ニシテ合併ニ因リ設立セラレ又ハ合併後存続スル會社ニ引繼ガルル者ニ對シ退職金ヲ支給スル場合ニ於テハ分類所得稅ヲ控除シタル金額ヲ施行規則第二十四條第一項第一號ニ掲グル支給方法ニ依ラシムルモノトシ、其ノ引繼後ハ新會社ニ於テ同號（甲）、（乙）又ハ（丙）ノ保管方法ヲ講ゼシムルモノトスルコト

十、第二十九號關係（機密費等ノ許可又ハ承認）

（一）令第二十九條第二項ノ機密費等ノ基準月額ノ承認ハ、營業規模、事業種目ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ヲ標準トシ、當該會社ノ所在地域、支店出張所等ノ狀況、營業成績及事業經營ノ特殊性ヲ勘案シ合併ニ因リ設立セラレタル會社ニ付テハ合併前ノ各會社ノ基準月額ヲ斟酌シテ、適當ト認メラルル金額ヲ限度トシテ承認スルコト  
（二）令第二十九條第三項ノ機密費等ノ基準月額ノ許可ハ左ニ掲グルガ如キ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ヲ除クノ外原則トシテ之ヲ爲サザルコト  
（イ）基準月額ガ營業規模、事業種目ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ヲ標準トシ、當該會社ノ所在地域、支店出張

所等ノ狀況、營業成績、營業規模擴張ノ程度及事業經營ノ特殊性ヲ勘案シテ適當ト認メラルル金額ニ比シ著シク少額ナリト認メラルル場合ニシテ且増額申請ノ事由眞ニ已ムヲ得ザルモノト認メラルル場合  
（ロ）基準月額算定ノ基準タル事業年度ニ於テ特別ノ事由ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ特ニ減額シタルコトガ過去數期間ノ實踐ニ徴シ明カナル場合ニ於テ過去ノ平均實踐ノ範圍内ニ於テ基準月額ヲ増額セントスル場合  
（三）令第二十九條第五項ノ基準月額ニ依ル金額ヲ超ユル支出ノ許可ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト  
但シ當該事業年度ノ支出ガ總テ緊要ナルモノニシテ節減ノ餘地ナキ會社ガ基準月額ニ依ル金額ヲ超エテ必要ナル廣告宣傳費ノ支出ヲ爲サントスル場合ノ如ク眞ニ已ムヲ得ザル事由アリト認メラルル場合ニ於テ許可スルコトアルベキコト

◎耐用年數表

（昭和十七年七月一日閣議決定）

第一、各事業に共通する固定資産

△事務所用又は住宅用建物（工場用又は倉庫用建物以外の建物  
を謂フ附屬建物及び建物附屬設備を含む）

耐用年數	現行	改正
鐵骨鐵筋コンクリート造鐵筋コンクリート造、又は鐵骨造（鐵骨煉瓦造及び鐵骨石造を含む）	八〇	六〇
煉瓦造又は石造	七〇	五〇
土藏造又は木造（木骨煉瓦造、木骨造鐵網モルタル塗其他の木骨造塗家を含む）	三〇—五〇	二五
△工場用又は倉庫用建物（附屬建物及び建物附屬設備を含む）		
●鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造又は鐵骨造（鐵骨煉瓦造及び鐵骨石造を含む）		
時局産業用		
●劇樂等を使用する工場にして腐蝕し易き建物は三十年とす	五二	四〇
其他（同二十五年とす）	七〇	五〇
●煉瓦造、石造又は鐵骨亞鉛鐵板		
時局産業用（同三十五年とす）	四五	三五
其他（同三十年とす）	六〇	四〇
●土藏造又は木造（木骨煉瓦造、木骨造鐵網モルタル塗其他の木骨造塗家を含む）		
時局産業用（同八年とす）	一五—二六	一二
其他（同十年とす）	二〇—三五	一五
△構築物（煙突を含む）		
木造（他の種目に特掲したるものを除く）	一	一五
其他（同）	四〇—六〇	四〇
△船舶		
●船舶法第四條乃至第十九條の適用を受くる船舶		
鋼船	二〇—二五	一八
漁業用船舶及び油槽船	二〇—二五	二〇
其他	一五	一二
●其他		
木船	一五	一二
鋼船	一〇	八
木船	一〇	八
△車輛運搬具		
鐵道車輛（鐵道及び軌道業用を除く）	二五	一五
自動車及び自動自轉車（自動車運搬業用を除く）	三—四	四
其他（特掲したる事業用を除く）	—	六
△工具、器具及備品		
工具	五—七〇	五
器具及び備品	二五—五〇	一五
主として金屬製のもの	三—一〇〇	八
其他	—	—